

令和7年第3回  
笠間市議会定例会会議録 第4号

令和7年9月16日 午前10時00分開議

出席議員

議長	22番	畑岡洋二君
副議長	9番	田村幸子君
	1番	長谷川愛子君
	2番	酒井正輝君
	3番	河原井信之君
	4番	鈴木宏治君
	5番	川村和夫君
	6番	坂本奈央子君
	7番	安見貴志君
	8番	内桶克之君
	10番	益子康子君
	11番	林田美代子君
	12番	田村泰之君
	13番	村上寿之君
	14番	石井栄君
	15番	飯田正憲君
	16番	西山猛君
	17番	石松俊雄君
	18番	大貫千尋君
	19番	大関久義君
	20番	小藺江一三君
	21番	石崎勝三君

欠席議員

なし

出席説明者

市	長	山口伸樹君
副	市長	近藤慶一君

教 育 長	小 沼 公 道 君
市 長 公 室 長	堀 江 正 勝 君
政 策 企 画 部 長	北 野 高 史 君
総 務 部 長	瀬 谷 昌 巳 君
環 境 推 進 部 長	小 里 貴 樹 君
保 健 福 祉 部 長	堀 内 信 彦 君
こ ど も 部 長	深 澤 充 君
市立病院事務局長	鈴 木 昭 彦 君
産 業 経 済 部 長	礪 山 浩 行 君
都 市 建 設 部 長	田 中 博 君
上 下 水 道 部 長	植 本 純 平 君
教 育 部 長	松 本 浩 行 君
消 防 長	谷 口 哲 也 君
会 計 管 理 者	鶴 田 宏 之 君
笠 間 支 所 長	根 本 薫 君
岩 間 支 所 長	橋 本 祐 一 君
監 査 委 員 事 務 局 長	細 谷 敦 君
人 事 課 長	藤 田 優 君
人 事 課 長 補 佐	石 川 幸 子 君
企 業 誘 致 ・ 移 住 推 進 課 長	滝 田 憲 二 君
企 業 誘 致 ・ 移 住 推 進 課 長 補 佐	山 口 美 徳 君
危 機 管 理 課 長	谷 田 部 仁 史 君
危 機 管 理 課 長 補 佐	菅 谷 清 二 君
環 境 政 策 課 長	大 内 光 広 君
環 境 政 策 課 長 補 佐	持 丸 博 之 君
脱 炭 素 推 進 室 長	藤 枝 諭 君
社 会 福 祉 課 長	金 木 和 子 君
社 会 福 祉 課 長 補 佐	高 松 繁 樹 君
農 政 課 長	高 菊 地 恵 一 君
農 政 課 長 補 佐	須 藤 辰 紀 君
農 村 整 備 室 長	石 崎 武 君
栗ブランド戦略室長	藤 咲 篤 君
商 工 課 長	桑 嶋 一 志 君
商 工 課 長 補 佐	山 本 明 子 君
観 光 課 長	山 内 一 正 君

観 光 課 長 補 佐	藤 井 伸 広 君
学 務 課 長	仁 平 秀 明 君
学 務 課 長 補 佐	仲 村 貴 夫 君
指 導 室 長	植 松 雄 一 君

---

#### 出席議会事務局職員

議 会 事 務 局 長	山 田 正 巳
議 会 事 務 局 次 長	石 井 謙
次 長 補 佐	鶴 田 貴 子
主 査	上 馬 健 介
係 長	神 長 利 久

---

#### 議 事 日 程 第 4 号

令和7年9月16日（火曜日）

午前10時00分開議

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 一般質問

#### 1. 本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 一般質問

---

午前10時00分開議

#### 開議の宣告

○議長（畑岡洋二君） 皆さんおはようございます。

御報告申し上げます。

ただいまの出席議員は全員であります。

定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の会議に、地方自治法第121条第1項の規定により出席を求めた者及び議会事務局職員の出席者は、資料のとおりであります。

---

#### 議事日程の報告

○議長（畑岡洋二君） 日程について御報告申し上げます。

本日の議事日程につきましては、議事日程第4号のとおりといたします。

これより議事日程に入ります。

---

## 会議録署名議員の指名について

○議長（畑岡洋二君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、8番内桶克之君、9番田村幸子君を指名いたします。

---

## 一般質問

○議長（畑岡洋二君） 日程第2、一般質問を行います。

一般質問につきましては、一括質問・一括答弁方式及び一問一答方式の2方式からの選択といたします。質問は項目ごとに質問し、完結した後、次の質問項目に入っていただくようお願いいたします。

発言時間は、一問一答方式は質問、答弁合わせて60分以内といたします。

執行機関には反問権を付与しておりますので、議員の質問に疑問があるときは「反問します」と宣言し、議長の許可を得て質問内容を深めてください。さらに、議員、執行機関とも分かりやすい質問、分かりやすい答弁に努めてくださることを求めます。

それでは最初に、17番石松俊雄君の発言を許可いたします。

〔17番 石松俊雄君登壇〕

○17番（石松俊雄君） おはようございます。17番、市政会の石松です。ただいま議長より許可をいただきましたので、通告に従って、一問一答方式で質問をいたします。

まず、1問目の質問です。

近年、カスタマーハラスメントが社会問題化しており、民間企業にあつては営業に支障を来す、公共団体にあつては市民サービスの低下を招くなど、社会的影響を看過できない状況にあります。そして、官民ともにいえることは、カスタマーハラスメントは働く人たちの意欲を大きく減退させ、健康にも悪影響を来し、ひどい場合には退職の原因にもなってしまう可能性があるということでもあります。

私ども連合傘下の労働組合でありますU Aゼンセンの調査によりますと、サービス業に従事をする組合員のうち、約半数の組合員が2年以内にカスタマーハラスメントの被害に遭った経験があるという結果が出ております。そして、今や民間企業だけではなく自治体等の公的団体でも対策が進み、全国に目を向けますと、違反者の氏名を公表するという制裁措置付のカスタマーハラスメント防止条例を制定している市、あるいは議員による職員へのハラスメントを防止するための条例を制定している市議会もあります。

厚生労働省はカスタマーハラスメントを、顧客等からのクレーム言動のうち、当該クレ

ーム、言動の要求の内容の妥当性に照らして、当該要求を実現するための手段、対応が社会通念上不相当のものであって、当該手段、態様により労働者の就業環境が害されるものと定義をしております。労働契約法においては、雇用主には従業員に対する安全配慮義務が課せられております。パワーハラスメントは労働施策総合推進法、セクシャルハラスメントやマタニティハラスメントは男女雇用機会均等法によって、禁止をされております。今般、それらに加えて、カスタマーハラスメントが労働施策総合推進法に盛り込まれることになったわけであります。

そこで、小項目①の質問であります。

今年6月4日に、労働施策総合推進法や男女雇用機会均等法などを改正する労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律等の一部を改正する法律が成立をしました。6月11日に公布をされましたが、公布後1年6か月以内の政令で定める日に施行されるとなっております。来年中には施行される予定であります。この改正労働施策総合推進法によって、企業に対してカスタマーハラスメントを防止するために雇用管理上必要な措置を講じることが義務づけられるとともに、改正男女雇用機会均等法によって既に義務づけられておりましたセクシャルハラスメントの防止措置の義務の対象に、新たに就職活動中の学生やインターンシップ生、求職者に対するセクシャルハラスメントが追加をされております。

施行前ではありますが、この法律改正に対する市の御認識と今後の対応について、簡潔に御説明ください。

○議長（畑岡洋二君） 市長公室長堀江正勝君。

○市長公室長（堀江正勝君） 17番石松議員の御質問にお答えをいたします。

本市の職員は、市民の生活を支える重要な役割を果たしています。そのため、職員が安心して働ける環境を整えることが非常に重要だと考えております。

労働施策総合推進法の改正により、事業主にはカスタマーハラスメント対策や求職者に対するセクハラ対策が求められるようになりました。この改正は、職員の安全と健康を守るための取組をさらに強化するものであり、市も国の方針を尊重し、実効性のある対策を進めていく必要があると考えています。具体的には、今後国が示す指針に基づきまして、カスタマーハラスメント防止に関する事業主としての方針や相談体制の整備、そして事案発生後の迅速かつ適切な対応などについて明記した市としての対応方針の策定を進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（畑岡洋二君） 石松俊雄君。

○17番（石松俊雄君） 小項目②に入ります。

パワーハラスメントやセクシャルハラスメントに比べて、カスタマーハラスメントに対する市民や企業の意識は低いのが現実かと思えます。まずは、市役所から率先垂範するこ

とが肝要であります。

そこで、小項目②ですが、市役所職員に対するカスタマーハラスメントの実態把握について、お尋ねをいたします。市役所窓口や教育委員会、学校現場、出先機関等で把握をされているカスタマーハラスメントの実情について、簡潔に御説明ください。

○議長（畑岡洋二君） 市長公室長堀江正勝君。

○市長公室長（堀江正勝君） カスタマーハラスメントの現状についての御質問でございますが、令和6年度における各部署ごとの事案件数でお答えをいたします。

市役所の窓口、本所及び支所においては48件、教育委員会で1件、学校現場で22件、その他出先機関等で5件の事案が発生しております。

主な内容としましては、市役所窓口では市民生活に直接関わる手続が多く、特定の要求が受け入れられないことに対する執拗な抗議や、何の落ち度もない市側に対して繰り返されるクレームなど、精神的な攻撃、暴言を受ける事案が多く見られました。また、窓口対応に関する行き違いから、執拗に揚げ足を取られたり、脅迫じみた発言をされることなど、謝罪を求められるといった事案も発生しています。教育委員会や学校現場では、児童生徒の保護者からの理不尽な要求や、トラブルに対する対応が不十分だという理由で繰り返し暴言を受ける事案が報告されています。

以上です。

○議長（畑岡洋二君） 石松俊雄君。

○17番（石松俊雄君） 大変数が多いのに私も驚いてはいるのですが、このカスタマーハラスメントによって、体調不良になったり、休職や退職を余儀なくされている職員というのはいらっしゃるのでしょうか。

○議長（畑岡洋二君） 市長公室長堀江正勝君。

○市長公室長（堀江正勝君） お答えいたします。

令和6年度において、カスタマーハラスメントが原因で職員が体調不良になったケースは7件ありますが、退職につながったケースはございません。

以上です。

○議長（畑岡洋二君） 石松俊雄君。

○17番（石松俊雄君） 7件ということですが、今も、退職はされてないということなのですけれども、休職とか病気療養中とか、そういう実情はありますか。

○議長（畑岡洋二君） 市長公室長堀江正勝君。

○市長公室長（堀江正勝君） ただいま申し上げた体調不良を引き起こした7件のうち、6件は所属長や同僚からのメンタル面でのケアで回復をいたしました。

ただし、1件につきましては、体調が回復せず、療養休暇を取得することになりました。なお、現在は、職場復帰をしてございます。

以上です。

○議長（畑岡洋二君） 石松俊雄君。

○17番（石松俊雄君） それでは、この市民からの要求とかいろいろなことを今、言葉はいろいろ言われたのですけれども、私は、市民を民間の企業のように、顧客というふうに捉えるべきかどうかというのは議論があるところだというふうに思うのですね。行政ですから、納税者というか、市民からあったものについては全て応えるというのが行政の役割でありますから、なかなかこの市民からの意見や要望をクレームというふうに捉えるのか、あるいは今言いました、カスタマーハラスメントというふうに捉えるのか、この区別というのはどういうふうにやられているのか、説明いただけますか。

○議長（畑岡洋二君） 市長公室長堀江正勝君。

○市長公室長（堀江正勝君） クレームとカスタマーハラスメントの違いということでございますが、クレームは正当な理由に基づいてサービスの改善を求めるものでありまして、カスハラは職員に対する嫌がらせや不当な要求行為であると考えております。

カスハラは、脅迫や侮辱、過剰な要求といった不適切な言動を伴い、正当性が欠けているため、職員の心身や業務に深刻な影響を与える点で、クレームとは大きく異なると考えてございます。

以上です。

○議長（畑岡洋二君） 石松俊雄君。

○17番（石松俊雄君） 先ほど、厚生労働省の定義を申し上げました。その定義によりますと、要求内容が適当というか、合理的であるか、正当であるかどうかということが、まず一つは問題になるかと思えます。それと併せて、伝え方というか、そういう態度というか、そういうことがどうなのかと。いくら要求内容が正当であっても伝え方が不相当であれば、それはカスタマーハラスメントになるのではないかというのが、厚生労働省の定義から言える私は基準ではないかなというふうに思います。

先ほどの市長公室長の答弁の中で、これからいろいろ指針の準備だとか、方針とかそういうのを立てるといふふうにおっしゃられたのですけれども、既に笠間市職員のハラスメント防止等に関する指針というのが出来上がっております。これは議会のほうでも説明を受けているのですけれども、この指針の中にカスタマーハラスメントをきちんと付け加えて、客観的に見てこの事例はカスタマーハラスメントだというふうに判断できるような、そういう基準というか、まさに指針ですけれども、そういうことを加筆修正をする必要が私はあるのではないかと思うのですけれども、その辺についてはいかがでしょうか。

○議長（畑岡洋二君） 今、小項目③に移って。

○17番（石松俊雄君） はい、すみません。小項目③です。

○議長（畑岡洋二君） 市長公室長堀江正勝君。

○市長公室長（堀江正勝君） 現在のハラスメントの指針にカスタマーハラスメントの追加というような御質問だと思いますが、カスタマーハラスメントは職員の労働環境を脅か

す深刻な問題と認識しており、市には職員を守る責任がございます。そのため、相談体制の整備など、具体的な対応策を検討する必要があると考えております。

ただし、笠間市職員ハラスメント防止等に関する指針は、主に職員間のハラスメントに関するものであるため、カスタマーハラスメントを追加するのではなく、カスタマーハラスメントに特化した新しい指針を策定する方向で進めたいと、そのように考えてございます。

以上です。

○議長（畑岡洋二君） 石松俊雄君。

○17番（石松俊雄君） 新しい指針をつくるということなのですが、少し現在ある笠間市のハラスメント防止等に関する指針の中身について、ちょっとお尋ねをさせていただきます。

小項目④に入ります。

ハラスメント防止等に関する指針を読ませていただきますと、ハラスメントの相談窓口が所属部長及び所属課長、そして市長公室の人事課長と課長補佐というふうになっておりますけれども、この4人の方が、対面なのか電話なのかメールなのかは分かりませんが、何らかの方法で相談を受けると。これが相談窓口という理解でよろしいでしょうか。

○議長（畑岡洋二君） 市長公室長堀江正勝君。

○市長公室長（堀江正勝君） そのとおりでございます。

○議長（畑岡洋二君） 石松俊雄君。

○17番（石松俊雄君） では、相談があった場合、相談された方の承諾が前提ということになると思うのですが、人事課で事実確認をして、顧問弁護士の法的見解を元に、ハラスメント対策委員会において相談があったその行為がハラスメントに当たるのかどうか、さらには懲戒処分審査会に諮るかかどうかということ、このハラスメント対策委員会の中で判断をするという、こういう理解でもよろしいでしょうか。

○議長（畑岡洋二君） 市長公室長堀江正勝君。

○市長公室長（堀江正勝君） そのとおりでございます。

○議長（畑岡洋二君） 石松俊雄君。

○17番（石松俊雄君） では、このハラスメント対策委員会は市長が任命する委員で構成するというふうに指針にはなっているわけですが、具体的にはどういう方が委員になっていらっしゃるのでしょうか。

○議長（畑岡洋二君） 市長公室長堀江正勝君。

○市長公室長（堀江正勝君） 現在、委員会は、委員長である副市長をはじめ総務部長、教育部長、消防長、市長公室長の5名で構成をしております。

以上でございます。

○議長（畑岡洋二君） 石松俊雄君。

○17番（石松俊雄君）　ということは、職員で構成されていて、第三者というか、外部の方は誰も入っていないということなのではないでしょうか。

○議長（畑岡洋二君）　市長公室長堀江正勝君。

○市長公室長（堀江正勝君）　そのとおりでございます。

○議長（畑岡洋二君）　石松俊雄君。

○17番（石松俊雄君）　指針の中には一応、職員の相談があった場合は個別に相談を受けるといいますから、多分その中でプライバシーの保護、秘密はそこで守られていくということになってるのだろうと思うのですけれども、その相談があった内容の客観性というか、そういうものはどこで判断されていくのでしょうか。職員の中で、これはハラスメントだという、そういう認識が決定をされていくのでしょうか。

○議長（畑岡洋二君）　市長公室長堀江正勝君。

○市長公室長（堀江正勝君）　基本的には人事課のほうで判断しますが、必要に応じて弁護士等に相談して判断をさせていただきます。

　　以上です。

○議長（畑岡洋二君）　石松俊雄君。

○17番（石松俊雄君）　それからもう一つは、私は相談ということになってくると、相談者が相談をしやすいかどうかということが一番問題だと思うのです。議会の中でもハラスメントのガイドラインつくったとき、やっぱり相談しやすいかどうかというところは非常に関心があったというか、問題意識を持ったのですけれども、今説明があったメンバーですと、いわゆる部長、いわゆる上司ですよ。しかも、職員間の問題であった場合に、市役所の職員間の問題を上司に相談するということになると思うのですけれども、そういう意味で言うと非常に精神的なハードルが高くて、相談しやすいというふうに私はちょっと思えないのですけれども。

　　そういう意味で、まず外部の第三者的な組織だとか団体に委託をすとか、そういうハラスメントに特化した第三者委員会をつくるとか、いわゆる市役所の外にちゃんと相談をできる場というのを設ける必要は私はあるのではないかなと思うのですけれども、その辺の問題意識はいかがでしょうか。

○議長（畑岡洋二君）　市長公室長堀江正勝君。

○市長公室長（堀江正勝君）　議員御指摘のとおり、職員が安心して相談できる環境を整えることというのは非常に重要であると考えてございます。

　　まずは、人事課の相談窓口を充実させることを優先しまして、今後は人事課だけでなく、相談窓口の拡充の一環として、第三者機関との連携も視野に入れて検討していきたいと、そのように考えてございます。

○議長（畑岡洋二君）　石松俊雄君。

○17番（石松俊雄君）　さらに申し上げれば、検討されるということなのでそれはいい

のですけれども、まず相談をする場所を市役所の外につくって、本当に職員が何かあったときに相談しやすい環境づくりをしていただきたいということが一つと、もう一つは、第三者の目できちんと、これがハラスメントなのかどうかということを判断する第三者委員会というのが、私は必要だと思うのですね。職員間の問題を職員が判断をするというのは非常に無理があるというふうに思うのですが、そういう意味で第三者委員会の設置とか、そういうことは指針の中に盛り込むことはできないのでしょうか。

○議長（畑岡洋二君） 市長公室長堀江正勝君。

○市長公室長（堀江正勝君） 現時点において、議員がおっしゃった、第三者委員会の設置については考えておりません。本市としては、現在のハラスメント対策委員会に外部の有識者を委員として参加していただくことで、ハラスメントの審査における公平性、透明性を高めてまいりたいと、そのように考えてございます。

○議長（畑岡洋二君） 石松俊雄君。

○17番（石松俊雄君） ということは、ハラスメントの対策委員会の中に、職員以外の外部の方を入れるということでもいいのでしょうか。

○議長（畑岡洋二君） 市長公室長堀江正勝君。

○市長公室長（堀江正勝君） そのように考えてございます。

○議長（畑岡洋二君） 石松俊雄君。

○17番（石松俊雄君） では、ぜひ実行していただきたいなということでお願いを申し上げます。

小項目⑤に移ります。

カスタマーハラスメントの問題に戻らせていただきます。カスタマーハラスメントへの対応は基本的に事業主が行うべきことでありますが、市内の民間事業者がカスタマーハラスメントが原因で撤退、廃業をしてしまうということになれば、笠間市にとっても大きな損失となるわけです。市内民間事業者に対するカスタマーハラスメントに対応するための対策、カスタマーハラスメント予防に向けた啓発を行うことが私は必要だと考えております。

笠間市の相談体制、事業者への支援について、教えていただけますか。

○議長（畑岡洋二君） 産業経済部長礒山浩行君。

○産業経済部長（礒山浩行君） 17番石松議員の御質問にお答えします。

市役所以外の市内民間事業者に対するカスタマーハラスメント対策についてでございますが、令和7年6月の労働施策総合推進法の改正により、カスタマーハラスメントを防止するために雇用管理上必要な措置を講じることが、事業者の責務となりました。具体的には、措置については今後国が指針を示すことになっており、各事業者も国の指針に基づいた対応をしていくことが必要となると考えております。

○議長（畑岡洋二君） 石松俊雄君。

○17番（石松俊雄君） 国が指針を示すのですけれども、それに当たって事業者が相談をする場所というのは、笠間市にはないのでしょうか。

○議長（畑岡洋二君） 産業経済部長礒山浩行君。

○産業経済部長（礒山浩行君） 現状において、ハラスメント相談窓口の設置は企業規模を問わず義務化されており、社内外に相談窓口を設置し、従業員に周知することとされており。そのような中で、市役所に相談したいという場合には、商工課の窓口が担当して、相談に対応して必要な県や国の機関につないでいくというのが、我々の窓口と考えております。

○議長（畑岡洋二君） 石松俊雄君。

○17番（石松俊雄君） そうなりますと、商工会でも結構なのですけれども、民間事業者に対して国の指針がまだ決まってないということもあるので、今すぐにとすることはできないのでしょうかけれども、そういうカスタマーハラスメントの問題について相談を受けますよということを、民間事業者に対してあるいは市民に対してオープンにしている、相談窓口を開くということをやっているという理解でよろしいのでしょうか。

○議長（畑岡洋二君） 産業経済部長礒山浩行君。

○産業経済部長（礒山浩行君） そのとおりです。

○議長（畑岡洋二君） 石松俊雄君。

○17番（石松俊雄君） ぜひとも、そういう窓口を開いていただいて、市民や事業者に周知徹底をしていただくことをお願いを申し上げておきたいと思います。

それからもう一つなのですけれども、消費者である、私は一般市民への啓発も必要ではないかなというふうに考えています。これまでの消費者教育というのは、いわゆる悪徳業者から消費者を守るという、そういう消費者の権利をきちんと主張するというを中心に行われてきたのが、これまでの消費者教育の中身であったのだろうかというふうに思っています。日本人の意識はお客様は神様という、そういう言葉がありますけれども、本来は私は、商取引上においては事業者と顧客は対等であるべきだと思うのです。そういう意味で、サービスを受ける側の消費者と提供する側の事業者が共に尊重されるような、そういう環境づくりをやっていかなければいけないと思うのですね。

そのためには、消費行動を促す消費者教育と啓発活動、いわゆる消費者がカスタマーハラスメントをしない、加害者にならないための教育や啓発が必要だと思います。これも国の指針がまだ定まってないということもあるのですけれども、こういうことに対する市の問題意識はいかがでしょうか。

○議長（畑岡洋二君） 産業経済部長礒山浩行君。

○産業経済部長（礒山浩行君） 議員おっしゃるとおり、カスタマーハラスメントを防止し、共に尊重される社会を実現させるためには、サービスを提供する側の事業者への取組とともに、サービスを受ける側の消費者に対する取組も必要であると考えております。具

体的には、消費者がカスタマーハラスメントを正しく理解することが必要であるというふうに考えております。

消費者庁が本年3月に策定した第5期消費者基本計画において、消費者政策として取り組むべき基本的な施策が定められており、この中で、よりよい社会の実現に向けたカスタマーハラスメント対策の推進が盛り込まれております。この計画に基づき、笠間市消費生活センターでは今年度、カスタマーハラスメントに関するリーフレットの配布や、消費生活マイスター養成講座において、カスタマーハラスメントに関する勉強会の開催などを予定しているところでございます。クレームとハラスメントの違いなどを正しく理解し、消費者が加害者になることを未然に防止するために、市民に対する啓発活動にも取り組んでいきたいと考えているところでございます。

○議長（畑岡洋二君） 石松俊雄君。

○17番（石松俊雄君） ぜひ、進めていただきたいと思います。

小項目⑥の項目に移らせていただきます。

官民を上げて、今、部長が説明されたようなことも含めてなのですけれども、そういうことをやりながらハラスメントの根絶をしていくためには、私はやっぱりハラスメントの防止条例、あるいはカスタマーハラスメントに特化したカスタマーハラスメント防止条例、そういう条例の制定についても検討すべきではないかなというふうに思うのですが、市のお考えを伺います。

○議長（畑岡洋二君） 産業経済部長礒山浩行君。

○産業経済部長（礒山浩行君） ハラスメントあるいはカスタマーハラスメントの防止条例の制定についてでございますが、条例化につきましては、現時点では制定は考えておりません。

ただし、先ほどの答弁にもございましたが、今後国が指針を示す予定でございますので、国の指針の中で市町村がどのような役割、立場になるのかを注視した上で、条例化については検討させていただきたいと考えております。

○議長（畑岡洋二君） 石松俊雄君。

○17番（石松俊雄君） よく分からなかったのですが、条例化についても検討するというふうに理解していいのでしょうか。

○議長（畑岡洋二君） 産業経済部長礒山浩行君。

○産業経済部長（礒山浩行君） 今後、国が示す指針の中で条例化が必要だというところが示されれば、市のほうでも検討していきたいと考えておるところでございます。

○議長（畑岡洋二君） 石松俊雄君。

○17番（石松俊雄君） 私、先ほど申し上げましたけれども、市役所内部の問題であれば、市役所の職員がカスタマーハラスメントを受けるということであれば、市役所の中の指針だけで十分だというふうには思うのですが、そうではなくて、笠間市内、事業

者、市民含めてそういうハラスメント、カスタマーハラスメントだけではなくて、ハラスメントをなくそうということであれば、私はやっぱり条例化に向けてきちんと検討していくということが必要でありますし、それがこの間、国の中で議論をされてきたことではなかろうかなというふうに思うのですが、そういう意味では国の指針がどうなろうとそこは変わらないわけですから、ぜひとも条例化については検討していただきたいのですけれども、いかがでしょうか。

○議長（畑岡洋二君） 産業経済部長礒山浩行君。

○産業経済部長（礒山浩行君） 全国の自治体で何自治体か、カスタマーハラスメントに関する条例を制定している市町村はございます。ただし、これ今年6月の法改正前に、独自に制定された条例というふうな認識でおります。今後示される国の指針において、国の考え方と整合性を取りながら、必要であれば条例制定の検討を進めてまいりたいと考えております。

○議長（畑岡洋二君） 石松俊雄君。

○17番（石松俊雄君） 国の指針が出ないと駄目だということなのだろうと思うのですが、必要であればということは、私は必要だというふうに思います。これは、何度も繰り返して申し訳ないのですけれども、市役所内部の問題ではなくて、笠間市からハラスメントを根絶しようということですから、そういう意味ではきちんと条例化ということを据えて、市民と一緒に市民参加で条例制定について議論をしていくということが私は必要ですし、そのことが一番大事なことではなかろうかなというふうに思いますので、国の指針が示された後になるかもしれませんが、ぜひとも条例化に向けて検討していただきたいということを申し上げまして、次の最低賃金の問題に移らせていただきます。

茨城地方最低賃金審議会は、2025年度の茨城県の最低賃金を1時間当たり69円引き上げ、1,074円とするように答申をしました。引上げ幅は6.9%、引上げ額とともに過去最高となり、中央最低賃金審議会が示しました目安の63円を6円上回っております。あわせて、答申には、中小・小規模企業へのきめ細やかな支援制度の充実や、労働者の就業調整につながるための税社会保険制度の整備、改革なども盛り込まれております。

そこで、小項目①の質問をいたします。

今年度の茨城県の最低賃金引上げの内容について、笠間市としてはどのように評価されるのか、市としての認識をお示してください。

○議長（畑岡洋二君） 産業経済部長礒山浩行君。

○産業経済部長（礒山浩行君） 最低賃金審議会の答申に対する市の認識でございますが、今回答申された最低賃金の引上げ額69円は、昨年52円を大きく上回り、市としては地域経済の発展や市民生活の向上、さらには消費の活性化につながると期待されることから、最低賃金の引上げは重要であると考えております。

一方で、中小企業、小規模事業者にとっては、原料価格や人件費の上昇への対応が困難

な中で、経営負担が増加することは課題であると認識しているところでございます。

○議長（畑岡洋二君） 石松俊雄君。

○17番（石松俊雄君） 小項目②のほうに移らせていただきますけれども、その経営負担ですね、中小規模の事業主に対する負担がやっぱりもう一つ、最低賃金引上げの場合は問題になってくるというふうに私も問題だと思っています。日本商工会議所の調査によりますと、地方にある従業員20人以下の企業の8割近くが、2024年度の最低賃金引上げを負担だというふうに答えています。価格転嫁ができない、これ部長おっしゃいましたけれども、収益を圧迫しているというふうに回答されたのも3割を超えています。

また、先ほど申し上げましたが、政府は2020年代に全国加重平均を1,500円という、そういう目標を立ててはいますが、これについても実に4者に1者が対応不可能だというふうに答えておられますし、廃業だとかそういうことも視野に入れているのだという、そういうシビアな結果も報告をされています。

もちろん、企業にも努力や競争が求められるというのは、これは日本は資本主義経済社会ですから、それは当然のことであろうかと思うのですが、ただ体力に見合わない賃上げの連続は、やっぱり地域産業の空洞化だとか、雇用不安を招く危険性もはらんでいるというふうにも思うわけです。

これが、先ほど部長がおっしゃった、最低賃金の引上げによって地域経済は活性化するけれども、一方ではという、その一方ではの問題なのですね。この一方ではというふうに考えたときに、中小零細企業の厳しさに対して私たちもきちんと理解を示して、一定程度、市としても税金を使って一定の支援というのは必要ではないかなというふうに思うわけです。

そういう意味で、小項目②の質問ですけれども、この今般の答申、最低賃金の2025年度の引上げが笠間市内の中小企業に及ぼす影響について、笠間市としてはどういうふうに認識をされ把握されているのか、教えてください。

○議長（畑岡洋二君） 産業経済部長礒山浩行君。

○産業経済部長（礒山浩行君） 答申が及ぼす市内中小企業への影響についてでございますが、まず人件費の増加が挙げられます。最低賃金の引上げは企業の経営負担の増加となり、特に利益率の低い中小企業においては影響を及ぼす可能性がございます。また、コストの上昇分を適切に価格に反映できない場合、利益が圧縮されるという懸念がございます。

全国のデータにはなりますが、中小企業庁が公表している統計によりますと、中小企業者の割合は全体の99.7%となっております。笠間市においては、従業員30名未満の事業者が91.9%。こちら令和3年の経済支援策の情報でございますが、こういうことであることから、市内の多くの事業者に影響があると推察されているところでございます。

一方で、賃上げにより、従業員のモチベーションの向上や企業内の業務効率化の取組による生産性の向上が促進していくことも期待されると考えております。

○議長（畑岡洋二君） 石松俊雄君。

○17番（石松俊雄君） それでは、小項目③の質問に移りますけれども、茨城県の価格転嫁がうまくいっていない事業者に対して、中小企業診断士、専門家を派遣をして、価格交渉のノウハウ等を提供する伴走支援と、それから時給1,010円以下から35円以上引き上げた事業所に対して最大50万円支給をするという「いばらき賃上げ支援事業」というのが県の事業であるのですけれども、この事業に対する笠間市における活用現状はどのようなのでしょうか。

○議長（畑岡洋二君） 産業経済部長礒山浩行君。

○産業経済部長（礒山浩行君） 価格が転嫁がうまくいっていない事業者に対する専門家の派遣事業につきましては、茨城県では本年5月1日より県内企業の適切な価格転嫁実現を支援するため、専門的な窓口を設置いたしました。現時点では、相談窓口での笠間市内の相談件数及び中小企業診断士の派遣は、ゼロ件でございます。市といたしましても、より多くの事業者がこの支援を活用できるよう、広報活動の強化を進めてまいります。

また、賃上げ支援事業につきましても、本年6月2日から茨城県では1,010円以下から35円以上引き上げた事業者に対して最大50万円を支給する「いばらき賃上げ支援金事業」を開始したところでございますが、現時点で笠間市内の事業者の申請はないところでございますが、受付期間は令和8年1月までとなっておりますので、引き続き申請の受付、審査を進めていくこととなっております。

○議長（畑岡洋二君） 石松俊雄君。

○17番（石松俊雄君） 私は前回もこの質問をさせていただいてるのですけれども、最低賃金の引上げ、あるいはその最低賃金の引上げだけではなくて、従業員の賃金の引上げによってどういう影響を、どれだけの、先ほどだと9割以上が30人未満の企業だと笠間市内はそういうふうにおっしゃられましたけれども、そういう企業がどういう影響を受けているのか、そういう企業に働いている人たちがちゃんと賃上げになっているのかどうか、そういう現状をやっぴりきちんと把握をするということが必要ではないかなというふうに申し上げました。そのときの部長の答弁は、いばらき賃上げ支援事業を活用した事業者には、そういうことを把握していきますというふうに言われたのですけれども、これ活用した事業者ゼロですよ。

ただ、この後活用を促していくということはいいのですけれども、私はきちんとした市内中小企業の賃上げの現状把握、これをすべきかと思うのですが、これ小項目④の質問になりますけれども、このことについてはいかがですか。

○議長（畑岡洋二君） 産業経済部長礒山浩行君。

○産業経済部長（礒山浩行君） 市内の中小企業の賃上げの現状についてでございますが、ハローワークが毎週発行するパート求人情報一覧に掲載される賃金を基に、令和7年4月から8月までのデータで調査を行いました。現行の最低賃金である1,005円での求人は全

体の17.6%となっており、その他の82.4%の事業者は1,005円を超える賃金で求人募集をしているところがございます。また、来月、10月12日から適用される見通しの最低賃金1,074円未満の求人につきましては全体の50.3%に上るものの、10月の賃上げにより地域経済の発展や市民生活の向上、さらには消費の活性化につながると期待しております。

今後も引き続き、産業活性化コーディネーターによる企業訪問を通じてのヒアリングを実施するとともに、ハローワーク等関係機関と連携し、市内の賃上げ状況の確認を行ってまいります。

○議長（畑岡洋二君） 石松俊雄君。

○17番（石松俊雄君） 物価高に追いつくような賃上げが必要だということは、もうこれ誰でも共通している問題意識だと思うのですけれども、同じように最低賃金も引き上げていくべきだというふうに私は思うのですが。

ただ、その最低賃金や、それから中小で働いている人たちの賃上げがきちんと実行されているのかどうかということを中心に把握をしてくださいということをお願いしました。これで、パートの賃金だとか、そういうことはデータで調査をされたのだというふうに思うのですけれども、ただ私がやっぱり一方で心配をしているのは、先ほども申し上げましたように、最低賃金をやっぱり上げると、それから賃金を上げるというふうになると、人件費コストが高まるわけですよ。この人件費コストが高まって行って、それに耐えられない場合は廃業になるかもしれないし、もう一つは、解雇という事態も起こってくるわけですよ。

そういう実情について、産業活性化コーディネーターが相談受けているのでというふうに部長はおっしゃられたのですけれども、その辺の実情についてはちゃんと市としては把握をしていただけているのでしょうか。

○議長（畑岡洋二君） 今のは、支援策までは行ってないですよ。まだ、小項目④でよろしいですね。

○17番（石松俊雄君） はい。

○議長（畑岡洋二君） 産業経済部長礒山浩行君。

○産業経済部長（礒山浩行君） 産業活性化コーディネーターによる企業訪問の中で、随時賃金の引上げや賃上げで生じる企業の課題について、ヒアリングは実施しているところがございます。現時点の聞き取り調査においては、賃金の引上げに起因する相談ケースの報告はございません。

今後、賃上げに伴う企業の影響が想定されることから、引き続きヒアリングを強化して、必要な支援をしていくという考えでございます。

○議長（畑岡洋二君） 石松俊雄君。

○17番（石松俊雄君） 大手と中小の、私は賃金の格差というところに非常に問題意識がありまして、中小に働いている方々が大手と違って賃上げ率が低かったりとか、ある

いは賃上げができない企業に働いてる方が解雇されてしまうという、そういう事態に見舞われないようにしていかなければならないのではないかなというのが、私の大きな問題意識なのです。

そういう問題意識に基づいて、小項目⑤の質問に入りたいのですけれども、いわゆる中小、地元の中小企業が生産性向上をやったりとか設備投資をしたりとか、そういう賃上げを継続できるような環境をつくっていきましょうという努力をされている事業者に対して何らかの支援を、私は市としても考えてもいいのではないかなと思うのですが、そういう問題意識は笠間市はお持ちではないのでしょうか。

○議長（畑岡洋二君） 産業経済部長礒山浩行君。

○産業経済部長（礒山浩行君） 何らかの支援という形でございますが、国や県等で様々な事業を行って、議員おっしゃるとおり、生産性の向上等の事業を行っているところでございます。これにつきましての活用について、市商工課、我々産業経済部並びに地域産業活性化コーディネーターとも連携しながら、そういう国、県等の施策を積極的に活用していくよう、中小の事業者の皆様に対して周知、あとは取り次ぎであったりとか、申請であったりというところをお手伝いしていくというふうな考えでございます。

○議長（畑岡洋二君） 石松俊雄君。

○17番（石松俊雄君） ちょっと小項目⑥の質問にも関係してくるので、小項目⑥に入りたいと思います。

前回、そういう問題意識も含めて、ぜひとも笠間市の中でも中小企業振興基本条例の制定について考えないかということも申し上げました。その際、部長の答弁は、県の小規模企業振興条例の中に、市町村関係団体も基本理念にのっとって適切な役割分担を行い、相互に連携、協力を図るよう努めるものというふうに規定をされておりますし、笠間市では、今ほど部長がおっしゃったように、様々な中小企業の振興に関する事業を多面的に実施しているので、条例については現時点は考えていないというふうに言われたのですけれども、これについては今でもお変わらないでしょうか。

○議長（畑岡洋二君） 産業経済部長礒山浩行君。

○産業経済部長（礒山浩行君） 条例の制定につきましては、現時点においても中小企業振興条例を制定するという考えはございませんが、中小企業の振興に関して県商工会、ハローワーク等の関係機関との意見交換を密にしながら、積極的に意見の聞き取りをやっていきたいと考えております。

今後につきましても、国や県の動向を注視し、社会情勢の変化に対し迅速かつ柔軟な対応により、中小企業の支援、地場産業の活性化による市民生活の向上の推進をしてまいりたいと考えているところです。

○議長（畑岡洋二君） 石松俊雄君。

○17番（石松俊雄君） ハローワーク、それから県とかそういうところとの相談という

か、そういう懇談みたいなのをやるというふうにおっしゃられたのですけれども、例えば当事者、中小企業ですね、団体で言えば商工会というのもありますし、それから労働団体もあります。そういうところとの情報交換とか、そういうところの意見を聞くとか、そういう場は設けられないのでしょうか。

○議長（畑岡洋二君） 産業経済部長礪山浩行君。

○産業経済部長（礪山浩行君） 当然、商工会とか労働に関する団体から意見交換というところのお話があれば、我々としては積極的に相談を受けていきたいというふうに、意見交換をしていきたいというふうに考えております。

○議長（畑岡洋二君） 石松俊雄君。

○17番（石松俊雄君） それで前回答弁いただいて、改めて私は総合計画の中を見直してみたのです。この総合計画の中を見たときに、確かに中小企業に対する支援策というのは幾つかあります。前回の質問のときも申し上げましたけれども、中小企業振興基本条例をつくるということは、笠間市の地域経済の活性化を、中小企業達もきちんと元気を持っていただいて、きちんと地域経済の活性化につなげていきたいと思います。そのためには、中小企業当事者だけではなくて、笠間市としても、そして市民としてもやっぱり地元の中を盛り上げるようなことを考えていこうではないかという、そういう理念をきちんととうたった条例をつくっていただきたいのだということを申し上げました。

そういう意味で総合計画見たのですが、確かに地場産業に対する支援だとか、企業誘致だとか、そういうことは書かれているのですよ。私が今申し上げたような理念については、どこにも触れられていませんよ。中小企業を守りますとか、中小企業を支援していきますとか、そういうことはどこにも総合計画の中には書かれていないのです。私はここにやっぱり一番問題があるのではないかなというふうに思いますし、今これだけ賃上げが言われていて中小の格差がついてるときに、今こそそういう中小企業にきちんと目を向けていく、笠間市の地域経済活性化にちゃんと中小企業を中心に据えるのだという、そういう姿勢を私は示すことが必要な時期に来ているのではないかなというふうに思うのです。

そういう意味での条例の制定というふうに申し上げたのですけれども、条例の制定にストレートに結びつかなくても結構ですが、そういう理念やそういう考え方について何か市として示す、そういうことはできないのでしょうか。

○議長（畑岡洋二君） 産業経済部長礪山浩行君。

○産業経済部長（礪山浩行君） 条例の必要性につきましては、今後につきましても、先ほど答弁しましたように、関係団体、労使ともに意見交換をしながら、必要性については検討してまいりたいと思います。また、昨今の社会情勢を見ると、経済対策につきましても急激な変化が、国や県の施策の方向性等が次々と出されている中で、それに柔軟に対応して効果のある施策というところを、市が打ち出していきたいと考えているところでございます。

○議長（畑岡洋二君） 石松俊雄君。

○17番（石松俊雄君） 前回もそういうふうにおっしゃられたのですよ。条例化すると、条例に縛られて計画立てて柔軟に対応できないというふうにおっしゃったのですけれども、前回も私も言ったのですけれども、そういうことではないでしょうということですよ。私が言ってるのは、地域の中小企業、地場産業とかそういうことだけではなくて、中小企業、零細企業ですね、こういう人たちに元気になっていただかないと、笠間の地域経済は活性化していかないのだよと。だから、市民挙げて、笠間市としては地元の中小企業、零細企業についても守っていくし、支援をしていくんだよという考え方や理念について、やっぱり示す必要があるのではないのですかということをおっしゃっているのですよ。

それは別に、県の事業をやるとか、やらないとかの問題ではないのですよ。笠間市としてのスタンスや姿勢をきちんと市民に対して明らかにするという、そういうことが必要ではないのですかということをおっしゃっている。そこら辺の問題意識はないのですか。

○議長（畑岡洋二君） 産業経済部長礒山浩行君。

○産業経済部長（礒山浩行君） 今議員がおっしゃられたことを含めて、関係団体との意見交換を積極的に行いながら、条例の必要性について検討していきたいと考えておるところでございます。

○議長（畑岡洋二君） 石松俊雄君。

○17番（石松俊雄君） 検討していただけるのであればもうこれ以上申し上げませんので、ぜひとも広い、市民が、当事者だけではなくて関係する団体がきちんと参加をして、そういうことについて議論ができる場を市として責任を持ってつくっていただきたいということを最後をお願いを申し上げまして、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（畑岡洋二君） 17番石松俊雄君の一般質問を終わります。

ここで、11時まで休憩いたします。

午前10時48分休憩

---

午前11時00分再開

○議長（畑岡洋二君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

13番村上寿之君の発言を許可いたします。

〔13番 村上寿之君登壇〕

○13番（村上寿之君） 13番市政会の村上寿之です。通告に従いまして、一問一答方式で質問します。

それでは、大項目1、北山公園について、質問します。

北山公園の遊具が9月に撤去されるようだが、撤去した後、何か考えていることはありますか、質問します。

小項目①遊具撤去後に考えていることがあるか、伺います。

○議長（畑岡洋二君） 産業経済部長礒山浩行君。

○産業経済部長（礒山浩行君） 13番村上議員の質問にお答えいたします。

北山公園の遊具撤去後に考えていることはあるのかとの御質問でございますが、ローラー滑り台撤去の跡地につきましては新たな遊具は設置せず、散策者を対象とした休憩できるベンチや給水スポットなどの設置を予定しております。北山公園は自然を生かし四季を通じて利用者が安心して散策できる公園として、子どもたちが遊具で遊べる笠間芸術の森公園や笠間中央公園とのすみ分けを図ってまいります。

○議長（畑岡洋二君） 村上寿之君。

○13番（村上寿之君） なぜ、遊具の新設をしないのかお聞きしたい、お願いします。

○議長（畑岡洋二君） 産業経済部長礒山浩行君。

○産業経済部長（礒山浩行君） 北山公園は自然公園としての特徴や保全に合わせた整備を進めることとしており、遊具が整備されている、先ほど答弁いたしました、芸術の森公園や笠間中央公園、笠間総合公園などとのすみ分けを図っていくこととなっております。このため、新たな遊具は設置する予定はないというところでございます。

○議長（畑岡洋二君） 村上寿之君。

○13番（村上寿之君） 遊具がなくなったら、公園に訪れる人たちの数が減ることも考えられます。このようなことを、市は想定していませんか。

○議長（畑岡洋二君） 産業経済部長礒山浩行君。

○産業経済部長（礒山浩行君） 北山公園の在り方につきましては、令和6年8月、令和7年3月に議員の皆様にも御説明させていただいたところでございます。

庁舎内での北山公園の在り方の議論につきましては、先ほどの答弁のとおり、遊具がある公園と、あと自然を楽しむ公園という公園の位置づけ、在り方につきまして決定をいたしましたことから、来場者の削減というよりは公園の使い方を明確にしていくというところでございます。

○議長（畑岡洋二君） 村上寿之君。

○13番（村上寿之君） では、今まで遊具が公園にありましたけれども、公園の遊具は誰のために今まであった遊具だったのですか。

○議長（畑岡洋二君） 産業経済部長礒山浩行君。

○産業経済部長（礒山浩行君） 北山公園の滑り台につきましては、合併前の旧友部町時代、平成の一桁の頃、整備したものと考えております。

合併後、様々な公園、同じような遊具があるところもたくさんございますので、北山公園につきましては笠間芸術の森公園と数キロ程度の距離でございますので、あそこに遊具を設置する必要はないと、子どもたちの利用に関しては数キロ先の芸術の森公園に行ってくださいというふうな考え方でいるところでございます。

○議長（畑岡洋二君） 村上寿之君。

○13番（村上寿之君） 以上で小項目①を終わりにします。

次に、小項目②に入ります。バーベキュー場やキャンプ場は、週末になると県内外から多くの利用者が訪れると聞く。バーベキュー場やキャンプ場は、年間どのくらいの方々が利用しているのかお聞きしたい、質問します。

小項目②バーベキュー場やキャンプ場の利用状況等について、お伺いいたします。

○議長（畑岡洋二君） 産業経済部長礒山浩行君。

○産業経済部長（礒山浩行君） バーベキュー場・キャンプ場の利用状況等についての御質問でございますが、令和6年度の実績となりますが、オートキャンプ場が529件で1,307名、バーベキュー場が662件で4,109人の利用となっております。また、令和5年度の実績と比較すると、どちらの施設も利用客数は微増しているものでございます。

○議長（畑岡洋二君） 村上寿之君。

○13番（村上寿之君） 平日と休日の利用者について、お伺いいたします。

○議長（畑岡洋二君） 観光課長山内一正君。

○観光課長（山内一正君） 平成6年度の実績となりますが、バーベキュー場につきましては、先ほど年間利用者数ということで4,109名の方が使っております。平日がそのうち1,074名、休日が3,035名です。オートキャンプ場につきましては、年間利用者が1,307名、平日が391名、休日が916名でございます。

○議長（畑岡洋二君） 村上寿之君。

○13番（村上寿之君） では、利用者の属性は把握してありますか。

○議長（畑岡洋二君） 観光課長山内一正君。

○観光課長（山内一正君） バーベキュー場の利用のほうにつきましては、令和6年度の実績でございます、団体で285組、個人で377組となっております。団体の内訳でございますが、市内の子ども会やスポーツ少年団、市内外の事業所などがございます。個人の利用は、御家族や御友人ということでの利用が多い状況でございます。

また、オートキャンプ場の利用につきましては、団体、これは10人以上で申し込まれたものを判定してありますが、55組、個人が471組ということで、こちらはソロキャンプや、やはり家族、友人との利用が多いというような状況でございます。

○議長（畑岡洋二君） 村上寿之君。

○13番（村上寿之君） 特に利用が集中する時期と、逆に利用が低迷する時期はいつなのかをお聞きいたします。

○議長（畑岡洋二君） 観光課長山内一正君。

○観光課長（山内一正君） 令和6年のベースになりますが、バーベキュー場につきましては、閑散期が12月、1月、2月でございます。あとは、繁忙期というか、平均になりますが、特に多いのが5月、8月というような利用になってございます。

オートキャンプ場につきましては、年間通して利用がございまして、その中でも4月、5月、10月、11月というところが多めというような状況でございます。

○議長（畑岡洋二君） 村上寿之君。

○13番（村上寿之君） その要因について、何か分析はいたしてありますか。

○議長（畑岡洋二君） 観光課長山内一正君。

○観光課長（山内一正君） 要因について特に分析はしてございませんが、アウトドアや屋外レジャー、そういったものはオフシーズンに当たるといようなことから、寒い時期の利用は少ないというふうに考えております。

○議長（畑岡洋二君） 村上寿之君。

○13番（村上寿之君） 結局、それを生かして低迷する時期の集客対策で何か考えてるようなことはありますか。今の数とかも参考に、低迷時期ですね。

○議長（畑岡洋二君） 産業経済部長礒山浩行君。

○産業経済部長（礒山浩行君） 閑散期の集客対策との御質問かと思えます。

指定管理者に対しましては、一過性のイベントでないイベントの開催など、自主事業として集客促進に向けた提案を求め、内容について協議をしていくところでございます。また、市といたしましても、指定管理者の自主事業につきましてもイベント情報や、公園の魅力積極的に市のほうで広報を発信することで、閑散期における集客対策を行ってまいります。

○議長（畑岡洋二君） 村上寿之君。

○13番（村上寿之君） それでは、低迷期に音楽イベントや市民交流イベントなどを組み合わせて通年活用するようなことはできないのですか。

○議長（畑岡洋二君） 産業経済部長礒山浩行君。

○産業経済部長（礒山浩行君） 閑散期の音楽イベントや市民交流イベントについてでございますが、特に音楽のイベントにつきましては、近くの、先ほども申し上げましたが、笠間芸術の森公園に設備が整ったコンサートのイベント広場がございます。また、市民交流イベント、どのようなイベント、イベントの規模にもよりますが、より設備の整った芸術の森公園でイベントをすることが有効で経費的にも有効であるため、北山公園でのイベントの開催というところは、その施設に合ったイベントというところは積極的に実施すべきと我々も考えておりますが、音楽イベント等に関しましては芸術の森公園のほうで開催していただきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（畑岡洋二君） 村上寿之君。

○13番（村上寿之君） これは提案なのですけれども、キャンプ場とバーベキュー場の間の崖にステージを造って、何らかのイベントが行える場所づくり、集客率を当然、先ほどお聞きしましたけれども、集客率相当あるのですけれども、集客率を上げていくなどを考えてみてはいかがでしょうか。

○議長（畑岡洋二君） 産業経済部長礒山浩行君。

○産業経済部長（礒山浩行君） 北山公園にイベント広場であったり、ステージとかというお話かと思うのですが、先ほどの答弁のとおり、設備の整った芸術の森公園でそのイベントの実施はやっていただきたいと考えております。また、北山公園の整備方針につきましては、当初答弁いたしました、自然を感じながら安全に散策できる公園というコンセプトで進めてまいりたいと考えております。

○議長（畑岡洋二君） 村上寿之君。

○13番（村上寿之君） 崖が、何でかという、ちょっともったいないと思うのですよね。オートキャンプ場とバーベキュー場の間に崖があるのですけれども、ちょうどあの崖がただ崖になってるだけであって、あの崖を何か利用するなんていうのもすごくすてきなアイデアなのかなというふうに思って、こんな質問してみたんですよ。

結局、隣に芸術の森があるので、なかなかそういう部分というのは難しいかもしれないですけれども、できればそういう崖を利用した何かというのも考えていただけるとありがたいなというふうに思います。

では、市は観光振興を掲げているが、北山公園のバーベキュー場やキャンプ場は市の観光の目玉になっているか、それともなっていませんか。

○議長（畑岡洋二君） 産業経済部長礒山浩行君。

○産業経済部長（礒山浩行君） 北山公園全体につきましても、四季を通じて利用者が安心して散策できる公園を方針に、自然を生かした市民の憩いの公園としてその特徴に合わせた整備を進めておりますことから、観光施策として重要な位置づけの公園であると考えております。

○議長（畑岡洋二君） 村上寿之君。

○13番（村上寿之君） 私は、目玉になってるかなってないかということを知りたいので、すけれども、どっちですか。

○議長（畑岡洋二君） 産業経済部長礒山浩行君。

○産業経済部長（礒山浩行君） 公園の用途につきましてはイベント集客をする公園ではないというところで、自然を楽しむ公園としては観光の目玉になっていると考えております。

○議長（畑岡洋二君） 村上寿之君。

○13番（村上寿之君） では、市として、観光の目玉と判断する際の基準は、何かありますか。

○議長（畑岡洋二君） 産業経済部長礒山浩行君。

○産業経済部長（礒山浩行君） 公園の魅力等でございますが、経済効果を含めてお話しいたしますと、公園利用者が市にもたらす効果といたしまして特に調査はしておりませんが、北山公園は憩いの場だけでなく四季を感じられる自然美を象徴する場所として、市の

魅力を高めている公園でございます。このようなことから、観光客または公園の利用者を引き寄せる魅力としては十分にある公園と考えております。また、公園を訪れた方が、市内の飲食店をはじめ道の駅かさまや工芸の丘などに立ち寄り利用することで、経済的な効果、直接的な経済効果ではないですけれども、間接的には大きな経済効果をもたらしている公園と認識しております。

○議長（畑岡洋二君） 村上寿之君。

○13番（村上寿之君） 今、ちょうど経済効果の話が出たのですけれども、では、この場所を利用してくれた県内外の利用者が、笠間市にどのぐらいの経済効果をもたらしているかなどの調査はしたことありますか。

○議長（畑岡洋二君） 産業経済部長礒山浩行君。

○産業経済部長（礒山浩行君） 先ほども答弁いたしました。直接的な経済効果の調査は行っておりません。

○議長（畑岡洋二君） 村上寿之君。

○13番（村上寿之君） なぜ、しませんのですか。

○議長（畑岡洋二君） 産業経済部長礒山浩行君。

○産業経済部長（礒山浩行君） 北山公園、物販とかお金を使っていた公園ではないというふうな我々認識であることから、あそこを起点にして笠間の観光の中でお金を使っていた、立ち寄り等で使っていたというところなので、北山公園に関する経済効果という調査は行っていない状況でございます。

○議長（畑岡洋二君） 村上寿之君。

○13番（村上寿之君） 私が言いたかったのは、北山公園の利用者に対しての経済効果ということではなく、その利用者たちが笠間市内のいろいろな場所に散らばっていただきたいというのが理想だなというふうに思うのですよ。さっき言ったように、何千人ものお客さんたちが利用してくれる、訪れてくれた県内外の方たちがそこで帰っちゃうのが非常にもったいないと思うのですよ。

なので、その人たちがどこかの、例えば焼き物屋さんに行ったり、当然道の駅には行くでしょうけれども、いろいろな場所に行ってもらいたいというような考え方から、そういう人たちをどこかに寄ってもらうようなやっぱり考え方を持っていただいたほうが、より笠間の発展につながるのだという考え方なのです。どうですか、その辺アンケート調査ぐらいできないものですか。

○議長（畑岡洋二君） 産業経済部長礒山浩行君。

○産業経済部長（礒山浩行君） 先ほど直接的な調査を行ってないと答弁いたしました。これあくまでも茨城県の観光動態調査に基づく費用、経済効果ですね、それで換算すると、北山公園を立ち寄ってバーベキューなりキャンプなりをした方々が、北山公園の、県の観光動態調査に基づくと訪れた方は大体日帰り、7,000円ぐらいのお金を使っていくという

のが指標となっておりますので、それを勘案すると3,659万4,720円ぐらいの、北山公園の直接的ではないですけれども、北山公園が与える笠間市の経済効果があるというふうな調査が出ております。

○議長（畑岡洋二君） 村上寿之君。

○13番（村上寿之君） 要は、そういうことですよね。北山公園だけで結局帰ってもらっては、やはり笠間の魅力も発信できないし、笠間はすばらしいなという部分を、その方達がより多くの方にやっぱり周知すること、今SNSがあるので、そういう取組をどんどんどんどんしていただいて、北山公園に来てもらった、バーベキュー・オートキャンプ場を利用した人たちがより笠間市をいろいろな方たちに伝えていただいて、笠間市が潤うことを期待したいと思います。小項目②終わります。

北山公園には散歩を楽しむ方や子どもたち、自然を満喫する方など、多くの方たちが訪れています。そうした中、北山公園管理事務所が現在どのような役割を担い、日々の業務を行っているのか、お聞きします。質問します。

小項目③北山公園管理事務所の役割について、お伺いいたします。

○議長（畑岡洋二君） 産業経済部長礒山浩行君。

○産業経済部長（礒山浩行君） 北山公園管理事務所の役割についてとの御質問でございますが、まず管理事務所は、平成5年に建築された事務所兼休憩施設でございます。

北山公園は指定管理といたしまして、笠間市造園建設業協同組合が公園全体の管理運営を行っており、管理事務所での業務内容といたしましては、来園者に対する案内をはじめ売店業務のほか、公園内の巡回による状況確認や清掃、オートキャンプ場及びバーベキュー場の受付や貸出し、展望塔の開閉作業などを行っております。

○議長（畑岡洋二君） 村上寿之君。

○13番（村上寿之君） 市民や利用者からの苦情や要望は、年間どのくらいありましたか。

○議長（畑岡洋二君） 観光課長山内一正君。

○観光課長（山内一正君） 令和6年度でございますが、要望として判断したのが9件、苦情としたのが6件でございます。

要望につきましては施設の維持管理、整備、そういったものに関する内容が多く、苦情については公園内のマナー、あとは危険木など維持管理にしている内容というふうになっております。

○議長（畑岡洋二君） 村上寿之君。

○13番（村上寿之君） では、それらの苦情や要望は、改善に反映されましたか、それとも放置したままですか。

○議長（畑岡洋二君） 観光課長山内一正君。

○観光課長（山内一正君） 苦情や要望に対してどのように対処したかということで、こ

の公園に関するアンケートというものに基づいて毎月指定管理者の報告を受けておりまして、内容については精査をして、優先順位をつけて対応しているという状況でございます。

緊急時の対応については、指定管理者と協議しまして、迅速に対応するように心がけているところでございます。

○議長（畑岡洋二君） 村上寿之君。

○13番（村上寿之君） では、結局苦情や要望、その他いろいろ諸々というのは、放置はしないでちゃんと対応してるという認識でよろしいですね。

○議長（畑岡洋二君） 観光課長山内一正君。

○観光課長（山内一正君） 議員おっしゃるとおりでございます。

○議長（畑岡洋二君） 村上寿之君。

○13番（村上寿之君） 引き続きよろしく申し上げます。

管理事務所は、利用者の案内や相談窓口として十分な機能を果たしているのでしょうか。

○議長（畑岡洋二君） 産業経済部長礒山浩行君。

○産業経済部長（礒山浩行君） 管理事務所が十分な機能を果たしているのかとの御質問でございますが、管理事務所としての機能は公園内の安全管理に主眼を置いて職員が対応しておりますので、公園利用者に対して十分な機能をしてるところでございます。

○議長（畑岡洋二君） 村上寿之君。

○13番（村上寿之君） では、この夏、管理事務所の温度計を見ると、7月、8月は常に30度を超え、高いときは35度を超える日もある。こうした状況を、市は把握してますか。

○議長（畑岡洋二君） 産業経済部長礒山浩行君。

○産業経済部長（礒山浩行君） 全国的な猛暑の状況につきましては、認識しております。

○議長（畑岡洋二君） 村上寿之君。

○13番（村上寿之君） では、連日30度を超える真夏日や猛暑日が続いている現在、管理事務所にエアコンの設定がされていません。なぜでしょうか。

○議長（畑岡洋二君） 産業経済部長礒山浩行君。

○産業経済部長（礒山浩行君） 現在は、職員の事務室にはエアコンが設置されている状況でございます。そのほか、暑さ対策といたしまして、指定管理者側でスポットクーラーや扇風機を設置して、利用者や職員に対して対応を行っているところでございます。

○議長（畑岡洋二君） 村上寿之君。

○13番（村上寿之君） 皆さんは、管理事務所の温度計見たことありますか、まずは。

○議長（畑岡洋二君） 産業経済部長礒山浩行君。

○産業経済部長（礒山浩行君） 暑さについては、確認しております。

○議長（畑岡洋二君） 村上寿之君。

○13番（村上寿之君） それは、誰が確認してますか。

○議長（畑岡洋二君） 産業経済部長礒山浩行君。

○産業経済部長（礒山浩行君） 指定管理者もしくは我々も北山公園の事務所に出向くとくことがございますので、そのときに確認しているところでございます。

○議長（畑岡洋二君） 村上寿之君。

○13番（村上寿之君） そのとき、皆さんはどのような考えを持って現場に行って、どのような感想を持ち帰ってきますか。

○議長（畑岡洋二君） 産業経済部長礒山浩行君。

○産業経済部長（礒山浩行君） やはり、暑いというところは感じておりますが、やはりこの全国的な暑さにより、猛暑のときには公園の利用者も少ないのかなというふうな感じを受け止めて、現場から戻っているところでございます。

○議長（畑岡洋二君） 村上寿之君。

○13番（村上寿之君） では、事務所職員や公園利用者が、熱中症対策が十分に行われていないと私は思うのですけれども、その辺いかがですか。

○議長（畑岡洋二君） 産業経済部長礒山浩行君。

○産業経済部長（礒山浩行君） 熱中症の対策につきましては、公園の指定管理のほうできちんと対応を行っているものと考えております。また、指定管理者のほうで設置しているスポットクーラーやエアコン等につきましても、現状、指定管理者側から市側への要望が来ていないというところでございますので、指定管理者側のほうで熱中症対策は適正にしているものと考えております。

○議長（畑岡洋二君） 村上寿之君。

○13番（村上寿之君） 私はこの一般質問をやるまでに何回も管理事務所に行って、管理事務所の温度計を見てきましたね。そこで、事務所の方たちは毎日汗だくで仕事をしています。まず、公園に散歩に来ての方たちも、汗だくで公園の中に入ってきます。そして、管理事務所の中にはエアコンがあるのは、それは当然いいとは思いますが、管理事務所の休憩室ですね。管理事務所の中のスポットクーラーは、役になんて全然立ってないのですよ。私も汗をかきながら事務所の方といろいろ話をしてきますけれども、事務所の方たちも、今日も朝行ってきましたけれども、9時半に行ってきたらもう29度もあって、朝から大汗かきながら私とお話ししてきました。

そんな中で熱中症になったらどうするのかと、この暑いときに、ぜひこれはエアコンを早急につけるべきだと私は思うのですけれども、現実そんな汗だくになってまで仕事して、みんな辞めないでよくやってるなというのも感想なんです。ぜひ、その辺の対策考えてみていただきたいのですけれども、いかがですか。

○議長（畑岡洋二君） 産業経済部長礒山浩行君。

○産業経済部長（礒山浩行君） 先ほども答弁いたしました。現状では指定管理、公園造園業組合からクーラー等の御相談は受けてないところでございます。

ただし、今般の猛暑でございますので、今後、指定管理者側と協議をいたしまして、設

備が必要であれば、スポットクーラーや扇風機等の対応をしていきたいと考えているところでございます。

○議長（畑岡洋二君） 村上寿之君。

○13番（村上寿之君） スポットクーラーや扇風機はあっても、暑いんですよ。それでも、暑いときは35度ですよ。いいでしょう、皆さん、28度ぐらいのエアコンのところで仕事できるのですもの。事務所の方たちは、いつも34度以上のところで仕事してるのですよ。高いときは35度ですよ。非常に危険だなと思う部分と、こんな暑いのに本当に大変だなという感想と、本当にそういう方たちが一生懸命仕事をもっとしていただくためには、ぜひ事務所にエアコンをつけていただきたいというのは、指定管理の方たちと積極的に話していただいて取り付けていただきたいというふうに思います。

以上ですが、その辺いかがですか。

○議長（畑岡洋二君） 産業経済部長礒山浩行君。

○産業経済部長（礒山浩行君） 指定管理者と協議をしてみたいです。

○議長（畑岡洋二君） 村上寿之君。

○13番（村上寿之君） ぜひ、よろしくお願いします。

では、4月から9月までの閉館時間は18時となっているが、16時以降はほとんどの人が来ない。特に、17時以降は人が全く来ないと聞く。

閉館時間の見直しを考えるべきと思うが、いかがですか。

○議長（畑岡洋二君） 産業経済部長礒山浩行君。

○産業経済部長（礒山浩行君） 閉館時間につきましては、市民の方々からの御要望により、18時までとしているところでございます。指定管理者の管理の範囲内であれば時間の調整は可能でございますので、こちらも指定管理者と協議をしてみたいと考えております。

○議長（畑岡洋二君） 村上寿之君。

○13番（村上寿之君） ぜひ、指定管理者と協議をしていただいて、5時以降なんて全く人来ないなというような状況で、事務所に人いてもしょうがないなというふうに思うので、ぜひそこら辺もよろしくお願いしますと思います。

次は、展望塔の鍵閉めは閉館時間が過ぎてから行っていると聞くが、鍵締めの時間の変更はできないのですか。これ、何でかというのと、やはり夕方になると暗くなる時なんていうのが特にあって、暗くなると非常に周りが怖いというお話なんですよ。その辺も含めた中で、お願いします。

○議長（畑岡洋二君） 産業経済部長礒山浩行君。

○産業経済部長（礒山浩行君） 繰り返しの答弁になりますが、指定管理の管理範囲の中であれば、展望塔の施錠の時間についても調整は可能と考えております。

○議長（畑岡洋二君） 村上寿之君。

○13番（村上寿之君） 指定管理者はきっと役所の方たちに、役所たちがこうだって言ったらそれに従っちゃうようなことも考えられるので、ぜひ事務所の職員の方の考え方というのも尊重して考えていただきたいのですよ。当然、指定管理者の方たちなのでしょうけれども、事務所の方たちなんていうのも何らかの職員になってると思うのですけれども、その方たちなんていうのはほとんどものがみんなに言えるような立場ではない方もいるので、ぜひその人たちの目線に立った取組をお願いできればなというふうに思っています。

以上で小項目③を終わりにします。

次、北山公園の整備は、誰がいつどのように行っているのかお聞きしたい。質問します。

小項目④北山公園の整備について、お伺いいたします。

○議長（畑岡洋二君） 産業経済部長礒山浩行君。

○産業経済部長（礒山浩行君） 北山公園の整備についての御質問でございますが、市としまして、北山公園の整備方針を検討会で議論し、公園内の各施設ごとに方向性を示しており、四季を通じて利用者が安心して散策できる公園として位置付けて、整備をしております。先ほどの答弁と重複する部分ございますが、老朽化により利用を不可としているローラー滑り台を取り壊しまして、撤去後はベンチなどを設置し、散策者が休憩できるスペースづくりをしております。

展望塔につきましても、適切な修繕を行いながら継続して活用いたします。展望塔横とパラダイス付近にある屋外トイレにつきましては、外壁及び屋根の洗浄等を行いまして、利便性の向上をしております。また、現在一部破損している水車、これにつきましても公園のシンボルとなる施設でございますので、修繕して活用していくほか、遊歩道内の急傾斜、車椅子等で大分危ない状況がございますので、これにつきましてもスロープ施設の設置を検討するなど今も、今後も適切な維持管理を行ってまいります。

○議長（畑岡洋二君） 村上寿之君。

○13番（村上寿之君） 今、水車という話が出て非常に安心したのですけれども、今から質問しようと思ったのですけれども、水車がしばらく動いてないという状態なので、水車を早く動かしてくれということをお願いしたのですけれども、ぜひ北山のシンボルとして水車ということを考えるのであれば、早急に動かしていただいて、来た方たち、観光客たちが癒される空間をつくっていただければいいなというふうに思っています。水車をなるべく早く動かしてください。

北山公園で携帯電話、特にa uとS o f t B a n kが圏外になり、使えないエリアがあることは御存じですか。

○議長（畑岡洋二君） 産業経済部長礒山浩行君。

○産業経済部長（礒山浩行君） 展望塔に基地局を備えているN T Tドコモ以外につきましては、携帯電話がつながりにくい状況であるということは把握しております。

○議長（畑岡洋二君） 村上寿之君。

○13番（村上寿之君） では、このようなエリアで事件や事故が起きたとき、携帯電話が使えず、助けられる命が助けられないことや、山林火災などの発生で通報できず延焼が拡大してしまうなどのおそれも考えられます。

市民や利用者の安心安全の観点から、全てのエリアで携帯電話が使えるようにはできないのでしょうか。

○議長（畑岡洋二君） 産業経済部長礒山浩行君。

○産業経済部長（礒山浩行君） 現在はNTTの基地局がございしますが、携帯電話の電波のエリアにつきましては、各々の通信会社の判断となってくると考えております。

本年、実は、指定管理者が別の携帯電話事業者について拡大についての問合せをしたところ、インフラの整備や技術的な課題など難しい要因があり、対応することは困難という回答を受けているところでございます。

○議長（畑岡洋二君） 村上寿之君。

○13番（村上寿之君） 何でau、SoftBankということを行ったかというのと、auとSoftBankなんていうのは、ユーザーがいっぱいいますよね。ほかの電話会社も当然いることはいるのしょうけれども、このような多い、やっぱり多く携帯電話を利用できる方たちが携帯電話が利用できないということは、さっき言ったように、事故や事件が起きたときに、これは大変な問題になるのではないかということが、まず1点考えられることなのですよ。

ぜひ、市としてauとかSoftBankに、ここはこういうことはできないのかと、通信ができるようにならないのかという、市の努力というのはできないのですか。

○議長（畑岡洋二君） 産業経済部長礒山浩行君。

○産業経済部長（礒山浩行君） 我々も協議の上、指定管理者から携帯電話事業者のほうに問合せや要望等を行っているところでございますが、携帯電話事業者のほうからは、インフラの整備に億単位での整備がかかる、あとは設置場所や他の通信施設の調整等があるので、北山公園の展望塔に設置することは難しいというところの回答をいただいているところでございます。

○議長（畑岡洋二君） 村上寿之君。

○13番（村上寿之君） では、なかなかそういうことが難しいのであれば、夜間の公園には危険がたくさんあると思うのですよ。ましてや、携帯電話が圏外であれば、危険度はさらに増します。防犯や安全対策、防犯対策上、照明や防犯カメラの設置などというのは、公園内は十分に行われてるのですか。

○議長（畑岡洋二君） 産業経済部長礒山浩行君。

○産業経済部長（礒山浩行君） まず、公園の本体のほうに限りましては、夜間利用の想定はしておりません。バーベキュー場・キャンプ場などは一部してございません。

防犯カメラにつきましては、管理棟、管理棟前駐車場、バーベキュー場に入るスロープ

など4台設置をしております。そのほか、センサーカメラ2台を園内に設置しております、使うエリアに関しては照明も整備されていることから、適切に設置されているものと考えております。

○議長（畑岡洋二君） 村上寿之君。

○13番（村上寿之君） 携帯電話が使えないということを考えれば、やはりそういう、何ていうのですか、防犯上必要なことといたら照明や防犯カメラというものになってくると思うので、そういうのもある程度、今の時代どういふことがあるか分からないので、ぜひそういうのも充実できればいいなというふうに思ってます。

では、市には、来園者が安心安全な上、楽しめる公園づくりをお願いしたい。北山公園発展のため、子どもたちのため、何か検討してることはありますか。先ほどまでの答弁が全てですか、お答えをお願いします。

○議長（畑岡洋二君） 産業経済部長礒山浩行君。

○産業経済部長（礒山浩行君） 今後何か進めていることという質問かと思えます。

四季を通じて来園者が安全に公園内を散策できる施設整備や、池周辺の藤棚や水車などの管理、景観保全、遊歩道の外柵や池のあぜの修繕など、維持管理をしっかりと行ってまいります。

また、先ほども申し上げましたが、新池へアプローチするスロープが急勾配であることの改善や、バーベキュー場やオートキャンプ場の利用者と散策者の目線ですね、今一緒に、歩いてる方とキャンプされてる方が区別ができていないものですから、そういうところに目隠しなどを設置することで、利用者のプライバシーを守る対応などを予定しているところでございます。

今後につきましても、自然公園としてきちんと整備された公園の植栽と水辺が象徴となってまいりますので、水車も利活用しながら、自然を満喫できる公園として整備を進めていきたいと考えております。

○議長（畑岡洋二君） 村上寿之君。

○13番（村上寿之君） ぜひ、よろしくをお願いします。

以上で大項目1を終わりにします。

次に、大項目2に入ります。気候変動、高温や豪雨、干ばつによる農作物の管理は、農家の生活に直結する重要な課題であります。気候変動による農作物の管理について、市は普及所や農協などと何か取り組んでいることがあれば、お聞きしたい。質問します。

小項目①気候変動による農作物の管理について、お伺いたします。

○議長（畑岡洋二君） 産業経済部長礒山浩行君。

○産業経済部長（礒山浩行君） 気候変動による農作物の管理についてでございますが、近年の地球温暖化による気候変動の影響につきましては、年間の平均気温が長期的に上昇し、異常気象による自然災害が大規模化している状況であり、農業においては、農作物の

品質低下や病害虫による被害などの影響が出てきているところでございます。

農作物の栽培におきましては主に高温や病害虫への対策が必要となりますが、生産者への栽培指導につきましては高温に強い品種の導入や水の管理など基本技術の普及、病害虫対策などにつきましては技術指導を笠間地域農業改良普及センターが行っているところでございます。また、新たな品種や先端技術を活用した栽培管理技術開発のための研究や試験、病害虫の発生を予測する調査や情報発信につきましては、茨城県農業総合センターが主体となって行っております。

市におきましては、栽培に関する情報提供や相談窓口となるとともに、栽培講習会などで県と一体となって農家の方の対応に当たっているところでございます。

○議長（畑岡洋二君） 村上寿之君。

○13番（村上寿之君） では、近年の気候変動で市内の主要農作物に与えられている被害や収量減少の実態を、市はどの程度認識しているのでしょうか。

○議長（畑岡洋二君） 産業経済部長礒山浩行君。

○産業経済部長（礒山浩行君） 収量減少や被害の実態でございますが、米、水稻につきましては、米の色が白くなる病気の発生やカメムシによる虫の害が発生していることにより、1等米の比率がここ数年、コシヒカリですが、下がっているというところは認識しております。

栗に関しましても早生の収穫時期が今遅れている、未成熟の落果、病害虫の発生、小菊につきましても、開花時期の調整が非常に難しいというところを把握してございます。

○議長（畑岡洋二君） 村上寿之君。

○13番（村上寿之君） では、昨年は、高温による米の等級落ちが多かったと聞きます。胴割れや、やはり乳白、カメムシと、市はこうした状況を、どの程度把握してますか。

○議長（畑岡洋二君） 産業経済部長礒山浩行君。

○産業経済部長（礒山浩行君） 市で主力の品種であるコシヒカリにつきましては、米が白く濁る未熟粒の発生が増加しており、茨城県の水稲うるち米玄米の1等比率が、平年は85%のところ、令和5年、令和6年では約55%と30%、1等米の比率が減少していることは把握しております。

また、その一方で、高温耐性がある茨城県の推奨品種である「にじのきらめき」「ふくまる」「一番星」等が1等比率が75%程度で維持しており、品質、収量ともすぐれているということで、特に「にじのきらめき」につきましては全国的に作付面積が拡大していると聞いております。市内におきましても、「にじのきらめき」「ふくまる」につきましては全体の作付面積の8.73%となっております。少しずつでございますが、高温に対する取組が始まっていると認識しているところでございます。

○議長（畑岡洋二君） 村上寿之君。

○13番（村上寿之君） では、高温リスクに対応するための栽培技術の導入を、市とし

て何か支援はしていますか。

○議長（畑岡洋二君） 産業経済部長磯山浩行君。

○産業経済部長（磯山浩行君） 先ほども答弁いたしました。栽培技術、ソフト面も含み、県の農業総合センターや笠間地域農業改良普及センターが行っているのに対して、市としては、県と連携し帯同したりして、情報提供などの対応をしているところでございます。

暑さ、干ばつ、豪雨などに備えるためには、物理的な設備やインフラ整備としては、水の管理のためのかんがい設備や、天候の影響を受けにくくするための環境制御装置の設置、高耐性ビニールハウスなども考えられますが、導入の際に活用できる国や県などの支援事業がございますので、要望がありましたら市ではこちらの活用のお手伝いをしているというところでございます。

○議長（畑岡洋二君） 村上寿之君。

○13番（村上寿之君） そうですね、大分頑張ってくださいですね。気候変動で新品種の導入を市としてどのくらい推進してるのかというようなことも聞こうと思ったのですが、今答弁でやったように、「にじのきらめき」など、やはりそういうものを推奨することによって、コシヒカリなど暑さに弱いものがやはり暑いものにこれから変わっていかなくちゃならないというような部分を、多くの農家の方に分かっていただくということは大事な取組ですよ。ぜひ、よろしくお願ひしたいと思います。

では、気候変動を前提とした笠間市農業の10年後、20年後の姿を、どのように描いてますか。

○議長（畑岡洋二君） 産業経済部長磯山浩行君。

○産業経済部長（磯山浩行君） 10年後、20年後の姿との御質問でございますが、国が策定した農林水産省気候変動適応計画につきましては、現状と将来の影響、評価を踏まえて計画が策定され、国で策定したみどりの食料システム戦略の推進に向けた内容を含めながら、改定が重ねられております。

その中で、徐々に日本の平均気温が上昇していくことを踏まえ、農作物の生産量や品質の低下を軽減する適用技術と、対応品種の研究開発やその普及、病虫害や鳥獣害への対応を行っていく計画となっておりますので、計画に基づいた気候変動への適用策を、市でも推進してまいりたいと考えているところでございます。

○議長（畑岡洋二君） 村上寿之君。

○13番（村上寿之君） では、それを踏まえ、農業振興計画に気候変動対策をどのように位置づけていきますか。

○議長（畑岡洋二君） 産業経済部長磯山浩行君。

○産業経済部長（磯山浩行君） 市で定める農林業振興基本計画につきましては、今年度変更されました国の食料農業基本計画や、県の茨城農業の将来ビジョンなどに関連して、

本市の農業の振興を図るため、基本的な方針を定めているものでございます。

農林水産省でも気候変動対策につきましては的確かつ効果的な対応できるように、先ほど答弁いたしました、気候変動適応計画が定められており、技術的な対策は国や県が研究を既に進めているので、市といたしましては、農林業振興基本計画の改定が令和9年度に改定予定でございますので、令和9年度の最新の気候変動に対する対策を盛り込んで、計画づくりを進めていきたいと考えているところでございます。

○議長（畑岡洋二君） 村上寿之君。

○13番（村上寿之君） 小項目①を終わりにして、小項目②に入ります。

農家の収入が増えれば地域消費が潤い、市が活気づく。税収もプラスになり、市も潤う。このようなことは市政に直結する課題と思うが、市は農家の手取り向上においてどのような考えを持っているのか、お聞きしたい。質問します。

小項目②農家の手取り向上について、伺います。

○議長（畑岡洋二君） 産業経済部長礒山浩行君。

○産業経済部長（礒山浩行君） 農家の手取り向上についてでございますが、個々の農家の手取りにつきましては統計がないことや個人情報との関係もあり、把握することができませんが、前回の定例会において市内の農業の所得の実態把握を進めていくとの答弁をいたしました。現在は、県から主な作物の標準的な収入を想定した指標を入手いたしましたので、御協力いただける農家の方々に対し、農繁期の状況を見ながら、聞き取り調査を行う予定でございます。

なお、農林水産省の統計である市町村別農業産出額によりますと、本市の農業産出額は令和5年が97億6,000万円。5年前の平成30年の産出額と比べますと16億3,000万円、約20%増加しているところでございますので、農家の手取りの向上の一助になっているものかと考えております。

○議長（畑岡洋二君） 村上寿之君。

○13番（村上寿之君） では、農家の手取り向上において、農家の収入が増えれば地域消費が潤い、市が活気づく、こうなれば農政課は仕事にやりがいを感じると思うのですが、どうですか、いかがですか。

○議長（畑岡洋二君） 産業経済部長礒山浩行君。

○産業経済部長（礒山浩行君） やりがいというよりも、それが我々の使命として課員一同、一生懸命仕事を進めているところでございます。

○議長（畑岡洋二君） 村上寿之君。

○13番（村上寿之君） では、今の農政課は、そのようになっていますか。

○議長（畑岡洋二君） 産業経済部長礒山浩行君。

○産業経済部長（礒山浩行君） そのように進めております。

○議長（畑岡洋二君） 村上寿之君。

○13番（村上寿之君） そのように進めてるということは、なっていないのですかね。

○議長（畑岡洋二君） 産業経済部長礒山浩行君。

○産業経済部長（礒山浩行君） なっていると考えております。

○議長（畑岡洋二君） 村上寿之君。

○13番（村上寿之君） では、市の支援策は、農家の手取り向上にどのくらい貢献していると思いますか。

○議長（畑岡洋二君） 産業経済部長礒山浩行君。

○産業経済部長（礒山浩行君） 市では所得や手取りの向上のため、土地改良などによる基盤整備や農地の集積集約化、スマート農業の活用などによる効率化のほか、農産物のブランド化に向けた様々な支援を行うことで、農家の経営規模の拡大や生産性の向上、農産物の高付加価値化などにつながっていると考えているところでございます。

○議長（畑岡洋二君） 村上寿之君。

○13番（村上寿之君） では、その貢献度は税収をプラスにさせ、財政をよくしてくれると思っておりますか。

○議長（畑岡洋二君） 産業経済部長礒山浩行君。

○産業経済部長（礒山浩行君） 税収につきましては、先ほども答弁いたしましたとおり、個人情報で我々が把握できない部分はございますが、この農業産出額の向上を見ると貢献していると考えているところでございます。

○議長（畑岡洋二君） 村上寿之君。

○13番（村上寿之君） では、財政をよくしてると考えてよろしいですね。ぜひ、部長を中心に農政課みんな、農家のために頑張っていただければいいなというふうに思っています。こういう、やはり考えが大事なんです。部長を中心になって、農家のため、頑張ってください。

次は、昨年度産に続き、今年度産の米もカメムシの被害で等級落ちになっているようだ。そこで、市は色選機の導入に助成を出し、笠間産米のさらなる品質向上のため力を入れるべきと、市内農家の手取り向上のため、色選機の導入に助成をお願いしたいが、色選機について、いかがお考えになりますか。

○議長（畑岡洋二君） 産業経済部長礒山浩行君。

○産業経済部長（礒山浩行君） 色選機の導入に関しましても、既存の国、県の事業を案内することで、導入に向けて、市として農家のお手伝いをしているところでございます。

○議長（畑岡洋二君） 村上寿之君。

○13番（村上寿之君） やはり、笠間の米の品質をよくするにはいろいろなやはり対策があると思うのですけれども、色選機はやはり一番いい道具だと思うのですよ。色選機をかけるとカメムシが綺麗になるというようなお話は聞いたことあると思うのですけれども、そのようないいものを積極的に取り入れて、色選機のないような農家の方に、ぜひ色選機

を使って笠間の米の品質をよくしてくれというような市からのアドバイスなどしていただけるとなおさらいいなということと、それに対する助成があれば、当然あるということなので、積極的に色選機を進めていただければいいなと思います。

その件について、どうですか。

○議長（畑岡洋二君） 産業経済部長礒山浩行君。

○産業経済部長（礒山浩行君） 各々の農家の考え方や経営規模等がございますが、その農家に対して一番適切な考え方ややり方について、市としては県の農業改良普及センターと協力しながら、伴走支援をしていきたいと考えております。

○議長（畑岡洋二君） 村上寿之君。

○13番（村上寿之君） 私は個人的に、色選機が一番カメムシ対策には、当然、薬剤散布だのカメムシに入られないような対策を取ることが大事だと思いますけれども、色選機が入ってない方もやはりいるので、そういう方たちを調べて、色選機を入れてくれとか、市としていろいろな情報提供していただければいいなというふうに思うこともありますので、よろしくお願ひしたいと思います。

では、支援を受けた農家と受けてない農家で手取りに差が出ているように思えるが、支援を受けてない農家のために何か考えていることはありますか。

○議長（畑岡洋二君） 産業経済部長礒山浩行君。

○産業経済部長（礒山浩行君） 支援、これ金銭的な支援ということかと思いますが、一概に支援を受けていないからといって手取りに差が出ているかどうかというところは我々としても調査を行っておりませんが、国などの施策では、主に農業で生計を立てている農業経営の規模や生産性の向上を目指している、いわゆる認定農業者、認定新規就農者支援を積極的に行い、地域の担い手を育てていく施策、国、県でもそのような、市でもそのような政策となっております。

また、兼業農家の方々に対しましても、農業技術の支援や研修、資金や補助金などの支援はございますが、農業の支援要件について合致しない農家の方々につきましては、例えば兼業農家や経営面積の小さな農家の方々がグループをつくって集落営農を組織化することで、1人当たりのコストの低減につながるような支援を行っているところでございます。そのような方々に対しては、集落営農という形で提案することができると考えておりまして、有効な施策だと考えております。

また、意欲があつて認定農業者を目指したいという方々につきましては、我々も大歓迎でございますので、農政課のほうで随時受付をしているところでございます。

○議長（畑岡洋二君） 村上寿之君。

○13番（村上寿之君） すごく分かる話です。でも、笠間市の農家のほとんどが、中小農家と思えるのですよ。その中小農家は、やはり兼業農家も含めちゃうので、助成金とか支援金などというのはやはりほど遠い話になると思うのですけれども、兼業農家だから違

うところで稼いでるからいいのではないかという考え方もあるかもしれないですけども、でも中小農家でも立派に農業をやっている方もいると思うので、そういう方達には何らかの助成をとという考えもしていただければ嬉しいなというのが、この質問なのです。

やはり、国や県の考え方などというのは今、集落営農や大規模農家、認定農業者などに大分シフトを置いてきてるようですけども、ただ農家の根本というのは中小農家なのですよ。中小農家の方たちが本当にいなくなっちゃったら、もうこれからこの先、耕作放棄地になってきちゃうので、みんなが。そういう部分も考え、中小農家を大事にしてあげてくれればいいなというふうに思っています。

では、農家の手取り向上は、個人の経営や努力次第なので役所の仕事ではないなどの考えは、役所は持ってませんよね。

○議長（畑岡洋二君） 産業経済部長礒山浩行君。

○産業経済部長（礒山浩行君） 当然、持ってありません。

市といたしましては、全ての農家の持続可能な農業、議員おっしゃるとおり、小さな農家であっても集落営農にシフトしていくとかというところで、有利な制度資金や交付金等を受けられることがありますので、小さな農家をいじめているのではなくて、小さな農家でも持続できていけるような農業を、我々としては目指してまいりたいと考えているところでございます。

また、生産者、市から言われたからやるのではなく、生産者自らの自分の問題や将来についても考えていただくことというのは非常に重要だと思っておりますので、そういう方々に対しましては、我々としても農業経営改善セミナー等のセミナー等を通じて応援をしていきたいと考えているところでございます。

○議長（畑岡洋二君） 村上寿之君。

○13番（村上寿之君） すばらしい答弁で、ありがとうございます。

ぜひ、やはり中小農家の方たちが、農業の支えになってくれると思うのですよ。大規模農業の方たちは当然一生懸命やっていると目に見えてますけれども、中小農家たちも一生懸命頑張ってます。それで、こんな高齢社会になっちゃって、本当に農業が衰退していくという危機を、一生懸命腰を傷めたり、体を傷めながら農業をやっています。そういう方たちを見放さないでください。ぜひ、よろしくをお願いします。

では、農家の手取りが減れば、地域農業の担い手がなくなり、離農者も増える。そして、耕地荒廃や景観、防犯機能の低下にもつながる。これは、地域全体の課題だが、市として農業経営の持続性確保にもっと責任を持ち、離農者を出さない取組も考えるべきだ。

市が考えていることがあれば、お聞きしたい。いかがですか。

○議長（畑岡洋二君） 産業経済部長礒山浩行君。

○産業経済部長（礒山浩行君） 先ほどから答弁してるところと一部重なるところがございますが、市としては、農業の持続性の確保には所得の向上が重要なことと考えて

おります。

その取組につきましては、農地の集約、スマート農業の活用による効率化を進めるとともに、経営規模の拡大や生産性の向上が図られ、そのことにより持続的な農業につながるかと考えております。さらに、農産物のブランド化や有機栽培などに取り組むことで農産物の高付加価値化を図り、また既存の商流にとらわれず有利販売を進め、販路が拡大することで、所得の向上につながるものと考えております。

また、離農者を出さない取組とのことですが、農業を継続して経営していく一つの方法として、先ほどから申し上げております、集落営農をという形態がございます。集落営農とは、集落を単位として農業の生産過程の一部または全部について共同化して生産を行う営農形態でございます。地域の小規模な農家で組織化やグループ化をすることでというのが非常に有効でございます。例えば共同で機械を購入することによるコストの削減などが図られますので、集落営農につきましても、市としては小さな兼業農家であったり、小さな農家に関しましては、そういうところに支援をしていきたいと考えているところでございます。

○議長（畑岡洋二君） 村上寿之君。

○13番（村上寿之君） 以上で小項目②を終わりにして、小項目③に入ります。

笠間市は儲かる農業政策に力を入れていただいております、私も一農家としてありがたい。そこで、笠間市の主要農作物である栗を中心にお聞きしたい。質問します。

儲かる農業政策の成果について、簡単にお答えをお願いします。

○議長（畑岡洋二君） 産業経済部長礒山浩行君。

○産業経済部長（礒山浩行君） 栗に関する儲かる農業の成果というところでございますが、栗につきましては、令和5年の農業産出額が7億5,000万円となっております、5年前の平成30年に比べますと2億4,000万円、約47%産出額が増加しているところでございます。

また、JAの栗部会における1キログラム当たりの生栗の販売価格が、令和元年産が617円だったのに対して、令和6年産が平均904円となっております、47%の増加をしているところで、ブランド化の成果が出てきていると考えているところでございます。

○議長（畑岡洋二君） 村上寿之君。

○13番（村上寿之君） 儲かる農業の成果がどんどん形に現れるようなことを、よろしくお願いしたいと思います。

以上で小項目③と大項目2を終わりにして、大項目3に入ります。

次に、大項目3、夏休み明けの子どもたちの様子について。

夏休み明けの子どもたちの不登校やメンタルケア対策を、学校はどのように行ってますか、質問します。

小項目①夏休み明けの子ども達の不登校やメンタルケア対策について、お伺いいたしま

す。

○議長（畑岡洋二君） 教育長小沼公道君。

〔教育長 小沼公道君登壇〕

○教育長（小沼公道君） 村上議員の御質問にお答えします。

学校においてはその対策として、夏休み前には家庭での生活の計画表を作成して、規則正しい生活を維持できるよう指導しています。また、夏休み期間中においては、子どもたちの状況を把握するために電話連絡、それから個人面談、そしてリモートによる朝のオンラインの朝の会などを実施して、登校に向けて意識を高めています。

また、夏休み終盤に、9月1日の登校初日に円滑に登校できるよう、全児童生徒、保護者向けに教育長メッセージを送り、安心して登校できるよう呼びかけております。

以上です。

○議長（畑岡洋二君） 村上寿之君。

○13番（村上寿之君） 以上で小項目①を終わりにして、小項目②に入ります。

夏休み明けにおける子どもたちのSNSの取扱いについて、トラブルなどはありませんでしたか、質問します。

小項目②SNSの取扱いについて、お伺いいたします。

○議長（畑岡洋二君） 教育長小沼公道君、自席でお願いいたします。

○教育長（小沼公道君） SNSの取扱いについての御質問でございますけれども、議員御周知のとおり、携帯電話、学校の教育活動で使用するものではないことから、本来は家庭の責任において、使用の可否やルールを決めていただくものです。

しかし、問題が明らかになりにくくて、児童生徒間でトラブルが起きやすいことが多いため、学校が家庭と連携して介入し、早期解決に向けて取り組んでいるのが現状です。

学校では現在、SNSを安全に使うための予防的な指導や保護者への啓発を継続しております。具体的にはフィルタリング、それからペアレンタルコントロールといたしまして、いわゆるSNSの画面を保護者も見ることができる、これを推奨しております。危険性については、授業参観にわざとこの授業を入れて、保護者向けに啓発も行っているところで

す。

また、そのほか、去年は全県に先駆けて、闇バイトの危険性について笠間警察署の職員を招いての講演会の実施、それから昨年度、3月25日には、市内の中学校、義務教育学校の生徒会役員による「笠間市次世代を担う中学生デジタルビジョンサミット」を開催しまして、市内中学生がSNSを安全に使うためのルールを定め、共同声明を行ったところで

ここで議長に資料の提示をお願いしたいのですが。

○議長（畑岡洋二君） 許可いたします。

○教育長（小沼公道君） これが、そのデジタルビジョンサミットの声明文です。

子どもたちが考えた3項目、これによりまして、今年度、SNSのトラブルについては、夏休みはゼロ。それから、4月から9月までの間には1件でございます。

以上です。

○議長（畑岡洋二君） 村上寿之君。

○13番（村上寿之君） では、笠間市の学校は、学習指導要領でも明記されている情報モラル教育を十分に行っているのでしょうか。情報モラル教育というのは今言ったようなことでしょうかけれども、情報社会で適切な活動を行うための基となる考え方と態度を身につけることなどということなのですかけれども、その辺いかがですか。

○議長（畑岡洋二君） 教育長小沼公道君。

○教育長（小沼公道君） お答えします。

道徳、それから情報の時間を中心に、学習活動全体、教科がないものですから、それで指導をしているところです。

○議長（畑岡洋二君） 村上寿之君。

○13番（村上寿之君） では、子どもたちに、どの程度理解が浸透しているのでしょうか。教育ですね、情報モラル教育というのは。よろしくお願いします。

○議長（畑岡洋二君） 教育長小沼公道君。

○教育長（小沼公道君） 先ほどの答弁の繰り返しになりますが、本年度は9月まで、4月から9月まででSNSのトラブルは1件ということで、子どもたちに浸透してきたと思っています。

○議長（畑岡洋二君） 村上寿之君。

○13番（村上寿之君） 非常によいことだと思います。ぜひ、このままSNSのトラブルがないようよろしくお願いいたしますと思います。

では、子どもたちは、深夜までスマホを使ってしまうことがあります。生活の乱れが夏休み明けの学校で学力低下につながる恐れがある。

その辺の対策などは、どのようにしてますか。

○議長（畑岡洋二君） 教育長小沼公道君。

○教育長（小沼公道君） 通常の授業の中で、スマホを使う時間等については、学校で明言して何時間とは決めてないのですけれども、家庭のルールとして決めてほしいということは先ほどの答弁と同じなのですけれども、そういうことで子どもたちの自覚を図っている状況です。

○議長（畑岡洋二君） 村上寿之君。

○13番（村上寿之君） 最後に、SNSの取扱いを家庭任せにはしてませんよね。

○議長（畑岡洋二君） 教育長小沼公道君。

○教育長（小沼公道君） また先ほどの答弁の繰り返しになりますが、家庭と連携して行っているということでございます。

○議長（畑岡洋二君） 村上寿之君。

○13番（村上寿之君） その家庭との連携は、どのようにしてますか。

○議長（畑岡洋二君） 教育長小沼公道君。

○教育長（小沼公道君） 授業参加においてSNSのいわゆるトラブルの授業を、積極的に保護者向けにも行って行って啓発を行う。それから、文書等で、学校だより等で、SNSの危険性について理解をしてもらうという、そういうものです。

○議長（畑岡洋二君） 村上寿之君。

○13番（村上寿之君） ぜひ、SNSでトラブルにならないようなやはり取組などというのは、学校と家庭が連携をして行わなければならないと思います。家庭任せにということはないとは思いますが、ぜひ家庭と引き続き教育委員会、学校が連携して、SNSのトラブルがないようお願いして、私の質問を終わりにします。

○議長（畑岡洋二君） 13番村上寿之君の一般質問を終わります。

ここで、午後1時、13時まで休憩いたします。

午前11時59分休憩

---

午後 1時00分再開

○議長（畑岡洋二君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

16番西山 猛君、18番大貫千尋君が退席しました。

7番安見貴志君の発言を許可いたします。

〔7番 安見貴志君登壇〕

○7番（安見貴志君） 7番、かさま未来の安見貴志でございます。議長のお許しをいただきましたので、通告に従いまして、一般質問を行います。項目は、二つです。どうぞよろしく願いいたします。

それでは、大項目1、PTA会費による物品寄付と学校教育法上の問題についてを質問いたします。

まず、どういうことなのかということを確認するため、具体的な小項目の質問に入る前に、問題とする点などを少し整理をさせていただきます。

本市の小中義務教育学校において、PTA会費を活用して教育備品や教材を寄附する事例があるかと思えますし、過去を振り返れば必ずあったと思います。地域の子どもの学びを支えようとするPTAの善意には敬意を表す一方、関係法令に照らした際、教育活動に不可欠な物品整備をPTA寄附に依存する点には、慎重な検討が必要です。

まずは、法制度と国の見解と合わせて、整理をしてみたいと思います。まず、学校教育法第5条、ここには「学校の設置者は、その設置する学校を管理し、法令に特別な定めのある場合を除いては、その学校の経費を負担する」とあります。意味するところは、設備整備は設置者の責務ということになります。必要なもの、必要な経費は設置者が負担する、

そう定めているということでもあります。

学校教育法のみならず、ほかの法令においても、経費負担に関連しては定めがあります。幾つか関係する法令などを申し上げて、意味するところを述べたいと思います。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第21条第7号、ここには教育委員会の責務が書いてあります。教育委員会には、教育に関する施設及び設備の整備に関することが職務として明記されておりまして、公的責任を果たす義務があります。それから、地方財政法第4条の5、地方公共団体は住民に対して、寄附金を割り当てて徴収してはならないとあります。同じく、同法の第27条の4とか地方財政法施行令第52条、これらは、小中学校の建物の維持や修繕費などを住民に負担転嫁してはならないと定められております。つまり、自治体の財政責任が明記されておりまして、私費負担の回避が義務となっています。

それから、文科省の通知があります。平成24年5月9日付のものですが、これは都道府県教育委員会と指定都市の教育委員会宛の通知ということで、直接的には市町村教育委員会のほうには来てないかと思いますが、内容としては全く外れるものではないので、紹介をさせていただきます。この中では、公費で賄うものでも、寄附者の善意による自発的な寄附であれば受け入れることは可能とされています。しかしながら、学校運営費など、本来公費負担すべき経費については、私費による負担を解消する方向でとも示されています。

それから、PTAといえば、全国の協議会等があります。この中では、PTAからの寄附寄贈はあくまで自発的で、かつ公費で賄われる基準以上のプラスアルファでなければ受け入れないとしております。それから、実際の地方自治体、例として名古屋市のものを挙げますけれども、自治体によってはPTAからの寄附におきまして、寄附の条件、手続、明確な基準が整備されてるところもございます。これは、名古屋市の公式サイト見ていただければ載っているものでございます。

それと、あとは最近、新聞とか報道機関による報道、ネットなどでのニュースなどが多いですけれども、そういったものもありまして、寄附を受けた学校側がその法令抵触等を心配しまして、ありがたい申出だけでも原則的には断るべきとする姿勢が望ましいという報道がされまして、そういったところに追随するような動きも出ています。前に、新聞などがこういった報道をしております。

今ほど説明した法令や通知、それから各種団体もしくは地方自治体の例などを踏まえた上で、PTA会費による物品寄附には課題がありますので、これから申し上げます。まず、一つ目、教育機会均等を損なうリスクがあります。寄附が活発な学校とそうでない学校におきまして、教育環境に格差が生じるということが考えられますので、これは教育基本法に反するおそれがあります。それから、二つ目、PTAの任意性との整合性というところで、PTAは任意加入団体でありまして、会費も自主的に払い込まれるものであります。その資金による寄附が、結果として未加入家庭にも影響を及ぼす場合、負担の公平性が損なわれる可能性があります。それから、三つ目、行政責任が形骸化する可能性があります。

備品整備が寄附に依存するようになりますと、学校教育法第6条や地教行法第23条の設置者責任が後退することにもなりかねません。

それから、地方財政法違反の懸念ということで、四つ目ですけれども、寄附の募集や徴収が強制的であるとみなされた場合、法的な問題、割当ての徴収の禁止というところですが、これに該当してくる可能性がございます。それから、五つ目、手続不備によるリスクということで、これが一番懸念される場所ですが、実際に多くの学校で寄附採納のための正式な手続がされていない事例が報告をされております。教育委員会としての周知や研修の不備、これなども指摘をされております。

以上述べたようなことを踏まえまして、PTAの善意を尊重しつつ、教育の公平性と法的整合性を両立させる観点から、行政の提案と質問として伺いをいたします。

小項目①実態把握についてということで、本市においてPTA会費による物品寄附についてどのように現状把握をされているか、伺いをいたします。もしくは、どのような形で物品が寄附されているか、整理してる状況があれば、お示しいただければと思います。よろしく願いいたします。

○議長（畑岡洋二君） 教育部長松本浩行君。

○教育部長（松本浩行君） 7番安見議員の御質問にお答えいたします。

PTA会費による物品寄附の実態把握でございますが、まずPTA活動につきましては、その趣旨や目的を各学校ごとに定め、学校と協力しながら個々のPTAが自主的に判断していくものと考えております。

教育委員会としましては、PTAから学校への物品寄附の全てについて、把握してはございません。しかしながら、PTAと学校が共同で使用する物品などをPTA予算で用意していることは、把握しております。

○議長（畑岡洋二君） 安見貴志君。

○7番（安見貴志君） 現状把握、どのようにしてるかということに対して、全てにおいては把握されてないという御答弁だったと思いますが、そうすると幾つか、およそどんな割合になるか分かりませんが、把握をしている事例があるということで受け止めたので、その把握をする、把握ができるタイミングというか、手法はどのようなことでそれが分かってくるのか、お知らせいただければと思います。

○議長（畑岡洋二君） 教育部長松本浩行君。

○教育部長（松本浩行君） 学校からの報告などが主でございますが、毎日のように学務課の指導主事のほう为学校へ訪問しておりますので、その中で知ることもございます。

○議長（畑岡洋二君） 安見貴志君。

○7番（安見貴志君） 例えば、時期的にPTAの総会があつて、何かお金が使われるとき、動くときとか、そういうところに集中するのではなくて、日頃、日常の中で把握する機会が生まれてくる、そういう理解でよろしいのでしょうか。

○議長（畑岡洋二君） 教育部長松本浩行君。

○教育部長（松本浩行君） その寄附が、先ほど議員からありましたように、学校設置者である市が負担すべき学校の管理運営にかかる物品であれば、事前に各学校から相談をいただくよう毎月開催する校長会などで周知しておりますので、全ての報告までは求めておりません。

○議長（畑岡洋二君） 安見貴志君。

○7番（安見貴志君） そうすると、それほど重要ではない備品というところになりますと、いつの間にか学校にその備品が増えているということも考えられると、そういう理解になりますが、それでよろしいでしょうか。

○議長（畑岡洋二君） 教育部長松本浩行君。

○教育部長（松本浩行君） P T Aから学校への寄附につきましては、学校の財産となるのか、P T Aの財産であるのかによって、対応しているところでございます。

学校の財産となりますと、寄附を受けるのは市となりますので、市の財産となりますので、必要な手続の中で備品台帳への登録などを行って、市が所有し、維持管理することになります。しかしながら、P T A活動の中で必要なものをP T Aの財産として取得する場合は、個々のP T Aの決まりの中で総会などで用意したものでありますので、P T Aの責任において所有して、維持管理もP T Aで行うものではないかと考えているところでございます。

○議長（畑岡洋二君） 安見貴志君。

○7番（安見貴志君） 今の答弁にはいろいろと先回りした保険の答弁が入ったと思いますので、整理しますと、私が今回問題にしてるのは、P T Aが所有する物品ということは除いて質問しますので、あくまでも学校側に寄贈されるもの、自治体に寄贈されるもの、自治体の所有になるものということで大前提で話しますので、P T Aの所有であればP T Aの管理とか、そういった答弁は今後しないでいただきたいと思います。

小項目②に入ります。法制整理と委員会見解ということで、学校教育法、その他冒頭で説明しました、法令や文科省などの通知などを踏まえまして、行政としての位置づけ、寄附に対しての、それと教育委員会としての見解、考え方があれば、それを御提示いただければと思います。よろしく願いいたします。

○議長（畑岡洋二君） 教育部長松本浩行君。

○教育部長（松本浩行君） お答えいたします。

P T Aから学校への寄附の法的な考えでございしますが、まず学校の管理運営に係る経費は、市が負担すべきものと認識しております。

また、P T Aの組織は、保護者と教職員が連携し、子どもたちの教育環境の向上を目的とした社会教育法に定める任意の社会教育関係団体とされております。この社会教育関係団体は公の支配に属さない団体であり、自立した運営が求められます。また、冒頭議員か

らございましたように、自発的な寄附行為については、禁止されておられません。

このようなことから、教育委員会としては、現時点で寄附行為の全てを網羅的に把握する考えではなく、学校の管理運営に関するものであればPTAの意思決定前に学校から相談するよう周知し、その相談に助言をする対応としております。

○議長（畑岡洋二君） 安見貴志君。

○7番（安見貴志君） 部長が言われたところ、任意団体というところとか、自主的な行動をするような団体、それからいろいろな自発的な寄附というところで、全て自主的な運営がなされた上での本来のPTAの趣旨というところがそのとおりならば、あまり問題にはならないのですが、近頃のPTAといいますか、私がやっているとときはそうなのですが、本来の設置設立の本当の大元の趣旨からは若干かけ離れて、惰性で団体の運営維持が図られているという、そういった側面も、PTAには実際にはございます。会長その他役員がいても、基本的には会長ではないポジションにいる校長それから学校のPTA担当の、何ていうのでしょうか、かじ取りといいますか、そういった下で、およそ自主的な行動、自発的な行動というにはほど遠いような、慣例的な前年踏襲型の行動を取ってるPTAがもうございます。

その中で生まれてくる、学校でこういった備品が足りないからというようなこと、PTAの会費の使用の中、消化の中で、物品の調達、それが学校に所属をするというところを今回問題にしておりますので、部長言うところの自主的、自発的なところがそのままならば何ら問題するところはないような気がしますけれども、実質学校の、何ていうのでしょうか、追随する私的な団体といいますか、ちょっと関係性がおかしくなっている面がありますので、ちょっと何か実態とはかけ離れてるような御答弁だったかなと思います。分かりました。考え方としてはそのとおりかと思います。

小項目③に入ります。ガイドライン・手続の整備ということですがけれども、PTAからの物品寄附などを受け入れる際、ガイドラインや手続、同意の得られた自主的な寄附、有識者の確認、寄附の目的・用途の明示とかいろいろありますけれども、ガイドラインや手続を整備して、実効的に運用する考えはありますか。それとも、そもそもあつて運用されているのか、そういうところを教えていただければと思います。よろしくお願ひします

○議長（畑岡洋二君） 教育部長松本浩行君。

○教育部長（松本浩行君） 現在、PTAから学校への寄附に関するガイドラインは、ございません。

PTA活動は、地域性や自主性の下、個々に運営されておりますので、画一的なガイドラインの策定は困難であると考えておまして、教育委員会では今後も学校からの個々様々な相談に対して、指導や助言、情報提供を行ってまいりたいと考えております。

また、先ほど議員からございました、PTA各々の問題様々あろうかと思いますが、こちらに関しましても、市P連などの組織がございまして、その中で協議いただくよう助

言してまいりたいと考えております。

○議長（畑岡洋二君） 安見貴志君。

○7番（安見貴志君） ガイドラインは、なしなのですね。ということは、ガイドラインがないということになりますと、実際の物品の寄附行為なりについては、ほとんど件数がないというような形になろうかと思えます。やはり、法的な定めに従って、寄附の採納を進めていくと、踏んでいく手順というのがありますから、その手順を間違わないように、何らかのマニュアルといいますか、定めがあるのが一般的ですね、今の時代。それがないとなると、表向きはあまり正式な手続を踏んでないということになりますし、それが実際の数に合ってるのかないのかというところが問題になってきますけれども。

私自身長くやってた感触からすると、大なり小なり寄附というのは発生してるはずなのですよ。となると、ガイドライン等がないと、何となく寄附します、受け取りますということで、先ほど別な小項目で言ってた、その物品を登録、管理するということがもしかすると行われていないようなことも発生しているのではないかと思います、いかがでしょうか。

○議長（畑岡洋二君） 教育部長松本浩行君。

○教育部長（松本浩行君） 先ほども答弁させていただきました、その物品そのものがPTAで所有するものなのか、学校へ頂いたものなのかというところの判断が、これかなり難しい部分がございますので、なかなか統一的なガイドライン、例えば抽象的な文言ではなくて、具体的な〇〇は駄目ですよとかいうようなガイドラインの作成が難しいと考えております。

○議長（畑岡洋二君） 安見貴志君。

○7番（安見貴志君） 今回の逆に考えれば、難しいからこそ曖昧にならないように、こういった申出があったとなれば、例えばフローチャートのはい、いいえではないですけども、これはPTAの物品であるか否かというところから分かれたりとか、学校で管理すべきものかどうかというところで、何か簡単なフローなり、マニュアルがあってもよさそうな答弁に聞こえるのですが、いかがでしょう。

○議長（畑岡洋二君） 教育部長松本浩行君。

○教育部長（松本浩行君） 現在、画一的なガイドラインの作成は、考えてございません。

○議長（畑岡洋二君） 安見貴志君。

○7番（安見貴志君） 教育委員会側で統一したものがなくても、学校側で何らかの自主的なガイドラインといいますか、そういったことを定めて運営されてる学校は、本市にはございますか。分からなければ分からないで結構ですよ。

○議長（畑岡洋二君） 教育部長松本浩行君。

○教育部長（松本浩行君） 16あるPTAの中には、何校かあるということがございます。

○議長（畑岡洋二君） 安見貴志君。

○7番（安見貴志君） 多分、学校単位でやれるところは少ないのだろうと思います。長いことやってきましたけれども聞いたことがないので、多分。ですから、そういったことの状態がよく分かりましたので、そういったことを含めて今回いろいろ整理されたらいいのではないかとということでの問題提起になりますので、よろしくお願ひしたいと思います。分かりました。ガイドラインの状況等、分かりました。

小項目④に入ります。計画的公費措置の強化ということになりますけれども、教育活動に不可欠な設備、備品については寄附等に依存せず、一般的話ですよ、今回の話ではなくて、依存せず市として計画的に公費予算を確保しまして、設置者責任を堅持する必要があるかと思ひます。

そういった方針みたいなものは、笠間市の教育委員会としてお持ちでしょうか、伺ひます。

○議長（畑岡洋二君） 教育部長松本浩行君。

○教育部長（松本浩行君） 小項目④の答弁でよろしいですか。

○7番（安見貴志君） はい。

○教育部長（松本浩行君） それではお答ひいたします。

学校設置者である市が負担すべき学校の管理運営に関する整備や修繕のほか、学校からの予算要望などに対しては、これまでも限られた予算の中で対応しており、児童生徒の安全性確保と利便性向上を図るため、予算配分しております。また、学校の基幹部分ですね、構造的な部分に関しましても、学校長寿命化計画の中に定めておりまして、計画どおりとはいきませんが、計画に沿った整備をしております。

今後、子どもたちの教育環境整備のため、計画的な公費措置に努めてまいります。

○議長（畑岡洋二君） 安見貴志君。

○7番（安見貴志君） 学校の財政といいますか、設備の整備だったり、備品等の確保等々、その教育環境のところがしっかりしていれば、例えばPTAでいろいろ気兼ねをして何かを調達するとかそういったところも発生はしませんし、いろいろなその寄附に関しての諸問題も全国的な問題にならずに来てるのだと思ひますが、何かしら不足がある部分、手落ちがある部分等があるからこそ、全国で寄附に関して法令に障ってきたり、それからいろいろなことが、行政の不足のところが叫ばれるようなことになってきてるのだと思ひます。それらを見て、私がいろいろ携わってきた状況を見てもなるほどなところがありましたので、せつかくの機会なので、学校には多少御迷惑をかけるかも、それから教育委員会のほうでも手を煩わせるかもしれないけれども、1度ここらできれいにしておいていただいたほうがいいかと思ひます。

そもそも、なぜこの質問をしたかというところをちょっと説明しますけれども、私自身、PTA活動長いことやっております。小中高含め4校ほどで、11年ほどやっております。県の高P連の会長という立場もあって、指導する立場にもございました。それにも

かかわらず今回質問に至ったのは、ちょっと最近目にしたニュースを見てのことだったのですね。その記事を見た瞬間はっとさせられまして、自分は間違っただけをしてきたのか、落ち度があったのではないかと、そういう思いがいたしました。その当時には、当たり前のように何も疑問を持たずに寄附とかそういった物品の提供に関してやっていたことが、今回その記事を目にして改めて関係法令を見てみたところ、実際は結構な問題をはらんでいたのだと気づかされました。

ということは、今私にできることは、その当時至らなかったことへの反省を踏まえまして、この問題を明確化して、今後の世代に同様の問題を生じさせないことだと思ひまして質問をするに至りました。ですから、あえて細かいこと申しませんが、高い機器類の寄附をしたこともございましたし、それ以上言いませんけれども、重要なところに関しての何かしらの思い当たるところもあるわけがございます、そういったところが単なるPTAによる温かい善意の寄附ということだけで片付けられず、きちんとした手続を踏まえて行政の備品、資産として受け入れられて適切に管理されないと、極端な話、PTAでちょっとした機器類を買っていただきました、物品登録されませんとなると、それをずっと常態化して使ってきたときに、壊れたときに、いや市として管理してないから直せませんということになったりとか、あとは当事者、買ったときの当事者がいなくなってしまう場合に、その物品がどこかへいっちゃったときに、それこそ悪い方向に考えれば盗難とか横領とかいう可能性も出てくるわけですから、やはりきちんとした手続を踏んで、受け入れたほうとして管理をしていくというのは必要なのだらうと思います。そういったことを今回投げかけておりますので、整備をしていただければいいのかなと思います。

PTAによる物品の寄附というのは、基本的には温かい思いというものが形になったものだと思っております。たとえ、学校側からこういったものが欲しいのだよねという動きであっても、催促されたものではなくて、分かりましたということで快諾をして、提供されるものだと思っておりますので、そういった思いは本市のみならず、学校教育を支える大切な活動の一環だと思います。ただ、それに慣れ過ぎますと、本来行政が責任を持って行う部分が至らなくなってくるので、その行政責任の代替的なものになってしまうよう、教育の公平性とか法令遵守の下で健全に寄附行為が行われますよう、改めまして市として、その制度や仕組みの整備をお願いを申し上げます。

見解や御答弁がありましたら伺いたしたいと思います、いかがでしょうか。

○議長（畑岡洋二君） 教育部長松本浩行君。

○教育部長（松本浩行君） 今後も、学校の管理運営に関する整備や修繕に対する寄附については、事前に相談をいただき、そのようなこととなるべくないような形で助言していきたいと考えております。

○議長（畑岡洋二君） 安見貴志君。

○7番（安見貴志君） ぜひとも、よろしく願いいたします。PTA等の実態等云々に

つきまして何かお役に立てる点があれば、ぜひ私のほうも知ってるもの、分かっているものは全て提供したいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上で大項目1を終わります。

大項目2に入ります。観光客に対する交通違反取締りの苦情の実態についてでございます。

笠間市は陶芸のまちとして知られておりまして、笠間稲荷神社や笠間芸術の森公園など、多くの観光資源を有しております。県内外から多くの観光客が訪れていただける、そんな地域であります。特に、春や秋の観光シーズンにはマイカーのみならず、レンタカーなどを利用して市内を巡る方も多く、まちの活性化に大きく寄与がされていると認識をしております。

しかしながら、以前観光客から交通違反の取締りが過剰である、それから不適切な対応を受けたという旨の苦情が出ているという声を私自身、市民や観光関係者から耳にする機会がありました。初めて本市を訪れた道に不慣れな観光客が一時停止や駐車禁止など意図せぬ交通違反を起こしてしまい、そこに対する取締りが観光地としての印象を損ねているのではないかとの指摘もあるぐらいの状況であります。観光振興を進めていく上で、交通ルールの遵守はもちろん重要なことではありますが、訪れた人々にまた来たいと思っただけのようなまちの雰囲気や行政、警察の対応が求められているのではないのでしょうか。取締りを受けて苦い思い出だけが残り、もう二度と笠間には来ないというような感情を抱かせない、そういったほうにすることも見逃せない重要なポイントであると考えます。

そこで、次の点につきまして、行政としての見解を伺いたいと思ひます。

小項目①観光客から寄せられた交通違反に関する苦情の件数と内容についてということで、過去に観光客から市また観光協会等に寄せられた苦情等があれば、その実態はどのようになっているか、お伺いをいたします。お願ひします。

○議長（畑岡洋二君） 産業経済部長礒山浩行君。

○産業経済部長（礒山浩行君） 7番安見議員の御質問にお答えします。

観光客から寄せられた交通違反に関する苦情の件数と内容についての御質問でございますが、過去10年間の期間におきまして私どものほうで調査した結果なのですが、市内で交通違反により取締りを受けた観光客から市への苦情のお問合せは、ゼロ件でございます。

○議長（畑岡洋二君） 安見貴志君。

○7番（安見貴志君） それは、意外ですね。というのは、実際には私は市の中で、部署はどこだか知りませんよ、知りませんけれども、少なくとも実例があったかなかつたかといったら、あったというふうに伺っております。その後の対応を取ったか取らなかったかはもちろん分かりませんが、そういった苦情が寄せられたということは、実際把握しておりますし、その者が誰であるかも分かっております。

分かりました。思ったほど市に電話してくるほどの方はいないということでもありますけ

れども、聞こえてくる声からするとどうやら1件2件ではないということが、私の素直な実感でございます。何件かあるということであれば、どのような違反内容か、それに対してどういった対応を取ったのかということを知りたいけれども、10年間調べていただいて、なしということになりますので、次に進みたいと思います。

ちなみに、10年間調べてなしというのは、部署としては、例えば全体の部署、それとも産業経済部の中だけとか、どういった調べ方をされたのでしょうか。

○議長（畑岡洋二君） 産業経済部長礒山浩行君。

○産業経済部長（礒山浩行君） 本来であれば、文書事務規定だと5年間の保存期限となっておりますが、過去にその担当者職員、例えば今でいう危機管理課の交通担当、あと秘書課の広報広聴担当、または我々の部内で3課ございますが、そういうことがあったかどうかということを知り取ったところ、なかったというところがございます。

○議長（畑岡洋二君） 安見貴志君。

○7番（安見貴志君） 大変お手をかけまして、ありがとうございました。なかったらなかったらで提案として申し上げますので、以後そういった形で私は進めさせていただきたいと思います。

小項目②に進みます。警察との情報共有及び連携体制についてということで、観光地での交通取締りにおいて、警察機関との間で観光客対応に関する情報交換とか、配慮の要請を行っているのか、いないのかを伺いたいと思います。お願いします。

○議長（畑岡洋二君） 産業経済部長礒山浩行君。

○産業経済部長（礒山浩行君） 警察との情報共有及び連携体制との御質問ですが、市では一般的に警察や交通安全関係団体と連携し、交通ルールの啓発活動をはじめ、交通安全運動などを積極的に取り組んでございます。

なお、取締りの場所等につきましては、警察で非公開の情報となっておりますので、警察からの情報連携の体制は取っておりません。

○議長（畑岡洋二君） 安見貴志君。

○7番（安見貴志君） 時期的に人が集中する場所がございますね。例えば、正月であればお稲荷さん近辺とか出雲大社近辺であるとか、春のシーズンになればやはりつつじ公園近辺なり道の駅近辺、それからこれから秋のシーズンなりますと道の駅を中心としたところで、大変交通渋滞が激しくなる。そこから迂回をしてとか、抜け道を使ってとなりますと、いろいろなところを市内通られる方がいると思いますが、そういったところで、こういったところを警察として例えばパトロール含めてやるのだとか、そういった取締りに関する云々ではなくても、時期として重点的に何か警察で動きますよとか、そういったことも全然情報交換といいますか、やり取りはないということよろしいでしょうか。

○議長（畑岡洋二君） 産業経済部長礒山浩行君。

○産業経済部長（礒山浩行君） そもそも交通のルールを守るという大原則がございます

ので、その点に関しても、警察等の特別な協議や連携体制というのは取っておりません。

○議長（畑岡洋二君） 安見貴志君。

○7番（安見貴志君） 分かりました。では、小項目②を終わります。

小項目③です。今ほどのところで、特に実のある部分がなかったということで、あまりいい気はしませんけれども、交通ルールの事前周知と観光客への案内体制についてということで、観光シーズンにおきまして、市として訪れる観光客、マイカー、レンタカーも含めてですけれども、交通ルールを分かりやすく周知するための取組とか、何か行っていることはありますでしょうか。

○議長（畑岡洋二君） 産業経済部長礒山浩行君。

○産業経済部長（礒山浩行君） 市で観光客に対してというところにございましては、渋滞情報などは、今年度の春から積極的に行っているところでございます。

警察管内ごとの交通取締り情報につきましては、茨城県のホームページ、新聞、ラジオ等で事前に確認可能となっていることから、改めて市から観光客向けに事前周知や案内は行っておりません。

○議長（畑岡洋二君） 安見貴志君。

○7番（安見貴志君） 一つ私が心配する部分というのは、今、観光客ということで訪れてくれる方、必ずしも日本人の方ばかりではないということで、諸外国から足を運んでただけの方、大変多くなっております。そういった方が車を運転してやってくるというのも、珍しくないと認識をしております。そうなってくると、日本語で書いてある標識とか看板、案内が必ずしも読めるとは限りませんで、そうなってくると、ある程度の多言語の案内であるとか、外国人観光客を想定した何かしら配慮なりをしないといけないのではないかと思います。そういったところには考えは至らないでしょうか。

○議長（畑岡洋二君） 産業経済部長礒山浩行君。

○産業経済部長（礒山浩行君） 国際免許で運転される方ということかと思いますが、私も国際免許で外国で車を運転する場合もございしますが、そのとき私も当然、相手国の交通ルールや看板等について十分に勉強をして運転しているわけでございますので、外国から日本に来られる方もそこは十分に注意してやられているのかと考えております。

また、交通法規で決まってる交通ルールの表記、これを市が独自に変えるというわけではございません。できることではございませんので、その辺は考えておりません。

○議長（畑岡洋二君） 安見貴志君。

○7番（安見貴志君） 日本人が外国へ行っていろいろ、現地の郷に入れば郷に従えをわきまえてする運転と、日本に来る外国人は多分、ちょっと認識の差といいますか、あると思うのですよ。そういったところを踏まえると、確かに標識等、市の一存で変えるわけにいかないかという部分、もちろん納得はするのですけれども、ルールがあっても、ルールを、何ていうのでしょうか、理解しようとしらない人も一定数いるわけで、そうすると落ち

度とは言いませんけれども、至らぬ点があったときにそこを突っ込まれたりもするので、私としては何かしら、その標識を変えるとかではなくて、何かしらこれだけでは足りないよねという部分があってもいいのかなとは思いますが。具体的にどこをどうしてくれというわけではありませんけれども、そういったことも一つの想定として考えておいていただければ、今後何かしら役に立つかもしれませんので、これは要望として受け止めておいていただければと思います。分かりました。

では、小項目④に進みます。観光振興と交通秩序維持のバランスについてということでもあります。今後も観光客が増加することが当然予想されておりますけれども、交通違反の未然防止と観光客満足度向上、この両立をどのように図っていくのか考え等があれば、お伺いをいたします。お願いします。

○議長（畑岡洋二君） 産業経済部長礒山浩行君。

○産業経済部長（礒山浩行君） 観光振興と交通秩序のバランスについての御質問でございますが、本市に観光で訪れる方々の交通手段の中では、自家用車の利用が大きな割合を占めております。これから迎える秋の観光シーズンにおいて、魅力ある観光地としての受入れ体制や取組や渋滞対策を積極的にしてまいります。本市に訪れる観光客の皆様にとっては不慣れな土地での運転となりますが、交通ルールやマナーを守っていただくことで、観光振興と交通秩序のバランスは保たれると考えております。

○議長（畑岡洋二君） 安見貴志君。

○7番（安見貴志君） 大項目の趣旨が、観光客から交通取締違反で苦情があった場合に行政としてどうしてほしいかというところをちょっとベースにしてみましたので、その苦情を受け止めた実態がないということになりますと、実際として私が思うところより少ないのか、もしくは表に出てきてないかということになりますけれども、いずれにしてもその観光政策を進めていく中で、こうしたほうがいいのではないかという部分は述べさせていただいてるつもりなので、最後になりますけれども、いろいろ考えなどは質問してお聞かせいただけたので、分かりました。

ただ、笠間市としての観光を、市としての魅力を、これを損なうことがないように、観光以外の面で観光客がマイナスにイメージを抱くようなことは減らしていったほうが良いと、そう思うわけでございます。道路事情などが不慣れというところで、一時停止というところが気がつきにくくてパトカーに捕まっちゃったとか、初めて来たのにいやいやルールはルールですからということで容赦のない取締りを受けて、何かもうけちがついちゃったみたいなどころになりますと、やっぱり観光地としてはマイナスのイメージだけで終わってしまうのかなと思うわけでありますので。

そういったところを踏まえますと、私が言いたいところはちょっと微妙なニュアンスになりますけれども、ルールはルールなんですけれども、時には配慮というものも必要になってくるのではないかなと思ってます。ちょっと言い方難しいですけども、ちょっとグレ

一な部分もございます。取締りの機関には、正式には要請は無理ですよ。無理ですね。無理なのですけれども、何らかの機会を、例えば警察の幹部なりトップがいるところ、こちら行政のほうも幹部なりトップがいるような会議を、顔を合わせる機会があれば、正式な文書要請とか公式要請ではなくて、ちょっと立ち話する機会があればですけれども、配慮をよろしく願いますというところが、それらしい話をするのも一つかなと私は思います。

非常に難しいところになりますけれども、ルールはルールだけれども、配慮は必要です。実際の警察の取締りでも、スピード違反なり一時停止なりを事実としては犯してしまったのだけれども、何らかの事情で注意のみで開放される場合って、これはゼロではないと思います。そういったところの法を犯してしまった、触れてしまったところに至った背景なり事情を考慮して指導注意にとどめる、そういったところが、交通ルール破っている常習犯なら別ですけれども、初めて来てよく道も分からない、右も左も分からないような方であれば、何かしら配慮をいただけるようなところがあるのではないかなと思います。そういったところを、あくまでも公式な要請、正式な要請ではないにしても、配慮を求められるようなタイミングがあればいいなと思ってますので、もし何かしら協議をする場面等があれば、そういったところを触れていただければいいなと思います。

言い方はあれですけれども、そういう仕事は上に立つ者の仕事の部分かなと思います、市長、見解があれば伺いたいのですが、いいですか。

○議長（畑岡洋二君） 市長山口伸樹君。

○市長（山口伸樹君） 観光客が交通ルールを守らなくてパトカーに捕まるというのは、観光客であろうがなかろうが、笠間市の道路を通過する人にとってはあることなのかなと思います。交通ルールを守らなくて違反をして、それが市に来る苦情はないと思います。

でも、私が聞いたときはあります。具体的には、笠間の駅前の一時停止でよく観光客が捕まるよというような話を聞きまして、でもそれはそれ、やっぱりルールを守るのが大前提ですので、観光客であろうがなかろうがルールをしっかり私は守っていくことがやっぱり事故防止にもつながるのかなと思います。

仮に、ルールを違反した人がそのことによって憤慨して、笠間には来ないよと言われても、笠間の観光はそんなものでひるむ観光ではありません。

以上です。

○議長（畑岡洋二君） 安見貴志君。

○7番（安見貴志君） 質問で件数はないと言われたけれども、感覚としては何かあるような、そんな回答だったかと思います。

まさに市長が言われた、笠間駅前というのも、容赦ない交通取締りの一つであります。警察との協議とか、観光シーズン前に何か配慮がないかというのは、そういった隠れて潜んで取締りをするような場所があるとしたらば、人が多く来て不慣れな方がいるとすれば、

その時期ぐらい隠れているのではなくて、立って指導してくれないかという、そういう要請するのも、一つの何か行政としての役割かなと思うのですが、そういったことも要望の一つとして、私からの意見ということで、イエス、ノーは結構です。議員からこういう話が出たということで言いやすくなるでしょうから、要望として受け止めていただければと思います。

季節はいよいよ秋で、栗の一大産地にとって、本市としての魅力を最大限発揮できるシーズンになりました。多くの観光客に来ていただける時期であります。私の今回の質問や投げかけなどが、本市の観光施策の一環それから地域の信頼性向上のため、お役に立てれば本望であります。

これで私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（畑岡洋二君） 7番安見貴志君の一般質問を終わります。

ここで、14時、午後2時まで休憩いたします。

午後1時46分休憩

---

午後2時00分再開

○議長（畑岡洋二君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

4番鈴木宏治君の発言を許可いたします。

〔4番 鈴木宏治君登壇〕

○4番（鈴木宏治君） 4番政研会の鈴木宏治です。議長の許可を得ましたので、通告に従い、一問一答方式で一般質問をいたします。

今、私たちがこうして平穏に議論を交わしているこの瞬間も、自然災害はいつどこで発生してもおかしくない、極めて身近な脅威として存在しています。阪神淡路大震災から30年、防災士制度開始22年、東日本大震災から14年、関東東北豪雨から10年の月日が流れようとしています。あの未曾有の災害は公的な支援、いわゆる公助だけでは市民の命と財産を守り切れないという厳しい現実を、私たちに突きつけました。これらの教訓を、決して風化させてはなりません。

去る9月1日は防災の日、そして防災週間、そして9月9日は救急の日でした。この大切な節目を迎えるに当たり、市民一人一人が自らの命を守る自助、そして地域コミュニティでの助け合い、すなわち共助の力をさらに強固なものにしていかなければならないと強く感じています。

本日は、市民の安心安全な暮らしを守るため、そして災害に負けない強靱な笠間市を築くため、熱意を持って市長並びに教育長、担当の皆様にご質問いたします。

大項目1、本市の防災力、自助・共助の推進について。

まず初めに、小項目①本市が「自助・共助」を推進する上での基本的な考え方について、お伺いします。過去の災害を振り返ると、公助には限界があり、住民一人一人の備え、す

なわち自助、そして地域での助け合い、すなわち共助が何よりも重要であることを痛感しています。

そこでお伺いします。笠間市として市民の自助をどのように捉え、何が大切だとお考えでしょうか。また、共助については、どのような点を重要視して推進していくか、お考えをお聞かせください。

○議長（畑岡洋二君） 総務部長瀬谷昌巳君。

○総務部長（瀬谷昌巳君） 4番鈴木議員の御質問にお答えさせていただきます。

本市として「自助・共助」を推進する基本的な考え方についてでございますけれども、自助は、市民一人一人が自ら安全や生活を確保するため、防災に取り組むことです。これに対しまして、共助は、地域住民同士が互いに助け合うことでコミュニティーの全体の結束の強化、そしてより協力し合うことで助け合いの力を高めることです。これらの考え方を基に、平常時からの備えや日頃から顔の見える関係づくりなどの啓発活動、防災訓練を通じて、市民の防災意識を高め地域の繋がりを深めていくことで、自助・共助の推進が図られていくものと考えております。

○議長（畑岡洋二君） 鈴木宏治君。

○4番（鈴木宏治君） 本市は240キロ平方メートルという広大な市域を持ち、地理的条件によって、各地域の災害リスクは異なります。例えば、内水氾濫や外水氾濫が起りやすい地域、急傾斜地が多い地域など、その特性に応じた具体的な取組が不可欠だと考えています。

そこで、小項目②各地域における災害リスクの違いに応じた具体的な取組について、伺います。

○議長（畑岡洋二君） 総務部長瀬谷昌巳君。

○総務部長（瀬谷昌巳君） 各地域における災害リスクの違いに応じた具体的な取組でございますが、市では地理的地形により、涸沼川などの浸水想定区域、都市下水道による内水氾濫区域、急傾斜地崩壊危険箇所、そして土石流、危険渓流域などが、災害のリスクとして地域によって違いがございます。

これらの情報は、令和7年5月に全戸配布させていただきました、防災のしおり、ハザードマップにおいて具体的な区域を示し、またQRコードを活用することで、より詳細な情報が確認できるようになっております。そのためにも、配布した防災のしおりの活用を広く市民に伝えていくことで、また自主防災組織や地区で実施される防災訓練の参加や防災講座においても、災害のリスクの違いなど、啓発活動に取り組んでまいります。

○議長（畑岡洋二君） 鈴木宏治君。

○4番（鈴木宏治君） 最近防災マップが更新されて、私のほうも頂きました。特に、このハザードマップの活用や、つい最近もありましたが、内水氾濫もしくは外水氾濫による避難指示とか避難の推奨が出たりしているという中で、こういった地域特有のリスクに対

する対応というのは、どのようにお考えになっていますでしょうか。

○議長（畑岡洋二君） 総務部長瀬谷昌巳君。

○総務部長（瀬谷昌巳君） まず、災害リスクの違いに応じた対応ということでございます。

まずは、自分の地区にどのような災害の違いのリスクがあるかということを知っていただくことです。そのためにも、先ほど議員がお示しいただきました、ハザードマップですね、こちらに示されておりますので、こちらをよく確認していただくことが重要だと考えております。

また、自主防災の訓練の際には、そのハザードマップを活用しながら、またその関連危険箇所、例えば高い塀のそばであったりとか管理がされてない空き家など、避難時の安全ルートの確認や、訓練を実施していただくなど、共有していただきながら、また市の出前講座におきましても、地区の災害リスクの違いについての講話などを行いながら周知してまいりたいと考えております。

○議長（畑岡洋二君） 鈴木宏治君。

○4番（鈴木宏治君） 笠間市、240キロ平方メートルという広大な地域を持つこの本市の様々な災害特性を踏まえた、笠間地域が地域特有のリスクに対する対応というのがよく分かりました。やはり、この笠間市地域防災計画にのっとった防災対策に取り組むということが大切だというふうに、今理解したところでございます。

そんな中で次に、大項目1を終わりにしまして、大項目2のほうに移りたいと思います。

防災計画には、私が調べたところによりますと、国の中央防災会議で策定する防災基本計画、そして指定行政機関や指定公共機関が策定する防災業務計画、そして都道府県が策定する地域防災計画というのがある。そして、もう一つ、市町村の居住者や事業者が策定する地区防災計画という、四つの防災計画があるということが分かりました。その中で、今回は密接に関係する自主防災組織と地区防災計画について、お尋ねいたします。

小項目①自主防災組織の設立数と活動状況について、お聞かせください。

○議長（畑岡洋二君） 総務部長瀬谷昌巳君。

○総務部長（瀬谷昌巳君） 自主防災組織の設立及び活動状況についてでございますが、設立数につきましては、令和7年8月現在で、158団体です。組織率としましては、64%です。こちらは、笠間市内の世帯3万3,000世帯に対しまして、2万1,500世帯が自主防災組織に入っているというような数字になります。

活動状況につきましては、各団体の規約や防災計画により災害時における被害の防止及び軽減を図るため、平時から災害に対する備えとして、防災知識の普及、啓発、防災訓練の実施、資機材等の整備、使用訓練または備蓄品の在庫点検などの活動が行われております。

○議長（畑岡洋二君） 鈴木宏治君。

○4番（鈴木宏治君） 私の住む地域でも毎年必ず防災訓練というか、防災のための出前講座をしていただきながら、常に防災減災意識というものを高めるようなことをやってるのですけれども、そういった活動が行われてる回数とか、比率というのはどのくらい、どの程度のものか、教えてください。

○議長（畑岡洋二君） 総務部長瀬谷昌巳君。

○総務部長（瀬谷昌巳君） 市のほうで行っております、出前講座というのがございます。こちらは、年25回程度実施しておりまして、講座の内容といたしましては講話、そして先ほどのハザードマップの見方、あと地域ごとによっての危険エリア、また備蓄の整備、備蓄の準備など、そういったものをお話ししているところでございます。

○議長（畑岡洋二君） 鈴木宏治君。

○4番（鈴木宏治君） やはり私なんかもそうでしたけれども、毎年こういう形で出たときに、新しいハザードマップの配布をいただいたり、そういったものの見方とか読み方ということを教えていただくという部分ではとても重要なイベントというか、そういった研修になってるのですけれども、158の組織で25回という形だとちょっともったいないような気はするのですが、今後増やしていくような予定というのはありますでしょうか。

○議長（畑岡洋二君） 総務部長瀬谷昌巳君。

○総務部長（瀬谷昌巳君） こちらのほうは、積極的に自主防災組織のほうにお声がけをしながら、また要望があれば適宜対応していきたいと思っております。

○議長（畑岡洋二君） 鈴木宏治君。

○4番（鈴木宏治君） それでは、自主防災組織に応じた支援についてちょっと聞きたかったのですけれども、その中で、笠間市の施策評価シートでは平成27年当時は1年間で5%ずつ増やしていくという形で、当時100団体もなかったと思うのですが、今は目標値が年0.5%増加という形でかなり鈍化してきているところがあるのですが、せめて1%とかもう少し上げたりしながらやっていくためには、私個人的に思うのは、やっぱりこういった自主防災組織の人たちにも、こういった研修があって間違いなく役に立ってというような、そういったものを周知したり、結果をフィードバックしていくということが大切なのではないかと思うのですけれども、その辺についてはどのようにお考えでしょうか。

○議長（畑岡洋二君） 総務部長瀬谷昌巳君。

○総務部長（瀬谷昌巳君） 今の自主防災の組織の率は、現時点で64%でございます。年に1から2団体、新たに結成されているというところでございます。

最終的には100団体にしたいというような市の考えがございまして、そういったことに高まるようにしっかりと対応していくとともに、未結成の地区につきましては、直接行政区長なり、また行政区の新任研修において、そういったところでしっかりと啓発活動を進めて、結成を高めていきたいと考えております。

○議長（畑岡洋二君） 鈴木宏治君。

○4番（鈴木宏治君） そういった中で、提案なのですけれども、うちの区のように自主的にやって20人程度とか15人程度集まるようなところに、そういった未実施の地区だったり、未結成の団体の方々などに積極的に参加していただけるような案内とか周知をしていくことによって、自主防災組織の組織率というのを上げられるのではないかと思いますのですが、その辺はどのようにお考えでしょうか。

○議長（畑岡洋二君） 総務部長瀬谷昌巳君。

○総務部長（瀬谷昌巳君） そうですね、結成されている地区に未結成の地区の方が参加していただくなりして、防災意識をそこで高めていただくというような中で、未結成地区においての、何ていうのですかね、防災組織の設立の機運、そういったものが高まってくるというふうにも思っておりますので、そういった形でも進めてまいりたいと考えております。

○議長（畑岡洋二君） 鈴木宏治君。

○4番（鈴木宏治君） ぜひ、検討してください。

これで小項目①を終わりにしていきたいと思うのですが、平成26年の災害対策基本法の改正によって、地区防災計画制度が創設されました。この計画は、高齢者や避難困難者を含めた住民自らが地域の特性に応じた防災対策をまとめる上で、非常に有効なものです。そして、この地区防災計画とは、地区住民らによる自発的に行われる防災活動に関して、各地区の特性や想定される災害などに応じて、防災活動の主体や地域コミュニティの範囲などを自由に策定することができる、地域コミュニティが主体となったボトムアップ型の計画であるとされています。

ここで質問いたします。

小項目②地区防災計画の状況と課題について、お聞かせください。

○議長（畑岡洋二君） 総務部長瀬谷昌巳君。

○総務部長（瀬谷昌巳君） 地区防災計画の状況と課題についてでございますが、笠間市地域防災計画は、市全体の防災に関する指針といたしまして平成19年12月に策定され、災害対策が進められてまいりました。地区防災計画は、先ほどの地域防災計画を補完するものとして平成26年4月に施行され、特定の地域における災害の備えや対応策を具体的に定めるものでございます。策定に当たっては、住民自らが主体となって地域の実情に即した内容となることが求められておることから、現在のところ、地区防災計画の策定に至った地区はございません。

課題といたしましては、高齢世代、中堅世代、若年世代など幅広い参加の体制を整えながら、そして多くの声を反映させ、住民が自ら主体となって策定していくなど、計画づくりの難しさがございます。各自主防災組織において個別の防災計画を策定しておりまして、世帯状況や危険箇所などを調査した防災カルテ、避難ルートや井戸情報などを示した防災

マップがありまして、そういった組織内での連携が図られてるところで、今のところは対応しているところがございます。

○議長（畑岡洋二君） 鈴木宏治君。

○4番（鈴木宏治君） 地区防災計画自体はボトムアップが基本となっておりますので、当然なかなかつくれるものではないとは思いますが、内閣府では広報啓発活動として、みんなで作る地区防災計画を掲げ、地区防災計画ガイドラインや地区防災計画ガイドブック、地区防災計画の素案作成支援ガイド、地区防災ライブラリーなど、詳細な地区防災計画についての膨大なページを作っています。その中で事例としては、茨城県ではつくば市や常総市、坂東市なども掲載されておりますので、そういったものを参考にしながら、ぜひ今後、地区防災計画というのは重要な計画になっていくと思いますので、ぜひ笠間市も広報、理解啓発活動を積極的にお願いしながら、地区防災計画、ひいては自主防災組織の組織率のアップにつなげていただきたいと思います。

続きまして、小項目②終わります、小項目③に移りたいと思います。避難行動要支援者である高齢者や障害者等への避難計画はどのようになっているか、お聞かせ願いたいと思います。

特に、災害時、ペットを飼育しているような市民、特に今だとやはりお子様がもうどこかに出してしまったような御家庭とか、そういうところの場合にはペットが家族のようにやはり一緒にいて、災害に遭ったとき出るとするのは難しいなという場合もありますので、ペットを飼育してる市民などについても考えて、その避難、その他についてお聞かせください。

○議長（畑岡洋二君） 保健福祉部長堀内信彦君。

○保健福祉部長（堀内信彦君） 4番鈴木議員の御質問にお答えをいたします。

災害時における高齢者・障害者などの避難困難者の避難計画について、本市では災害対策基本法に基づき、平成26年に笠間市災害時避難行動要支援者避難支援プランを策定し、その中で、要支援者の個々の状況に合わせた具体的な避難計画である個別避難計画の作成や、自助・共助を基本とした災害時における要支援者の支援体制の整備を位置づけ、災害に備えた取組を行っております。

具体的には、要件区分に該当する方に対し市から制度の御案内、それから支援の意向調査を行うとともに、民生委員による個別訪問調査によって要支援者の実情を把握しております。その際、平常時の見守りや災害時支援を必要としている方には、社会福祉協議会などの関係機関や区長をはじめとする地域支援組織との情報共有について、同意を得た上で、介護、障害の程度といった本人の状態や必要な支援、避難先、近隣における支援者などの情報を聞き取り、個別避難計画を作成しており、令和7年4月1日現在、3,318人のデータを保有しております。また、把握した情報のうち、支援に必要な項目をリスト化しまして、関係機関や地域支援組織と共有する手段として、定期的に区長と民生委員の情報交換

会を開催し、地域の実情について共通認識を図っており、今年度も来月早々に予定をしてございます。

また、今年度から新たに自主防災組織にも参加をいただいて、地域における災害時の見守り支援体制の強化を図っていくこととしております。

○議長（畑岡洋二君） 鈴木宏治君。

○4番（鈴木宏治君） ありがとうございます。本年度から自主防災組織の方も支援に関わっていただくことが新しく始まったという形で、今まで民生委員とか社協の方々だけだったものが広がったということで、とてもよいことだと思います。

そういった中で、すみません、ちょっと先走ってしまいましたが、ペットのことがずっと最近気になってまして、そういった中で今度、ペットと共に生活してるような市民の方が避難していくってことに対しては、どのような体制づくりとか、そういったものがされてますでしょうか。

○議長（畑岡洋二君） 環境推進部長小里貴樹君。

○環境推進部長（小里貴樹君） 4番鈴木議員の御質問にお答えします。

ペットを飼育されてる方の避難ということでございますが、本市では災害発生時において対象動物や飼育場所や飼育方法等について、一定の制限はございますが、開設された全ての避難所において、飼い主とペットが同行避難できるということにしております。

以上です。

○議長（畑岡洋二君） 鈴木宏治君。

○4番（鈴木宏治君） 茨城県のホームページを見ますと、17市町村でそういったことが取り組まれてるということが載っていたのですけれども、笠間市で大きな犬とかは多分駄目だったりいろいろあると思うのですけれども、そういった中では事前に協議をしておいたり、そういうことをすることによって同行避難と、もう一つ同伴避難があると思うのですけれども、その辺はどのようになっていますでしょうか。

○議長（畑岡洋二君） 環境推進部長小里貴樹君。

○環境推進部長（小里貴樹君） 何でしょう、同行避難という部分でも、人については室内で避難していただいて、ペットについては屋外の駐輪場であったり、屋根あるところにシートを張ってという形になったりすると思います。また、同行避難という形だと、避難所の敷地内の中に、例えば車両とかの中において、飼い主とペットが避難するという考え方がなというふうに考えてございます。

以上です。

○議長（畑岡洋二君） 鈴木宏治君。

○4番（鈴木宏治君） そうすると、やっぱりアレルギーの問題とか、そういった問題があるので、基本的には同行避難を主体としながら、避難所には人が避難して、屋外にペットとかそういったものは避難するという形を、基本的に笠間市が取ってると考えてよろし

いでしょうか。

○議長（畑岡洋二君） 環境推進部長小里貴樹君。

○環境推進部長（小里貴樹君） そのとおりでございます。

○議長（畑岡洋二君） 鈴木宏治君。

○4番（鈴木宏治君） ありがとうございます。ホームページを見るといろいろな取組があるのですが、やっぱりなかなか一緒に避難できるという市町村もまだ半分もいってないという中で、笠間市ができてるということで、これも安心しました。

そして次に行きたいと思うのですが、大項目2のほう終わりました、大項目3に行かせていただきたいと思います。

大項目3です。拠点避難所（学校防災計画）について、お聞きしたいと思います。

小項目①学校防災計画と笠間市地域防災計画の連携状況について、お聞きしたいと思います。

学校防災計画と笠間市地域防災計画が独立して制定されてるように見えるのですが、上位である笠間市地域防災計画と学校防災計画はどのように連携されているのか、教えてください。

○議長（畑岡洋二君） 教育長小沼公道君。

〔教育長 小沼公道君登壇〕

○教育長（小沼公道君） 4番鈴木議員の御質問にお答えします。

学校は災害時の避難所に指定されておりますが、現在、学校防災計画と笠間市地域防災計画との連携は図られておりません。

しかしながら、学校防災計画の基本方針、地域との連携の部分においては、地域防災組織及び笠間市災害対策本部等との連携を密にすることと明記されていることから、今後は地域防災計画との連携を検討してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（畑岡洋二君） 鈴木宏治君。

○4番（鈴木宏治君） 私も学校防災計画のほうを読ませていただいたのですが、やっぱり避難所となってる場合には、学校の先生が避難所の開設その他をやるような形になっていて、実際には、地域防災計画の中では職員がサポートをしながら避難者の中で運営をされることがすばらしいという形になってますけれども、やはり学校の場合には特別な事情がきっとあると思うので、これからすり合わせをしっかりとやっていながら、今後のやっぱり防災に役立てていただきたいと思うのですが、その辺のところはどのように考えていますでしょうか。

○議長（畑岡洋二君） 教育長小沼公道君、自席でお願いいたします。

○教育長（小沼公道君） 学校の職員の場合には、基本的に避難所の運営は行いません。

特に、夜間の災害のときなどは遠くの職員たちが集まらなくちゃいけないということが

ありますので、基本的には市役所の職員が当たるので、そういうことを踏まえながら、学校のほうが連携しながらという形になってくるかと思います。

○議長（畑岡洋二君） 鈴木宏治君。

○4番（鈴木宏治君） 連携が取れるような形になって、図のほうもある程度それに近いものになってるので、安心しました。

あと、そうですね、それで小項目①を終わりにしまして、小項目②に移りたいのですが、学校防災計画に基づく訓練とかに地域住民が参画する仕組みというのはございますでしょうか。

○議長（畑岡洋二君） 教育長小沼公道君。

○教育長（小沼公道君） お答えをします。

学校の避難訓練において地域住民が参画する仕組みとして、市内の各校で様々な取組が進められております。

その中で特に多いものが、保護者への児童生徒の引き渡し訓練においてです。岩間中学校区においては小中学校が一体となって訓練を行うだけではなくて、学校運営協議会が軸となって地域への呼びかけを行い、地域住民がボランティアとして訓練に参画をしています。こうした取組により、学校と地域の連携を強化し、防災意識の高揚を図っているところでございます。

○議長（畑岡洋二君） 鈴木宏治君。

○4番（鈴木宏治君） 笠間市学校防災計画の第6のところにも防災教育及び避難訓練という形で明記がされていて、教職員に対する教育もそうですし、児童そして生徒、そして保護者に対するものというのも明記されておりますので、そのような形で地域と取り組んでいらっしゃるという形で安心しました。

ところで、内閣府では令和5年3月に、地域と学校がともに防災教育を進めるためという形で、地域防災教育コーディネーターの育成に向けてという方針を出したと思うのですが、その中で内閣府とか、東京都はもうコーディネーターの育成研修会などを実施し始まっています。また、公益社団法人中越防災安全推進機構、地方防災力センターではオンラインで防災教育コーディネーター養成塾なんていうことを始めてるようなのですが、やはりこれから先、ほとんどの避難所が各市町村、学校が避難所になっているという状況の中で、自治体と学校地域をつなぐことをやっぱり専門的に担うことができるような、そういったコーディネーターの存在というものの人材の活用ということが近い将来必要になってくるのかなと思うのですが、この点についてお考えはどうでしょうか。

○議長（畑岡洋二君） 教育長小沼公道君。

○教育長（小沼公道君） 大変難しい問題だと思っています。

地域の人材が地域防災まで関わるということで、今、学校運営協議会が学校の中に入り込んでいろいろ地域との連携を図っているところでございます。本市においては、地域連

携コーディネーターというのが16校の中で7名おりますので、学校と地域をつなぐ役割の地域連携コーディネーターが今後その役割を担っていくということで、検討していくことは可能かと考えています。

○議長（畑岡洋二君） 鈴木宏治君。

○4番（鈴木宏治君） そうですね。やっぱり地域をよく知っている方で、しかも学校も知ってるという方がコーディネーションすることによって、やっぱり安全で強靱なまちづくりにつながると思いますので、ぜひ検討していただければと思います。

それでは、小項目②を終わりますして、小項目③を聞きます。避難所としての学校における備蓄や設備の整備状況について、教えてください。

○議長（畑岡洋二君） 教育長小沼公道君。

○教育長（小沼公道君） 避難所としての学校における備蓄・設備の整備状況についてでございますけれども、普段の教育活動にも活用している設備を除きまして、学校予算による備蓄等は行っておりません。

災害の発生時には現在、市防災倉庫等の備蓄施設から避難所となる学校に必要な物品が搬入される計画となっております。

以上です。

○議長（畑岡洋二君） 鈴木宏治君。

○4番（鈴木宏治君） 笠間市学校防災計画によると、避難所としての運営施策でこういうものが必要だとか、防災に備えるべき備品という形である程度列挙をされてるのですが、今のお話を聞きますと、必要なものは必要な倉庫にしまっていて、それが発災時には急いで運んでもらえるようになっていて、重複して無駄がないような形でされているというふうな理解でよろしいでしょうか。

○議長（畑岡洋二君） 教育長小沼公道君。

○教育長（小沼公道君） そのとおりでございます。

○議長（畑岡洋二君） 鈴木宏治君。

○4番（鈴木宏治君） ぜひ、笠間市学校防災計画のほうも見直していただいて、そういった部分を追求していただけるといいかなというふうに思います。ありがとうございます。

それでは、大項目3を終わりますして、大項目4に移ります。

大項目4です。防災士制度の活用と人材育成についてお聞きしたいと思います。

小項目①本市における防災士資格取得者数と地域での活動状況について、お聞かせいただきたいと思うのですが、私も本年度、防災士資格を取ってきたわけですがけれども、たまたま私と同時に受けた人は笠間市はいなかったということで、ちょっとそういったこともありまして、しかも3日間の研修という形でいろいろ勉強させていただいた中で、質問させていただきます。

資格者数と地域での活動状況をお聞かせください。

○議長（畑岡洋二君） 総務部長瀬谷昌巳君。

○総務部長（瀬谷昌巳君） 本市における防災士資格取得者数と地域での活動状況についてでございますが、防災士認証機関であります日本防災士機構によりますと、令和7年8月現在で、笠間市在住として登録されている方は150名でございます。防災士の資格取得の目的としまして、災害時などに役に立つ資格としての認識により資格を取得される方や、勤務先で勤務上必要があり取得される方などと認識しております。

防災士の地域での活動状況につきましては、各々の活動状況につきましては把握してございませんが、各地区の自主防災組織や各企業などの様々なところで活動されているものと考えます。

○議長（畑岡洋二君） 鈴木宏治君。

○4番（鈴木宏治君） 日本防災士機構の数では150名ということでしたが、防災士資格自体は1度通るとそのまま永久資格という形になっていて、一番最初的时候から今まででトータルで防災士の資格取得者、笠間市に当時住所があった人が150人という理解でよろしいでしょうか。

○議長（畑岡洋二君） 総務部長瀬谷昌巳君。

○総務部長（瀬谷昌巳君） そのとおりでございます。

○議長（畑岡洋二君） 鈴木宏治君。

○4番（鈴木宏治君） となると、今もうちょっと減ってるのかなというふうには思うのですけれども。

その中で、やはり市の防災計画を担っている職員、市職員などが、防災士や、普通もしくは上級などの救命士を持っているような人というのは、何人ぐらい笠間市にはいらっしゃいますか。

○議長（畑岡洋二君） 総務部長瀬谷昌巳君。

○総務部長（瀬谷昌巳君） 令和7年8月現在で、9名の職員が取得しております。そのうち、女性が5名でございます。

○議長（畑岡洋二君） 鈴木宏治君。

○4番（鈴木宏治君） それ以外、これ防災士だと思っておりますが、普通、上級もしくは赤十字の救命救急士などを持っている人というのはいらっしゃいますでしょうか。

○議長（畑岡洋二君） 総務部長瀬谷昌巳君。

○総務部長（瀬谷昌巳君） 普通救命士は防災士の資格を持っている方が対象となっておりますので、9名はいるのですけれども、それ以外の数字につきましてはちょっと把握してございません。

○議長（畑岡洋二君） 鈴木宏治君。

○4番（鈴木宏治君） 分かりました。では、市職員で9名の防災士の方が、今現時点で在籍されていらっしゃるということですね。

もう1点、学校では、現場では防災士とか普通、上級もしくは赤十字の救命救急士を持つての方というのはいらっしゃいますでしょうか。

○議長（畑岡洋二君） 教育長小沼公道君。

○教育長（小沼公道君） よろしいですか。

○議長（畑岡洋二君） はい、どうぞ。

○教育長（小沼公道君） お答えします。

救急救命と防災士ですね。普通救命講習を修了した教職員が150名、それから上級救命講習を修了した教職員が1名、それから救急救命士の資格を持つ教職員が1名おります。全体の40%となっております。

○議長（畑岡洋二君） 鈴木宏治君。

○4番（鈴木宏治君） すみません。防災士の資格取得してる者は、いらっしゃいますでしょうか。

○議長（畑岡洋二君） 教育長小沼公道君。

○教育長（小沼公道君） 失礼しました。

ゼロでございます。

○議長（畑岡洋二君） 鈴木宏治君。

○4番（鈴木宏治君） 普通、上級救命士もしくは赤十字の場合には3年で任期が切れておりますので、その40%の方々が3年に1度以上必ず受けてるかどうかというのを確認されてますでしょうか。

○議長（畑岡洋二君） 教育長小沼公道君。

○教育長（小沼公道君） すみません、もう一度御質問よろしいでしょうか。

○議長（畑岡洋二君） 鈴木宏治君。

○4番（鈴木宏治君） 普通救命、もしくは上級救命士、もしくは赤十字の救急法救急員は3年で資格が切れますが、今現時点で資格を持つての人がこの数いらっしゃるという認識でよろしいのですか。

○議長（畑岡洋二君） 教育長小沼公道君。

○教育長（小沼公道君） 失礼しました。

つい最近の調査でございますので、現在この人数ということですよ。

○議長（畑岡洋二君） 鈴木宏治君。

○4番（鈴木宏治君） よかったです。びっくりしました。

ほかちょっと今回防災士の資格を取って調べたのですが、愛媛県などでは1校当たり16人の目標を持って、もう半分以上充足してるそうですし、大分県では教頭もしくは副校長が必ず防災士を取っている。あとは、岐阜県、三重県、徳島県で、全国様々なところでやはり拠点というか、避難所として使われる可能性が高いという部分もあって、各教育委員会、県や市、そういったところもやっぱり推進しているところがあるので、教育長もぜ

ひ防災士がゼロ人ということですので、資格取得制度がたしか教職員の場合にあったと思いますので、補助制度があったと思いますので、その辺の推進というのをもう少しやっていただけたらと思うのですが、お考えはいかがでしょう。

○議長（畑岡洋二君） 教育長小沼公道君。

○教育長（小沼公道君） 防災教育をやっていく上で、防災士の資格を持つ教職員がいるということも大事な部分なので、今後検討してまいりたいと思います。

○議長（畑岡洋二君） 鈴木宏治君。

○4番（鈴木宏治君） ありがとうございます。

そこですみません、そもそも論なんですけども、防災士制度をどういう制度か、すみません、総務部長、御存じでしょうか。

○議長（畑岡洋二君） 総務部長瀬谷昌巳君。

○総務部長（瀬谷昌巳君） 防災士の制度はどのようなものかということでの御質問だと思います。

地域や職場などで防災減災化の活動を担うための人材を育成するために設けられた資格制度で、阪神淡路大震災の教訓を生かしまして、市民による新しい防災の取組を推進するというので、2002年に日本防災士機構が創設してできた制度でございます。

○議長（畑岡洋二君） 鈴木宏治君。

○4番（鈴木宏治君） どうやったら防災士の資格がいただけるか、御存じでしょうか。

○議長（畑岡洋二君） 総務部長瀬谷昌巳君。

○総務部長（瀬谷昌巳君） 防災士の資格を取得するには、日本防災士機構が認定しました研修機関が実施する防災士養成研修講座を受講していただきまして、防災に関する基礎知識と実践力をそこで学びます。その後、防災士資格取得試験に合格しまして、さらに普通救命士講習を修了することが必要となります。これらの三つの条件を満たしまして申請することで、防災士として認定することができます。

○議長（畑岡洋二君） 鈴木宏治君。

○4番（鈴木宏治君） そのほかに特例も結構あったと思うのですけれども、その辺も教えてください。

○議長（畑岡洋二君） 総務部長瀬谷昌巳君。

○総務部長（瀬谷昌巳君） そのほかに特例制度につきましては、警察官や消防職員、また消防団員、自衛官などは、一定の防災実務試験に対しまして一部研修科目等の免除がございます。

○議長（畑岡洋二君） 鈴木宏治君。

○4番（鈴木宏治君） 防災士資格取得にかかる費用は、お幾らぐらいかかるものでしょうか。

○議長（畑岡洋二君） 総務部長瀬谷昌巳君。

○総務部長（瀬谷昌巳君） 防災士資格取得にかかる費用についてでございますけれども、研修の受講料として約5万円、そして教材として教本代4,000円、試験資格受講料として3,000円、そして防災士としての登録ということで約6万3,000円の費用がかかります。

○議長（畑岡洋二君） 鈴木宏治君。

○4番（鈴木宏治君） 私はいばらき防災大学を受講してこの資格を取得したのですが、いばらき防災大学だと1万2,000円で取得ができました。いばらき防災大学とはどのようなものなのか、教えてください。

○議長（畑岡洋二君） 総務部長瀬谷昌巳君。

○総務部長（瀬谷昌巳君） いばらき防災大学とはという御質問でございます。

茨城県が主催する研修講座で、防災・災害対策について総合的、体系的に学ぶ機会を提供しているものでございます。地域での防災活動のリーダーを育成することを目的としまして、平成13年度から開講いたしまして、講座を修了した方には防災士の資格試験を受ける資格が得られます。講座そのものが無料となっております、資格取得に当たりましては教本代、受験資格登録料などが必要となりまして、実際の負担は、本来は6万3,000円なのですが、1万2,000円というような形で資格が取れるものでございます。

○議長（畑岡洋二君） 鈴木宏治君。

○4番（鈴木宏治君） いばらき防災大学の受講者の推移についてお聞きしたいんですが、議長、すみません、資料を提示させていただきます。

私は、今年度1人、昨年度も1人、その前は笠間市から9人、その前の年も笠間市から9人、いばらき防災大学を受講し、試験に合格して防災士の資格を取ったということなのですが、少なくなっているのが非常に気になるのですが、どのようにお考えでしょうか。

○議長（畑岡洋二君） 総務部長瀬谷昌巳君。

○総務部長（瀬谷昌巳君） 笠間市の受講者の推移を見させていただきますと、令和4年度から受講者が9名、そして令和5年度も9名、そして令和6年度が1名、令和7年度も1名ということで、急激に少なくなっております。

こちらの受講者の減少の原因、要因というものについては、把握してございません。

○議長（畑岡洋二君） 鈴木宏治君。

○4番（鈴木宏治君） 分からないということですので、次の質問に行きたいと思っております。

小項目②、防災士は今150名笠間市内にいらっしゃるということですが、防災士を地域の防災リーダーとして活用するような仕組みとか、そういったものを考えていらっしゃるかどうかということをお聞きします。

○議長（畑岡洋二君） 総務部長瀬谷昌巳君。

○総務部長（瀬谷昌巳君） 防災士を地域防災リーダーとして活用する仕組みについてでございますが、現在市では具体的な取組は行っておりませんが、防災士は専門的な知識と技術を用いて地域住民への防災講話や訓練などを通し、防災意識及び防災強化による地

域の安全性の向上が期待できることから、自主防災組織などの活用について検討してまいります。

○議長（畑岡洋二君） 鈴木宏治君。

○4番（鈴木宏治君） 提示、お願いいたします。

○議長（畑岡洋二君） 提示の許可をいたします。

○4番（鈴木宏治君） 茨城県の中で防災士自体を組織化をして、自治体が組織化してそれをやってる場所もありますし、民間が独立でやってるところもありますけれども、見ていただくと、44市町村のうち16市町村がやはり防災士の会をつくってます。そうではないと、定期的に新しい情報を入れないと、永久取得の防災士の資格では、新しい災害そういったものの対応がしづらいという形でこういうものが生まれてきてるのかなと思うのですが、こういったことを笠間市でやるということはお考えはないでしょうか。

○議長（畑岡洋二君） 総務部長瀬谷昌巳君。

○総務部長（瀬谷昌巳君） 市では、令和元年度10月に自主防災組織連絡協議会のときに、市内在住の防災士の資格を取得された方と連携を深めるための研修を開催いたしました。防災訓練や講話など防災活動に協力し、防災力向上につながるよう行ったものでございます。

しかしながら、令和2年からコロナ禍によりまして社会活動の制限から、自主防災組織と防災組織の連携は進んでいない状況でございます。まずは今後、自主防災組織の結成や活動の強化など防災士の持つ知識や経験などを生かしまして、連携を深められるよう進めてまいりたいと考えております。

○議長（畑岡洋二君） 鈴木宏治君。

○4番（鈴木宏治君） ありがとうございます。平成元年に立ち上がったものがそのまま立ち消えになってしまっているというのはちょっと残念ですが、これからぜひ盛り上げていただいて、やはり防災減災につなげていきたいようにしていきたいと思っております。

小項目③、防災士の数を増やし、質の向上を図るためにも、資格取得の助成制度の拡充は必要不可欠だと思うのですが、防災士資格取得助成制度の拡充についてどのようにお考えか、お聞かせください。

○議長（畑岡洋二君） 総務部長瀬谷昌巳君。

○総務部長（瀬谷昌巳君） 防災士資格取得助成制度の拡充についてでございますが、防災士資格取得助成に関しましては、平成25年度から令和3年度までにかけてまして、資格取得に要した経費に対して5,000円を上限とする補助を行ってまいりました。コロナ禍などの影響もありまして資格取得者の減少から、令和3年度末には補助を終了しております。

防災士資格取得助成制度の拡充につきましては、通常の資格取得費用は先ほどの6万3,000円程度とお話しさせていただきましたが、県が主催するいばらき防災大学では費用の負担が1万2,000円まで軽減されることから、市で改めて補助をすることは考えてござ

いません。

○議長（畑岡洋二君） 鈴木宏治君。

○4番（鈴木宏治君） 資料を見ていただきたいのですが、茨城県内で防災士の資格助成をしている市町村は、44市町村のうち32市町村、実に73%が今現時点で資格補助をしている状況であります。そして、その中で費用でございしますが、いばらき防災大学の全額を補助しているところがほとんどでございまして、それ以外でも1万2,000円といういばらき防災大学が14、1万1,500円とかもうちょっと低いのが四つ、それ以外は3万円以上、4万円以上、6万円以上という形で、実に73%の自治体が助成をしているのが実情だということを見ると、もったいないなというふうに私も思うのですけれども。時間の関係もちょっとあるのもう本当はもっともっとここ行きたいのですが、次の質問に行きたいと思えます。

小項目④いきます。若い世代や子育て世代が地域防災に関わるための環境づくりについて、教えてください。

○議長（畑岡洋二君） 教育長小沼公道君。

〔教育長 小沼公道君登壇〕

○教育長（小沼公道君） 子どもたちが地域防災に関わるための環境づくりのために、市教委では教員対象の研修として、市内各校の防災に関する体験学習や講演会を毎年行っている状況でございします。具体的には、市危機管理課の職員、また県防災士会だけでなく、いばらきコープ生活協同組合等を招聘し、防災それから減災教育の拡充が進められております。また、学校教育だけでなく、社会教育の場である公民館の「かさま子ども大学」においても実験講座等を行い、防災意識の高揚に努めているところでございします。

また、子育て世代に対しましては、宍戸小学校で保護者を対象として開催された、水戸地方気象台による講演「大雨、台風から身を守る方法について」があります。宍戸小学校は茨城県の学校保健・安全に関わる研究推進校にも指定されておりました。地域消防による防災体験をはじめ、家庭地域と連携した安全教育にも取り組んでおります。その結果、茨城県地域安全マップコンクールで、本校の児童生徒が県教育長賞を受賞するなどの成果を上げております。今後は、宍戸小の研究成果を市内各校で共有して、地域防災に関わるための環境づくりを今後も推進してまいります。

○議長（畑岡洋二君） 鈴木宏治君。

○4番（鈴木宏治君） ありがとうございます。学校をはじめとする、やはり子どもや若い世代が防災や減災について正しい知識を持ったりするということは、これから先の時代においてとても大事なことだと思います。最近ではジュニア防災検定というものも始まりまして、筆記試験だけではなくて、防災の自由研究などを通して、そして検定を受けるといこともできるようになってますので、そういったこともぜひ考慮しながら、子どもたちに向けて学校と地域と親とも一緒にやれるような、そういったことも進めていただければ

いいなというふうに思います。ありがとうございました。

続きまして、大項目5に移りたいと思います。防災DXの推進について、お聞きします。

小項目①本市における防災DX施策について、お聞かせください。

○議長（畑岡洋二君） 総務部長瀬谷昌巳君。

○総務部長（瀬谷昌巳君） 本市における防災DXの施策につきましては、市が提供する笠間市公式LINEリッチメニューにおいて、災害の発生状況、避難所の位置や開設状況、停電の状況、ライブカメラによる河川の状況、AEDの設置場所、またハザードマップなどの最新情報を、一元的に見やすく提供しているところでございます。

さらに、情報発信につきましては、防災行政無線デジタル化整備に伴い、防災無線とかさめーるの一括配信システムや、フェイスブックなどのSNSによる情報配信も実施しているところでございます。

○議長（畑岡洋二君） 鈴木宏治君。

○4番（鈴木宏治君） やはり、今は災害対策とかそういったものに関しては、インターネットがつながるつながらないというのはすごく大きな問題になってきていると思うのですが、そういった中で笠間市ではインターネットがないにしても、衛星電話とか衛星通信を使うということも必要だと思うのですが、そういった装備、設備というものはございますでしょうか。

○議長（畑岡洋二君） 総務部長瀬谷昌巳君。

○総務部長（瀬谷昌巳君） 衛星電話につきましては、市では4台所有してございます。東日本大震災後、本庁、笠間支所、岩間支所、下水道課に配備し、関係機関との連絡体制を強化しております。

○議長（畑岡洋二君） 鈴木宏治君。

○4番（鈴木宏治君） 電話があるということで安心なのですが、これから先はやはりどうしても衛星を使ったインターネット通信ということも、できれば考えていただきたいなというふうに思います。

そしてまた私自身が、これはお願いになるんですけども、スマホのアプリとかホームページで全国のAEDの設置場所や使える時間とか曜日とかということが、かなり詳細に今見られるようになってます。私も知的障害のスポーツ団体にいますので、やっぱりどこかに練習に行きますとか大会に行きますといったときには、休日診療をやってくれる病院を調べたり、その近くにあるAEDとか調べるのですけれども、笠間市の場合には時間が入ってないものだったり、そういったものもあるので、民間がやってるもの、行政がやってるもの両方あると思うのですが、そういったものを拡充していただきたいなというふうに思うのですが、その辺はやっていただけますでしょうか。

○議長（畑岡洋二君） 総務部長瀬谷昌巳君。

○総務部長（瀬谷昌巳君） 議員御指摘のAEDの設置場所とか、そういった表示するア

プリの御質問だったかと思えます。

日本救急医療財団により、平成27年6月にAED設置登録情報システムの運用が始まり、ウェブサイトやスマートフォンを通じて、現在地から一番近いAEDの設置場所などを確認することができるものでございます。今後、笠間市に設置しているものにつきまして、利用可能時間帯の表示をしっかりと示していきたいと思っております。

○議長（畑岡洋二君） 鈴木宏治君。

○4番（鈴木宏治君） ありがとうございます。あとは、設置場所についても、なるべく外に近づいて、学校なんかも最近外になってると思うのですが、そういったことも考慮していただけるとありがたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、大項目6に移りたいと思えます。

笠間市防災計画の位置づけについてということで、小項目①本市防災計画における「自助・共助・公助」の整理について、お聞かせください。

○議長（畑岡洋二君） 総務部長瀬谷昌巳君。

○総務部長（瀬谷昌巳君） 本市の防災計画における「自助・共助・公助」の整理についてですが、国の災害対策基本法では、自助・共助・公助が災害における支援の三つの柱として位置づけられております。笠間市地域防災計画におきましても、自助・共助・公助の三つが対災害対策において関連し合うことで、全体としての効果的な災害対応に必要なことから、重要な柱であると考えております。

○議長（畑岡洋二君） 鈴木宏治君。

○4番（鈴木宏治君） 資料をお願いします。

阪神淡路大震災の頃と比べると今、自助・共助・公助の割合は、このような形になってると思うのですね。

実際には今、7対2対1という形でほぼ防災計画は組まれてると思うのですが、この公助の部分に関してちょっとお聞きしたいのですが、公助は最後にやっぱりやってくるものだと思うのですが、その公助の中でも、直接的な公助よりも間接的な公助の大切さとかということも、やっぱり防災減災には必要だと思うのですが、その辺に関してはどのようにお考えでしょうか。

○議長（畑岡洋二君） 総務部長瀬谷昌巳君。

○総務部長（瀬谷昌巳君） 市の公助におきまして、直接的と間接的というお話がございました。

直接的な役割といたしましては、災害発生の際の避難指示や避難所開設の運営など、また必要な機器や設備などの整備、毛布や生活用品、食料などの資材を備蓄し、管理していくことで、いざ災害が発生したときは直接的な支援活動を行います。

一方で、間接的な役割といたしましては、市や地域、団体が自ら防災減災に取り組めるように、制度、資源、情報などを提供することなどしまして、備えの後押しをすることで

ございます。具体的には、自主防災組織の立ち上げの支援でしたり、自主防災組織の活動の補助、ハザードマップの作成、配布、また総合防災訓練や防災講話を通じまして、市民や防災組織の防災力の向上を図るものと考えております。

市はこれらの役割をしっかりと認識しまして、自助・共助・公助、それぞれの基本的な考え方の下、しっかりと連携させ、協力していくことが重要であると考えております。

○議長（畑岡洋二君） 鈴木宏治君。

○4番（鈴木宏治君） 小項目②の内容もほぼ入ってしまったような感じなのですが、ありがとうございます。

自助・共助・公助のバランスの重要性というのが、やはり防災減災についてはすごく大きいのだなということを今回、理解をしました。

そんな中で実は、昨年8月26日ですかね、当市で令和6年能登半島地震を教訓に地震風水害と大規模災害時における各避難所での被災者支援、避難所運営、復旧支援などを円滑に行うために、笠間市災害時支援員登録制度を創設し、発足式を行っているという形になりましたが、これは災害時、つまり発災時の支援のためにつくったものという考えでよろしいでしょうか。

○議長（畑岡洋二君） 総務部長瀬谷昌巳君。

○総務部長（瀬谷昌巳君） 災害時支援登録制度につきましては、令和6年1月の能登半島地震を踏まえまして、継続的に支援が必要となる避難所運営には人力的に不足するというような考えの下、また市の職員の負担が大きくなることが懸念されまして、自衛隊や警察、消防、教職員、市役所のOBなど、その他専門的な技術、知識を有する方を任命しまして、対応力の強化につなげていこうというものでございます。

○議長（畑岡洋二君） 鈴木宏治君。

○4番（鈴木宏治君） ありがとうございます。そうすると、発災時にはかなり強力な支援員の人たちが出てくるという形ですね。

最後、もう一つ見ていただきたいのですが、本年5月14日には笠間市の我ら、道の駅かさまが国土交通省より防災道の駅に選定されました。当市が防災減災に積極的に取り組む姿勢が、国にも認められたあかしだというふうに考えております。

その中で、当市からほど近いというか、一番近い防災の駅である、道の駅だいがや道の駅しもつけ、道の駅みぶのある市町では既に防災士の資格取得助成制度があり、ほぼ全額、そして防災士の会も全て結成されて、活発に活動されています。防災の道の駅に選定された今、笠間市が助成も組織もなくいいとは思えないというふうに思ってるわけです。

市長にお聞きしたいのですが、ここで過去の発言について改めて市長にお聞きしたいのですが、平成31年第1回定例会で市長は施政方針演説の中で、「地域防災活動の核となる自主防災組織については、1月末現在で146団体が設立し、組織率は61.19%という状況でございます。まだまだ住民意識の向上が必要であります。未結成の地区に対し、区長等を

通じ組織結成を促してまいります。防災に関する一定の知識・技能を有する防災士については、1月末現在で87名が資格を取得をしておりますが、地域防災力のさらなる強化のため、防災士の資格取得と連絡協議会の結成を促してまいります」と明確におっしゃっています。この発言から7年たちましたが、議事録を読み、私は心を打たれるものがありました。しかし、今、あの熱意はどこに行ってしまったのかなというふうに思うわけですが、市長が自ら掲げた具体的な支援をなぜためられるのでしょうか。市長のこの施政演説、本当に素晴らしい演説だったと思うのですけれども、これは市民の命と財産を守るための投資ということが決して無駄な支出ではないということを示しております。それは、将来の災害リスクを減らし、市民の安全を守るための重要な先行投資です。

市長に、改めて強く申します。市民の防災意識を高め、防災の専門家を増やし、災害に強いまち笠間市を築くため、市長自らの御発言、そして防災道の駅選定という新たな市の使命を実現させるためにも、防災士の組織化、そして資格取得助成制度の拡充を断固として実行していただきますよう、お願い申し上げたいと思います。

市長、いかがでしょうか。

○議長（畑岡洋二君） 市長山口伸樹君。

○市長（山口伸樹君） ちょっと時間がないのですが、災害時につきましては、先ほどあったように、自助・公助・共助のバランスというのは私も非常に重要だと思っております。日本では災害時、公助が中心になってしまって、民間の支援が若干弱いと。台湾などはよく例に出されますが、民間が公助と一緒に動き出すというような状況でありまして、過去にそういう発言をしたことは私も覚えております。

そういう中で、防災士という役割は重要であるかと思うのですが、防災士150名が、鈴木さんのように防災意識、地域貢献を最大限自分でやっつけようと思って取った人と、会社に指名で取った人と、いろいろな状況の人がいるわけです。それが悪いわけでも何でもありません。

そこを組織化するとなると、民間の組織として動かすべきだと私は思っているのですね。そうすると、じゃあ事務局がどうなのだ、会長、役員構成がどうなんだということになってしまって、あと防災士だけでいいのかとなると、全体の支援するにはいろいろな経験者が入ったほうがいいたろうということで、災害支援員制度というのを笠間市独自に、これは国の制度でも何でもない笠間市独自の制度をつくったというのが経過であります。ここ今38名の支援員がいますが、これを増やしていくというのも一つのこれからの課題ですが、38名のうち6名の防災士が入っておりますので、私は積極的に考えてくださる方は、この災害支援員に登録していただけたほうがいいのかなど。拠点避難所の避難所運営とか総合的な支援に回っていただけたほうがいいのかなどというのが、私の考えであります。かといって、防災支援員が一定の数を増やしていくということも必要であります、補助の

制度につきましては、先ほど部長が県の制度がありますので、今のところそれを活用していただければと思います。

以上です。

○4番（鈴木宏治君） 時間となりましたので、私の一般質問は終わりにします。ありがとうございました。

○議長（畑岡洋二君） 4番鈴木宏治君の一般質問を終わります。

ここで、15時15分、3時15分まで休憩いたします。

午後3時02分休憩

---

午後3時15分再開

○議長（畑岡洋二君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

2番酒井正輝君の発言を許可いたします。

〔2番 酒井正輝君登壇〕

○2番（酒井正輝君） 2番参政党の酒井正輝です。議長許可がありましたので、通告に従い、一問一答方式で行いたいと思います。

議長、パネルの掲示をところどころ行いたいのですが、許可をお願いします。

○議長（畑岡洋二君） 許可いたします。

○2番（酒井正輝君） ありがとうございます。

それでは始めたいと思います。

大項目は、一つだけです。担い手不足の土地問題について、伺いたいと思います。

まず、小項目①担い手不足の農地、山林、空き家に対し、移住を促進しつつ利活用する提案があるのですが、どのように考えますかということなのですが、答弁を求める前に、前提認識や社会背景を語っておきたいと思います。ちょっと長い説明になってしまっても時間の半分ぐらい使ってしまうかもしれないのですが、意図を説明しないと問いの意味が伝わらないと思うので、話しておきたいと思います。

以前にも言ったのですが、市の地域課題には、少子高齢化、あるいはそれに伴って都市部への人材の流出や人口減少、そういった担い手不足というものがあると申したことがあります。その後に、土地の空白化ですね。耕作放棄地とか放置林、そういったものの発生、増大があると。それが笠間市の地域課題として認識されているかなと思うのですが、市のほうも認識されているかと思うのですが、私はさらにそこに空白化したところに外国勢力や国土買収といったものがちょっと懸念してるよと、この間申しました。国土買収に関してはこの土地の空白化が一因だと思うので、そこを解決すれば多少は防げるのかなという側面があるので、今回はこの土地の問題ですね、担い手不足の土地問題、それに対して伺っていきたいと思います。

各自治体では人口減が騒がれておりますけれども、人口減少はもう仮に、原因は分からな

いのですけれども、自然の節理で増えた人口が適正人口に向かっているだけであれば、そんな問題ではないのかなと個人的には思っております。そもそも人口が少ないというのが田舎なので、東京みたいな人口密度を笠間市が目指していくというのはそもそも必要がないのかなと思っております。むしろ、問題というのは、人口減に伴う土地の管理者がいないことだと個人的には捉えております。つまり、人口をどんどん呼びましようといった提案ではなく、土地問題の解決について、市の考えや、こちらに手を上げた人をどう思うかってことを伺っていききたいというのが、今回の質問だと申しておきます。

そもそも耕作放棄地や放置林といった土地の空白が増える原因というものなのですけれども、ちょっとこの図を出してみたいと思います。人によっていろいろな原因を唱えるかと思うのですが、個人的には人々の生き方が変わったからと、そう捉えております。

まず、こっち側ですね、1950年ぐらいまでは、この里山の暮らしというのが主流だったのです。それに対して、線引きしてますけれども、高度経済成長期以降、町なかで働いて、必要なものはお金を稼いで買うとか、そういった生活が主流になってきた。これに伴って、ちょっと次のページなのですけれども、この辺りにどう生きるかとかこういったことが書いてあるのですけれども、それはともかくひとまず置いて見てほしいのは、ここの下の部分、四角い部分をちょっと注目してほしいなと思います。生活モデルというの、ベクトルというか、方向性を図にしてみました。別にこれはどっちがよいとかではなくて、何を選ぶかは人それぞれなので、よしあしとか価値判定とかいうのはちょっとまず置いて、プラスとマイナスとか右とか左とか、そういったN極とS極というのですかね、対立軸をまとめてみたものなのですけれども、自然のほうと人口の方ということで極を分けてみました。自然と人口とか、ローカルとグローバル、あるいは地域で協力する社会と個人主義と、手仕事と機械仕事、あとは自給と必要なものを購入すると、あるいは一番下の情緒と物質というのがあるのですけれども、これ分かりづらいかなと思うのですが、昔は貧乏だったけど豊かだったよねと、そういったことをおっしゃる方がいるのですけれども、地域のお祭りがあったりとか、みんなで餅つきをやったりと、そういった何でしょうね、地域で自給をしていくというか、育てていく豊かさみたいなのも、こっちの情緒と言ってるということです。これは、自然に即した暮らしの属性なのかなということでもまとめました。

土地問題なのですけれども、こちらの都市生活を志向する人にとっては、農地とか、あるいは山林というのはお金を生み出さないで、ある意味、負の遺産という捉え方をしてしまうと思うのです。こちらの都市部を思考する人に土地を管理してくださいと頼んでも、恐らく無理だと私は考えるのです。それに対して、こちらの自然な生活ベクトルを求め人をターゲットにしていけば、解決するのではないかと私は思っております。スローライフ的な田舎暮らしをしたい人というのは結構いっぱいいると思うのですけれども、そういった人をターゲットに土地を管理してくれないですかと提案していけばいいのではないかなと思っております。

あと、よく笠間の人と話していて出てくる話なのですが、優秀な人ほど人材が出ていってしまうと、そんな声も聞くのですけれども、優秀というのは恐らくこっちの東京圏とかそういうところで活躍できる人なのかなと思いますので、逆のベクトルでこっちで活躍できる人を拾っていけば、人材流出というのは防げるのかなと考えております。

それを踏まえて、こちら側の人たちを呼び込むにはどうしたらいいのかということ、ストーリー仕立てで話すと分かりやすいかと思うので、恥ずかしながら紙芝居を用意したので、それをちょっと聞いてほしいと思います。ちょっと雑な絵なのですが、未来の移住者をレポートするという、そういうお話を考えてシナリオを作っています。全部で7ページなので、我慢して聞いていただくとありがたいです。

まず、移住者にレポートすると、インタビューしたと、それを考えてください。当時東京に住んでいたのですが、きっかけは茨城県主催の移住者向けの説明会に参加したことです。笠間市の説明の中では、里山で自然とともに暮らす人々の姿が紹介されており、ほかの自治体より独特でした。都市生活に疲れていた私にはとても興味深かったです、興味を覚えました。

休みを取って現地を訪ねてみたのですが、そこで見たものは衝撃的でした。自然素材で造られたかわいい家、手入れされた庭先の菜園、統一感のある質素ながら上品な服装の人々。野生を残した庭園に咲く花達、鶏や馬といった動物たち、そんな空間で暮らす人々に、私は一瞬で心を奪われました。

ここでの人たちは食料自給も行っているのですが、畑は意外と小さかったです。代わりに積極導入しているのは、四季折々の果樹や木の実、ベリー類、そしてこぼれ種で勝手に増える作物でした。作りたい品目を決め打ちしないで、自然に育つものを採用するのが奥義だそうです。とは言っても、スーパーでの買物や外食もするし、柔軟性を持っていたほうがいいとのことでした。

縄文時代や弥生時代を思わせる一方、どこか現代的でおしゃれな家たちは、地域の人たちで協力して造るそうです。現地の木と土で出来ているので、低コストです。ローンも家賃もありません。入ってみると、中はひんやりと涼しく快適でした。法律の制約があるため小さいものしか造れませんが、食糧と家が自分で造れると、有事の際にも死なない自信ができるそうです。

地元民と移住者の間にあつれきがないのかと聞いたところ、特にはなく、荒れ地だったところを管理されて、地域の人達も助かっているそうです。移住者だからこそ、ある意味、地域行事への参加にも積極的です。私の子どもも近所のお年寄りに倣い、熱心におはよしの練習をしております。

導入段階でしたが、馬を飼い始めている人たちがいました。つがいで飼えば、何人かは仔馬を産んで増えるそうです。仔馬を交換し、動物を愛しながら、車両を自給する発想に、夢が広がりました。物質面のみならず地域内で協力して暮らす人々の姿に、私は美しさを

感じました。こういった地域でこそ、安心して子どもを産めるのではないだろうか、そんな考えがよぎる不思議な安堵感を抱きながら、帰路につきました。

当時独身だったこともあり、仕事を辞め、笠間に越すまでに時間はかかりませんでした。移住して5年たちますが、今の夫と出会い、あのときの予感は一変して現実になりました。第一子が生まれた後、現在もう1人身籠っています。今住んでいる土地を代々子どもたちに継承する一族の土地として、ここでの暮らしの質の向上に努めております。おしまいと。

ここで終わりなのですが、これは当然理想を描いたフィクションなので、実行するとなると幾つもハードルは存在すると思うのですが、移住者が土地とともに暮らして、自然と調整し、幸せな家庭を育むといったストーリーを描きながら、地域の担い手の確保や土地問題の解消、暮らしの向上、環境保全、有事への備え、地域社会へのつながりの強化、担い手の流出防止といった課題が、住民の自助努力によって解決していくプログラムを盛り込んでおります。

これを踏まえて、土地問題の解決、不動産活用の提案なのですが、今のお話の中で見たように、舞台となるのは、これは耕作放棄地とか放置林を活用して、そういったところを見たという設定なのですが、それに付随する空き家を活用していけばいいのかなと思っております。物語の中では家を造ったのですが、既にある空き家を活用して、造るのは物置とかそういったものになるのが現実的なのかなと思ってます。

担い手としては、ターゲットとしては、スローライフ的な里山暮らしを求める人、都市生活や仕事に疲れた人、あるいは自然の中で子育てしたい人と、こういった人はいると思うので、その人たちが対象という前提認識で捉えていただくとありがたいですね。

具体的にこういう使い方がいいのではないのかなという、これもまた図なのですが、こちらの従来の使い方というか、こういう畑の使い方という、こういうイメージなのかなと思います。それに対して、今のお話で出てきたのは、こういったものを見てきましたよということなのです。別に既に回っている畑をこういう使い方してくださいというのではなくて、荒地をどちらに使うのかとなった場合、こちらを推進できる、使えばいいのですけれども、それだけではちょっと間に合わないのかなと思うので、荒地などはこっちの使い方はどうでしょうかという提案です。

何が違うかという、ここに上のほうにキーワードが書いてますけれども、こっちは当然、出荷目的ですね。こっちは自家消費という、自分のことは自分でやりますという人たちの使い方ということで提案してみています。その結果、出荷と自家消費ということで、植生が単一と多様といった、そういったものになるのですけれども、産業としてやっていくには売上げというのを求めないといけないので、どうしても効率というものが要求されるので、それで単一になりがちということに対して、自家用となると、四季折々のものとか、あるいは食糧のみではなくて、建材とか燃料、衣類、その他の資材というのも視野に

入ってきますね。それで、多様化しますということですね。ちょっと細かくて分かりづら  
いですが、野菜畑としても使っているのですけれども、果樹とか花とか動物、スパ  
イラルハーブ菜園とか蜜蜂、池、掘っ建て、あずまやといったもので、その人の暮らしに  
必要なものを整えていくという。これは日本にはない、こういった土地の使い方なです  
けれども、横文字ではポタジェガーデンとかいって、多様なという、そこで多様なとい  
うのがポタジェの意味なのですから、そういったものに該当するのかなと思います。こ  
れは、畑の話ですね。

山林も大体一緒なのですから、一般的な人口林となるとこういった建材を造る用材  
林なのですが、今回提案する自家用となるといろいろな多様な使い方になっていく、多様  
な植生になってきますよということですね。

下のほうにキーワードが書いてあるのですけれども、それはちょっと後で説明しまし  
けれども、取りあえずこの二つの違いを見てこれどうですかと伺いたいのですけれど  
も、市の方針とか法律の観点から、そういったことでこれはできませんよといったもの  
があれば、もしくは問題ありませんといった感想があればひとまず伺いたいのですけ  
れども、いかがでしょう。

○議長（畑岡洋二君） 政策企画部長北野高史君。

○政策企画部長（北野高史君） 2番酒井議員の御質問にお答えをいたします。

この全体の感想ということでの御質問でございました。お話があったとおり、担い手の  
確保であったり人口減少に端を発した問題というのは、この暮らし方、また産業、普通  
の生活ですね、いろいろなところで大きな課題になっております。

そういった中で今御質問いただいたのは、特に土地に焦点を当てた御質問というふう  
に理解をいたしました。土地に関しましては、本市では総合計画であったり、立地適正化計  
画などにおきまして、全体的な土地利用の方針や積極的に居住誘導を図る区域、そうい  
ったものを定めながら取組を進めております。一方で、御質問にございましたとおり、耕作  
放棄地であったり、管理が行き届かない未利用地、これは家も含めてなのですから、  
こういった土地に関連する課題、非常に多くございます。

この解決には、行政だけではなくて、様々な主体による取組が必要と考えられるところ  
だと認識をしております。そういうような意味合いから、やはり個別個別、ただいまの提  
案の内容を聞きますと、例えば農地法であったり、個別の法律、法令等が関係するかと思  
いますので、そういった規定の範囲内でそのような活動をすることそのものを何ら否定す  
るものではございませんし、現にこの里山という魅力を感じて笠間市の中で暮らし、また  
移住をしてきている方もいらっしゃいますので、そのような捉え方をしているところでご  
ざいます。

○議長（畑岡洋二君） 酒井正輝君。

○2番（酒井正輝君） ありがとうございます。一旦ここで次に行って、また最後伺いた

いのですけれども、取りあえずよろしいです。

それでは、小項目②に行きたいと思います。

○議長（畑岡洋二君） 進めてください。

○2番（酒井正輝君） 小項目②環境政策の観点からは、どのように考えますかという質問なのですが、市内でこういった土地活用する人が増えると、環境政策の観点から何か不具合ありますかという意味でちょっと伺いたいのですけれども。

○議長（畑岡洋二君） 環境推進部長小里貴樹君。

○環境推進部長（小里貴樹君） 2番酒井議員の御質問にお答えします。

酒井議員が今御説明していただいている、提案して下さっていることを環境政策の観点からどのように考えますかとの御質問だと思っております。

土地に関して、管理不全の土地が活用されることで適正管理を行われていくことはよいことと考えられる一方で、新たな場所が人の生活圏となることによる動植物への生態系の影響、及び人の生活と連動して発生するごみや汚水などの対応を含めまして、各種法令等を照らした上で判断していく必要があるかなというふうに考えてございます。

○議長（畑岡洋二君） 酒井正輝君。

○2番（酒井正輝君） なるほど、ありがとうございます。

今の答弁なのですが、私ももともとだと思います。まず、大前提なのですけれども、森林とか自然の中にこういった都市生活を侵入をしようとか、そういったものではなくて、自然と調和するという、それがまず根本のコンセプトだということをまずお伝えしておきたいと思います。

それで、とは言ってもおっしゃるように、人が入ってくると、いろいろゴミとかそういったもの発生するのではないかとお考えだと思のですけれども、確かにそうなる問題だと思います。今回の提案の土地のターゲットというのは、冒頭申しましたように、もともと使われていた土地とか、あるいは空き家、そういったものの使われなくなったところの活用ということなので、自然林を切り開いて入っていくというものではありませんということで、その点、畑とか、ある意味人口林といった既に切り開かれていたところをターゲットにしているので、そうであればいかがでしょうか。そういった懸念はないと思ますけれども。

○議長（畑岡洋二君） 環境推進部長小里貴樹君。

○環境推進部長（小里貴樹君） 時系列的な話もあろうと思ますけど、例えば荒廃してとか、人の手が入った森林等がどの程度荒れ果てたのかとか分かりませんが、多分自然の生態系は人の手が入らなくなると、自然に戻ろうという回帰能力等があろうと思ます。それが、新たに人が行くことによって、生態系に影響を、また生物多様性への妨害をするのかとか、議員おっしゃられるように、個別な事案ではないのですけれども、そういったものをきちんと考えないと、一概にこんなぼやっとした感じのもので環境政策上どう

かという部分というのは、非常に我々側として見れば、様々な法令が絡んだり、様々な影響が絡んだり、そこに住まわれる方が快適な環境で過ごしていただきたいという笠間市側の考え方をどうやってクリアしていくのかとか、そういったことをやっぱり個別に考える必要があるかなというふうに考えます。

○議長（畑岡洋二君） 酒井正輝君。

○2番（酒井正輝君） なるほど、分かりました。

では、ちょっとその辺は細かい話になってしまうので、こちらのちょっとぼやっと話したお話とおっしゃることだったのですけれども、そのとおりの、聞き方がちょっと悪かったかなと思うところもあるのですけれども。

そういったそれを取りあえず踏まえてもう一つ伺いたいのですけれども、以前、耕作放棄地活用の一手段として、ソーラーシェアリングというものを挙げておられました。今回提案するこの土地活用のアイデアより、このソーラーシェアリングのほうが生物多様性などの観点から環境保全に優れているとか、そういった考えとか、あるいは根拠資料などはあったりしますか。

○議長（畑岡洋二君） 環境推進部長小里貴樹君。

○環境推進部長（小里貴樹君） 今、ソーラーシェアリングというお話がございました。国の営農型太陽光発電取組支援ガイドブックによりますと、作物の販売収入に加え、発電電力の自家利用等による営農経営のさらなる改善が期待できる取組事象として、ソーラーシェアリングというようなことが言われてございます。

そういった部分の中では、今一概に議員提案の内容とソーラーシェアリングの部分で、どっちが優れてるとか、どういう観点だ、生態系どういう及ぼすんだという話については、この場で一概に答えられるものではないというふうに考えます。

○議長（畑岡洋二君） 酒井正輝君。

○2番（酒井正輝君） 分かりました、ありがとうございます。優れている資料がありますかということ伺ったところ、そういったものがありますということは、いわばなかったのかなと。だからといって、こちらの提案より劣っているとかそういうことではないと、お考えだと理解しました。前にも伺ったときも、このソーラーシェアリングというのは一手段として捉えているというお考えだったので、特に進めたいとかそういうことではないと思うのですけれども、そういう理解で了解しましたということで。

もう一つ伺いたいんですけれども、今の私の提案なのですけれども、順調に実行された場合、植生の多様化によって生物多様性が促されるとか、さっきの図で示したようになるかなと思うのですけれども、あるいは自給生活が前提なので、持ち込まないとか持ち出さないとか、敷地内の供給と配置が完結する度合いが高まるとか、あるいは物量もないし化石燃料を使う度合いも少ない、あるいははごみの減少といった理由で環境負荷が低下する効果が見込めるのではないのかなと思うのですけれども、ちょっと今の答弁だと何とも言

えないという答えが返ってきそうですけれども、可能性はあるぐらいの答えをいただけると嬉しいのですけれども、そういったことでどう思いますか。

○議長（畑岡洋二君） 環境推進部長小里貴樹君。

○環境推進部長（小里貴樹君） 私どもこういった場でやっぱり御説明、答弁をさせていただく上では、やはり私どもが答弁するに値する我々ももっと勉強しなければいけないというふうに考えてございます。

今、議員の御説明いただいた内容について詳細な部分がもし確認できるものであれば、関係法令のものを確認したり、その影響がどういったものがあるのかという部分については、文献なども含めて調べない限り、我々はこの場では何とも申し上げられないと思います。

以上です。

○議長（畑岡洋二君） 酒井正輝君。

○2番（酒井正輝君） 分かりました、ありがとうございます。

ちょっとその辺また別の場所で伺いたいなど、もうちょっと詰めて伺いたいなどと思います。一旦この環境のほうはここで終わりたいと。何か最後なければ、これで次進めて大丈夫ですかね。

では、小項目③に行きたいと思います。

小項目③農政の観点からは、どのように考えますかということ伺いたいのですけれども、産業として畑の使い方を考えた場合、このプログラムというのは経済的合理性とは別のベクトルにあるのですけれども、農政の観点からいったら何かちょっと逆の方向にあるのですが、不都合がありますかという意味で伺いたいのですけれども、いかがでしょうか。

○議長（畑岡洋二君） 産業経済部長礒山浩行君。

○産業経済部長（礒山浩行君） 2番酒井議員のご質問にお答えします。

農政の観点からどのように考えますかの御質問かと思えます。全国的な人口減少や高齢化などにより、農業を営む方も全体的には減少してございます。規模の縮小や離農に伴い、耕作条件がよくない農地につきましては耕作放棄地となるケースが増えております。また、森林におきましても、森林所有者の高齢化や林業従事者の不足などにより、管理されない森林が増えつつございます。

このような中、農地や森林を適正に利用するためには、担い手の育成、加工や集積集約スマート農業の導入など、効率化を取ることが重要と考えているところで、これは産業としての部分でございます。

最終的には、酒井議員の御提案の件なのですが、農地や森林の管理については、所有者または担い手の利用方法の考え方によるものと考えておりますが、先ほど来、政策企画部長であったり環境推進部長が答弁あったように、様々な法令や課題等をクリアして、我々の場合は農地法であったり森林法、許認可の中で維持管理される方法としては、手段の中

の一つであるのではないかなというふうに感じているところでございます。

○議長（畑岡洋二君） 酒井正輝君。

○2番（酒井正輝君） ありがとうございます。手段の一つという、こちらとしてはありがたい答弁ではあるかなと思いますけれども。

もう一つ伺いたいのですけれども、木が生えて再生が困難の農地というのがあります。市内でもそういうところは私も確認してますけれども、荒廃農地のA分類とかB分類とか呼ばれるところなのですけれども、それをこの営農という形で活用を促す効果的な方法というのは、ほかにアイデアは市としてはあつたりするのですか。

○議長（畑岡洋二君） 産業経済部長礒山浩行君。

○産業経済部長（礒山浩行君） 荒廃農地の再生という部分かと思います。

特に、水田等で耕作放棄になったところ、条件にもよりますけれども、今年から水田畑地化対策事業として、水田を畑地化して、高収益作物である笠間の栗の生産を始めようというところでプロジェクトを始めました。

そういうふうなところもございまして、一概に全て山林に荒廃化したところを放置するというものではなく、条件が合えば高収益作物に転換してというところも、市としては取組を行っているところでございます。

○議長（畑岡洋二君） 酒井正輝君。

○2番（酒井正輝君） ちょっと何か問いの意図と答えが違うのかなと伺って思ったのですけれども。

荒廃農地です。条件が合えばということなのですけれども、いい方法があれば、それが徐々になくなっていくのかなと思うのですけれども、そういった意味で、どっちかという手入れがされてない農地は増えていってると思うのです。それに対して、営農ということを使っていってもらうということで、条件が多いとおっしゃったのですけれども、条件が追いついていくという有効な手段というのはお持ちですかということなのです。

○議長（畑岡洋二君） 産業経済部長礒山浩行君。

○産業経済部長（礒山浩行君） すみません、先ほどの答弁、産業という部門でお答えしたんですが、議員おっしゃるとおり、もう農地として利用ができないようなところは、農地から除外いたしまして、例えば山林にしていくとかというところも一つの考え方かなと。経済活動ができない農地について、そこを無理やり経済活動させるという考えだけでは市はございませんので、そういう考え方もあるのかなというふうに考えております。

○議長（畑岡洋二君） 酒井正輝君。

○2番（酒井正輝君） 分かりました。

さっきの環境政策課の答弁に関わってくるのかなと思うのですけれども、市の考え、市の考えというか担当課の考えとして、畑が森になっていくというのは問題ないというお考えということでよろしいですか。

○議長（畑岡洋二君） 産業経済部長礒山浩行君。

○産業経済部長（礒山浩行君） 問題があるのかないのかというところに関しましては非常に難しいお答えになると思うのですが、最終的には、先ほども答弁いたしました、農地や森林の管理については、所有者の方が判断すべきものと考えてございます。

○議長（畑岡洋二君） 酒井正輝君。

○2番（酒井正輝君） 分かりました、ありがとうございます。所有者がではどういった使い方、こういった使い方をするとしたら、それは法律とか、あるいは市の政策で止めるという、そういうことはしないと、そういうことだと理解しました。そうですね、ありがとうございます。

私の提案というのは農政、農政というか、土地活用とで農地としてのメリットもあるのかなと思うのですが、例えば食料自給ができるものの割合が増えたとすると、有事の際に市民が困窮する度合いが減るのではないかと思うのですが、それ農政の観点からどう考えているのか伺いたいのですけれども。

例えば、ロシアにはダーチャというものがあるのですが、菜園付の別荘みたいなものなのですが、そこではロシアで家とか食料を自分で作るカルチャーがあるわけなので、関連資料によると、ソ連崩壊の混乱期、国民の8割がダーチャを持っていたので、餓死者が出なかったと、そういったメリットがあったみたいなのですが、そういった効果がうまくいけば、いったら効果できると思うのですが、その点、農政の観点からどうですかね。森になるって一つの手なのですが、こういった市民が自分で自分のことはつくるという、余剰分で有事の際には周囲と分け合うといったことで有益なのではないかと思うのですが、それはいかがでしょうか。

○議長（畑岡洋二君） 産業経済部長礒山浩行君。

○産業経済部長（礒山浩行君） その活動される方の食料自給率につきましては、一定のリスクから外れるというふうには考えております。

ただ、自給する方、自分や家族が食べる分だけの小規模な農業となると思われまので、そのような方が増える一方で、さらに農地や森林を有効に活用するためには、考え方ややってくる農業の方と我々がやってくる経済としての農業というところのバランスが重要なのかなというふうに考えております。

また、笠間市ではクラインガルテンという施設を運営しておりますが、そこで卒村した方の中では、いわゆる半農半Xというスタイルで、自給的農業をしながらお仕事もされている方もいらっしゃる状況でございます。

○議長（畑岡洋二君） 酒井正輝君。

○2番（酒井正輝君） 最初の問いの答えに近いのかなと。所有者次第というか、それによっては別にデメリットはないという答弁、そういうニュアンスは聞こえるのですよね。こちらから市政として、それによって有事の際に全部餓死者が出なくなるとか、そこまで

ではないと思いますけれども、ある一定のその住んでる人に関しては面倒見なくなる、効果があるのかなという意味で聞いたと思うのですけれども、そういった効果は、農政課としても確認できるといったニュアンスで私受け取ったのですけれども、それでよろしいですか。

○議長（畑岡洋二君） 産業経済部長礪山浩行君。

○産業経済部長（礪山浩行君） あくまでも、その活動をしている方の中での食料自給というところで、それに関しましてはそういうふうに思ってるというところでございます。

○議長（畑岡洋二君） 酒井正輝君。

○2番（酒井正輝君） つまり、面倒見る国民が徐々に少なくなっていくのではないですかと私が伺いたかったのですけれども、分かりました。そういうお考えで、ありがとうございます。

小項目③はこれで、次行きたいと。特になければ、よろしいですね。ありがとうございます。

小項目④提案するプログラムが、将来的に移住希望者などへ受け入れられる現象が確認される場合、市として広報等に反映される可能性はありますかということなのですけれども、市政に何が期待したいのかということをお話したいと思うのですが。

答弁いただく前に、またちょっと少し情報を整理したいと思います。

今、農政と環境の面から伺ったのですけれども、私はメリットがあるのかなと思ったのだけれども、特に環境のほうではちょっと法令とか照らし合わせないと分かりませんということだったので、私個人的にこのプログラム、期待できる効果はいろいろあると考えております。まとめてみると、地域の伝統と、地域社会の存続とか地域の繋がりの強化、あるいは地域行事の継承、地域への帰属意識の向上、地域愛の感情、涵養、自助努力と創意工夫に生きる国民の養成、さっきも言いましたけれども、国や自治体の負担が減るのではないかとといった意味ですね。あるいは、後継者不足の解消、地域のお年寄りの活躍の場が生まれるとか、部外者や外国勢力によるモラルのない土地買収の防止、違法労働者や移民の防波堤になったりとか、私は環境保全に寄与するのではないかなと思ってます。あとは、縁結びと、ある種の文化水準の向上とか、心身の健康、食育とか、自然の摂理や哲学が身につくといった教育効果、あるいは有事や食料危機への備え、作ってる人には農政課はそういった答えでしたけれども、周囲に対して、私は余剰分で賄える部分もあるのではないかなと思ってます。あるいは、食料やエネルギー自給率の増加、真の地産地消、価値の転換、つまり山林や畑といった負の遺産が宝の山になりますよと。人とのつながりとか、自然の恵みとといった価値観の涵養、あるいはその他貧困とか孤独死、ごみ増加といった諸問題の解決に、私は個人的にはいろいろな効果があるのかなと考えております。

そういった効果を得るために必要なのは、私はこの担い手と土地と暮らしの技という三つの要素が必要なのではないかと思っております。暮らしの技というのは、さっき紙芝居でも描

きましたけれども、小屋を自分たちで造るとか、食料を自給するとか、そういったものですね。馬を飼うとかいったものも、行く行くは車両を自給するということですね。そういったハードルが高くて、行く行くはそういったことに伝わっていくのかなと思っています。あるいは以前、岡谷市区域間伐という省力の山林管理方法、提案したこともありますけれども、それでもそういった暮らしの技の共有といったことの一環だと思います。

移住ということで考えると、移住者にとって最も大きなハードルというのは、住まいと仕事の確保だと言えます。この仕事の部分を、こういった暮らしの技というか、自分のことは自分でやるといったものに置き換えたのが、今回の提案なのですね。政治が協力してくれるとなった場合、この仮住まいの新設とか、あるいは土地の仲介とか、そういったことですね。そういったものやってくれるとありがたいはあるのですが、これの提案というのは、お金がなければ回りませんとかコンセプトに反してしまうので、あるいはさっきの紙芝居の中で描いたストーリーでも、この生き方にある種の美しさとか輝かしさを見いだして、移住者自らこういったことを何の補助もなく求めていくと、そういったものなので、自助努力によって自分たちでやっというものなので、ある意味金銭的な支援というのはそんなには期待してないんです。

それに対して、では何でこの質問しているのかと申しますと、期待したいのは、例えば広報とか、そういったものやってくれるとありがたいなと思うのです。今すぐという話ではないのですけれども、仮に市民何人かで有志で動いて、市内のどこかでこういった価値観でもって生きる人たちが集まったとして、さらに共感した人々が何人かで移住するという現象が起こった場合、つまり国民の一部の人々はこういったことは求めているんだと市のほうも確認できた場合、東京圏への対外的な広報の場とかでこういった人たちがいるのだよと説明したりとか、見学先として案内するといった、そういったことも検討いただくとありがたいのですけれども、すぐには、はい、やりますなんてならないと思うので、最初はある程度先走って、誰かが事例をつくらないといけないと思うのです。その様を見て可能性を感じたという前提でのお話ですね。それを言った意図を込めて、小項目③なんですけれどもいかがでしょうかということで、御検討いただけないですかということをお願いいたします。

○議長（畑岡洋二君） 政策企画部長北野高史君。

○政策企画部長（北野高史君） 最初の御質問の際にもお答えをいたしましたけれども、まず行政での対応がどうしても不可能な、例えば土地を私たちが宅建業法に違反して仲介するとか、そういったものを除きますけれども、現在も例えば農業、クラフト、本当に一つではない笠間暮らしであったり、ライフスタイルの広報というものは行っております。ですので、今回御提案をいただいた形で、これを移住という切り口から見た場合が私どもの担当になるかと思っておりますけれども、そのような支援というものは継続して行ってまいりたいと思います。

ただ、個々具体的にこの広報のぜひというものは、やはりその広報の規定であれ、基準であれ、そういうものがございますから、まずはその御相談やその活動、そういったものを情報いただきながら判断をしていくものというふうに捉えております。

○議長（畑岡洋二君） 酒井正輝君。

○2番（酒井正輝君） ありがとうございます。

今の部長の答弁いろいろ解釈できるかなと思うのですけれども、何となくは私が提案するメリットというのも見ているのかなという気配は感じるのです。

ただ、この話というのは、時代を先取りしてると私は思ってるのですよ、私の表現ですけども。部長がおっしゃったように、いろいろな様々なハードルとかあるのですけれども、私の表現で言うと、ちょっと国内では知る限り前例がなかったりとか、そういった案件だと捉えております。だから、それもあっていろいろ判断が難しいと言う部分も、政治では判断が難しいという部分があるのかなという感想ですね、私の。

それゆえ、有志でもって最初は実行と実証をしていくという、それを見てから広報やってくれないですかという話だったのですけれども、現時点でのこの社会状況とか環境、環境というのですか、社会の認識というか、その中では、私としては最大限寄り添ってくれた答弁をしてくれたのかなと、私はそのような印象を捉えました。相談していきながらその実情を見ながら、何か協力してくることは、協力してくれるとありがたいですということで、まずはちょっと有志に実証しないと何とも言えないというところなのですけれども、それを踏まえてお願いしたいと思います。

ついでにもう一つ伺いたいのですけれども、人口減少に対して笠間市も、あるいはほかの自治体もすごい力を入れて頑張ってるし、笠間市では成果が出てると思うのですよね。どんどん減っているところをちょっとずつソフトランディングしていくとか、そういった成果あると思うのですけれども。

あえて聞きたいのですけれども、例えばこの地域から、笠間という地域から人がいなくなってしまうと。地球上には樹海みたいな、そういう人が住んでないところがあるではないですか。笠間がそうならない理由というのは、先ほど森になっていいんだとか、環境政策課の答弁ではそこにも自然に入っていくといろいろ問題があるのではないかと、そんな答弁も出たのですけれども、地域から全部森になってしまっただけで人がいなくなってしまう、そういった状況を避けたいと思って、人口減少に取り組んでるんだと思うのですけれども、それはどういったお考えでやってるのかとちょっと伺いたいのですけれども。

○議長（畑岡洋二君） 政策企画部長北野高史君。

○政策企画部長（北野高史君） まず、この人口減少というものは、ある種、当面の間避けられないものという認識が、これは日本国全部の考え方かと思えます。

ただ、ここに至るまでに、まずは人が居住していることを前提といたしまして、既存の

インフラであったり、いわゆる制度、社会の仕組みという言い方でよろしいでしょうか、これは経済、さらには生活における消費や共助も同様でございますけれども、極論として人がいなくなってしまうことは、財源を含めた行政による持続化が限界になって、同時に現在の暮らし方、暮らしのあり方そのものがまるっきり変わってしまうというような恐れがあるということがまずございます。

ただ、これをややちょっと感情も入れてお話ししますと、やはりこの笠間市で生まれるまたは育った人がいる以上、この根幹となるふるさとがなくなるということはあってはいけないことですし、そうはならないようにするために、そういった思いの中で、この人口減少社会の中で挑戦を続けているところでございます。

以上です。

○議長（畑岡洋二君） 酒井正輝君。

○2番（酒井正輝君） ありがとうございます。

ちょっといろいろ、人によっては何かいろいろ部長の答弁に対して感じ取るものって違うのかなと思うのですが、私の個人的な印象なのですが、ある意味同じような思いをもって、こういった提案をしてるのですよ。先ほどもこういった図で示したのですが、情緒と物質というのがありますけれども、部長がおっしゃってるようなそういった残したいもの、生まれ育った人たちのその思い出とかそういったものというのは、やっぱりこっち側に属性なのかなというのが、私の個人的な印象なんです。それを守りたいというのが、私の意図でもあるのです。ただ、今の社会の流れ見てると、どうもこっちに全部行っちゃってるのではないのかなと、地域のつながりはなくなっているのではないかなという、そういった印象なのですよね。

先ほど環境政策課で聞いたところ、森になるのはいいのだと。森になってそこに空白になって、外国人にやっぱり買われるとか、そういった現象が起こっている。全国的には起こっている、そういったことを防ぐには、やっぱり誰か、地元の人を守っていかないとはいけないのではないかなと私は思って、その一手段として、こういった土地に根差して、プラス1人あれば、土地は土地ごとよそに持っていけないと、後継者が次に受け継いでいけばそこに根差していけるのではないかと、そういった意味を込めて私は提案したのですが、ちょっと伝わってなかったのかなと思う半分、半分、部長の答弁によると、伝わってる部分は伝わってるのかなという印象です。それに寄り添ったと私は解釈してるのですが、そういった言葉もちょっといただけたという片りんはあるので、私もこういった地域のために頑張っていきたいと思っておりますということで、ひとまずここで切りたいと思うのですが、何か付け加えることはありますか、大丈夫ですか。

○議長（畑岡洋二君） 酒井正輝君。

○2番（酒井正輝君） ちょっと時間があるので市長に伺いたいのですが、感想とか何かあれば伺いたいのですが、こんなのはとんでもないと思ったとか、何でもい

いので一言伺いたいと。

○議長（畑岡洋二君） 市長山口伸樹君。

○市長（山口伸樹君） 今の議員の考え方を聞いておまして、100%理解はしておりませんが、何となくイメージ的には自給自足の時代の生活があってもいいのではないかと、多分思いがあるのかなと思います。

笠間でそういう生活をされたいという方がいれば、地権者との合意形成とか、法的な問題が仮にあれば、そういうものをクリアできれば、笠間での生活は、私は大いにやっていただいているのではないかなと思います。

もう既に、笠間の地でもほかから来て、やっぱりそういう自給自足とは言わないまでも、それに近いような、自分のライフスタイルを楽しみながら生活している方もいますし、そういう方を笠間の広報で今まで何度か取り上げてきた方もおりますので、そういう方を笠間市は受け入れる寛容な地域だということでもあります。

○議長（畑岡洋二君） 酒井正輝君。

○2番（酒井正輝君） ありがとうございます。思った以上にいい答えだったので、こちらも嬉しいです。

続いて、ちょっとまた時間あるのですけれども、副市長、どうですか。

○議長（畑岡洋二君） 副市長、よろしいですか。

副市長近藤慶一君。

○副市長（近藤慶一君） いろいろな考え方があるのだなというのが、正直な感想でございます。ちょっと自分にはなかなかできないのかなというふうに感じております。

以上です。

○議長（畑岡洋二君） 酒井正輝君。

○2番（酒井正輝君） ありがとうございます。これ今回いろいろ移住のほうだけではなくて、環境面とか農政とかいろいろなところから聞いたのですが、あるいは市長と副市長にも答えていただいてありがとうございます。

結局これ私は、これが、先ほど申しましたけれども、いろんなメリットがあると思うので、いろいろな切り口から感想をいただきましたということで、本当はこの環境政策とかそういったところからもなかなかいいねという答弁を期待したのですけれども、そこはちょっと法律の関係ということで話になってしまったのですが、最後にそんなに、市長もおっしゃっていたように、そういったことで受け入れることは問題ないという、笠間市でも問題ないということで、私としてはなかなか最大限いい回答いただけたのかなと思います。それで言葉を受け取ったので、そういったことで、私もこういった地域のために尽くしていきたいと思いますということで、それを見て協力できることがあったら、協力して

いただければ幸いですということで、終わりたいと思います。

私の質問は終わりたいと思います。

○議長（畑岡洋二君） 2番酒井正輝君の一般質問を終わります。

---

#### 散会の宣告

○議長（畑岡洋二君） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

次の本会議は、17日午前10時から開会いたします。

本日は、これにて散会いたします。

御苦労さまでした。

午後4時10分散会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する

笠間市議会議長 畑 岡 洋 二

署 名 議 員 内 桶 克 之

署 名 議 員 田 村 幸 子